

市民科学通信

01 2025 No.56

- 【シリーズ】資本主義の現場を広告の仕事体験から考える（1）・・・真島正臣・・・02
「定年」とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・塩小路橋宅三・・・07
〈ご返事〉 竹内真澄さんへ・・・・・・・・・・・・・・・・重本冬水・・・09
【新書散策の旅（シリーズ第20回）】
ロシアは日本を仮想敵国に？『オホーツク核要塞』から学ぶ・・・宮崎 昭・・・10
最終エネルギー消費量を削減し 原発廃止、
再生可能エネルギーを9割に！・・・・・・・・・・・・青水 司・・・14
大逆事件談話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・重本冬水・・・17
【非武装中立宣言】非武装永世中立を目指すというクリエーション・重本冬水・・・19
—「積極的平和主義」をめぐる対立軸—
【翻訳】グレゴール・ギジ・インタビュー・・・・・・・・（訳）照井日出喜・・・26
—35年前の臨時党大会と今日の左翼党の挑戦—
【資料】ベルリン：エスカレートするユダヤ系市民への迫害・・・照井日出喜・・・35
【コラム】トイレとゴミ箱・・・・・・・・・・・・・・・・照井日出喜・・・38
近況短信：ファンタジーにある「老い」・・・・・・・・宮崎 昭・・・39
—団地タクシー奮闘記「新年を迎えて」の巻（26）
農本主義のなれの果て（三）・・・・・・・・・・・・青野豊一・・・41
——進歩にとっての障害者を封じこめる手だて——
最終講義 思想から見た西と東 西洋思想史のアジア論的転回・・・竹内真澄・・・49
【研究ノート】市民の平和力とは何か（下）—（4）・・・中村共一・・・61
——「永遠平和」と「市民の平和力」——

2025年1月28日 発行
発行：NGO 市民科学京都研究所
事務局 E-mail: sigemo.nao@gmail.com

<シリーズ>

資本主義の現場を 広告の仕事体験から考える

眞島正臣

漠然と気づきながら、資本主義における「広告産業」の機能性を理論的に納得できた論説は、斎藤幸平氏の『人新世の「資本論」』（集英社新書、2020年刊）であった。「この無意味なブランド化や広告にかかるコストはとてつもなく大きい。マーケティング産業は、食料とエネルギーに次いで世界第三位になっている。商品価値に占めるパッケージングの費用は10%～40%といわれており、化粧品の場合、商品そのものを作るよりも、三倍もの費用をかけている場合もあるという。そして、魅力的なパッケージ・デザインのために、大量のプラスチックが使い捨てられる。(257頁)」この引用で、大量生産、大量消費の負の構造をすべて言及できたとは、言えない。頷けるところはあった。

20代から60代までマーケティング産業と分類される「広告」の仕事に携わって来た視点で、過去を検証しようと考えている。戦後の広告活動は、生活消費の進展とともに「衣・食・住」の順で成熟したと言われる。もう一つの広告の役割は、戦後復興の基礎作りから生活の豊かさへの発展と変化を見える化し、消費を促進することであった。人々の消費へのモチベーションについては、石川弘義『欲望の戦後史』（昭和64年、廣済堂出版刊）のような専門家からの研究成果も生み出されている。

1回「かつての広告クライアント住友金属が消えた」

日本製鉄のUSスチール買収計画が在職中のバイデン前大統領により、NOを突き付けられる事態が起こり、日本製鉄は、裁判に持ち込むという。日本産業界あげて、アメリカ政治の経済への介入を批判する状況が起こっている。私が「住友金属工業の新聞広告制作を担当していた」時代が起想された。住友金属工業は、新日鉄と合併し、日本製鉄と改名した経緯があった。過去の記憶が辿れたのである。

1, 東名高速道路開通に貢献した企業の広告を制作

東名高速道路開通の工事が終わるやいなや現地取材したのが昭和44年であった。当時、広告制作者の私の勤務は、大阪のM年社という戦前からの広告代理店の制作局に所属する社員であった。長く東海道として人々が旅した街道を自動車で移動するという道路が開通したこと

で、高度成長時代の夢を叶えた朗報であった。新聞広告で、住友金属がガードレールや住ホールと名付けられていた鉄の部材やテールランプの提供により、道路建設に貢献したというコンセプトを訴求。住友金属の社会貢献を知らしめた。広告というより、広報に違い表現の原稿を作る目的で、現地ロケに出かけていた。現在の東名高速道路から見渡せる富士山の写真を引用するが、カメラマンが同じような画像を撮影してくれた。<https://we-love.shizuoka.jp/season/winter/17737/>



新聞紙面に掲載されたが、広告は、カラーではなくモノクロ写真であった。私は途中入社で、引き継いだクライアントの一つが住友金属工業である。かつては、和歌山製鉄所の高炉など、企業の設備を訴求する広告表現が中心だったようである。お堅い製鉄会社が表現ビジュアルをスマートにしたい意欲が目覚めた時代といえよう。規模を誇った和歌山製鉄所の外に、新たに関東で鹿島製鉄の高炉を作り、高炉建設競争といわれた時代に活力を発揮した企業であった。経済の中心が消費経済の隆盛に移り、生活者の身近なところに存在する「鉄の会社」という企業イメージへ住友金属も変身せざるを得なくなった。広告するメディアも電波と並行することになり、私の所属したM年社から大手のD社に扱いが移行し、制作も委ねられることになった。私の担当企業でなくなった。

2、企業イノベーションをCI戦略に委ねた住友金属

広告代理店大手のD社が大手企業に仕掛けたブームがあった。「CIはコーポレート・アイデンティティの略で、「企業の特徴を、統一されたビジュアルやメッセージで内外に発信し、共有してもらうことで、企業価値を高めることを指します。一中略—よくCIというと企業ロゴや社名変更などを指すと思われがちですが、企業理念や企業行動の統一も含まれます。1980年代には

潤沢な広告予算を持つ大企業を中心に「CIブーム」が到来します。しかしその多くは会社のロゴの変更や社名変更などに留まり、本来の企業的価値向上の目的とほど遠いものとなっていました。バブル崩壊とともに「CIブーム」は終息します。」

(ラボホームページより引用、<https://cbo-media.com/lab/ci-vi-bi>)

ちなみに組織の人材のマインドまで変革する手法は流行せず、デザインを洗練されたものに変えるVI、BI戦略を実施する手法の大手企業は続出した。

「ビジュアル・アイデンティティ(VI)とは前述の通りCIの構成要素の一つで、企業の視覚的な展開を統一させる活動のことです。

会社案内のパンフレットや名刺、封筒、Webサイトにいたるまで、ビジュアルに一体感を持たせることで、顧客や社員に企業の一貫性のある価値観を訴求し、共感やモチベーション向上をもたらします。」(前出と同じ出典)またBIとは、

「自社を、あるいは自社が提供する製品やサービスを「顧客にどう思われたいか」を明確にすること。(出典:同文館出版「社員をホンキにさせるブランド構築法」(前出に同じ出典)である。

新たな時代気分、社会潮流を創り出したのは、マスコミであった。これまでの経済基盤と戦後復興のインフラ整備を担っていた産業界を「重厚長大」と要約し、消費産業の身近さを「軽薄短小」という馴染みやすさのコピーで消費者を巻き込んだ。住友金属のCI戦略がどの手法で行われたか確認できないが、当時のCI戦略成功事例として企業イノベーション手法を公開していた「川崎製鉄」の詳細な取組を私は学習していた。すでに、住友金属工業は、私が所属した広告代理店を離れていた。軽薄短小の潮流をコンセプトにしたであろうCMがテレビで流れていたのを記憶している。採用されていたタレントは、山瀬まみである。舌足らずの社名連呼の印象広告手法であった。結論的に言えば、住友金属工業は、イメージチェンジしたと言えず、鉄鋼業界の苛烈な闘いの中で後退せざるを得ない状況に陥ったようである。私が担当した時代の社長は、日向方斎であった。当時の活躍ぶりが以下のように記録されている。

「日向 方斎(新字:日向 方斎、ひゅうが ほうさい、明治39年<1906年>2月24日 - 平成5年<1993年>2月16日)は、日本の実業家。住友金属工業名誉会長、第8代関西経済連合会会長(1977年 - 1987年)

新日鐵住金会長、経団連会長の稲山嘉寛が「ミスター・カルテル」と呼ばれ、企業経営にもつねに「協調哲学」を打ち出したのに対し、日向は、市場経済思想に基づく「競争哲学」の信奉者として知られ、政府との対決も辞さなかった。勲一等旭日大綬章受章。」(ウイキペディアより引用)(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E5%90%91%E6%96%B9%E9%BD%8A>)

産経ホールか、三越劇場だったか忘れたが、株式投資を呼込む講演会の壇上に上がった日向方斎の勇猛果敢なカリスマぶりは、「競争哲学」の権化のようであった。いつ、どこからライバル企業との闘いが始まり、ついには新日鐵と合併する競争状況に転じていったのか、ネットによる合併報道の事実を検索すると記録が存在する。和歌山製鉄所、鹿島製鉄所などで、次々と、

新しい高炉建設を行い国内の業界での競争に力を入れているかに見えていた。ところがネットの情報で過去を辿ると「新興国の台頭や円高などの6重苦で窮地に陥っていた」(出典、後注に表記)という。国外の製鉄業界との競争にも危機感を感じていたようである。身近な人に、住友金属工業勤務だった親がいた方が何人かおられて、無事に定年退職した親父さんの息子もおれば、工場から人事部へ配転され苦勞されたという娘さんの話も聞いている。

3, 広告で好転しなかったその後の戦略、新日鉄との大型合併

「新日鉄住金(現日本製鉄)が誕生したのは、2012年であった。新日本製鉄と住友金属工業が合併し、2012年に新日鉄住金(現日本製鉄)が誕生した。新興国の台頭や円高などの6重苦で窮地に陥っていた日本の産業に風穴を開ける大型合併。東日本大震災を挟んだ国難のさなか、戦後の日本経済を引っ張った基幹産業がその姿を大きく変えた。」(日経ビジネス<証言そのとき企業は>) <https://business.nikkei.com/atcl/NBD/19/00134/020200006/>

2023年の粗鋼生産量は中国企業がトップで、USスチールは、27位である。「新日鉄住金」誕生の時代から中国勢の台頭は、日本企業の地位を揺るがしていたようである。この時期からの日本産業界の変遷は、次のように捉えられている。「ミタルの動きに神経をとがらせている間に中国勢も台頭していた。鉄鋼メーカーの合従連衡を国策で進め、10年11月には中国最大手の河北鋼鉄集団が河北省の民営鉄鋼会社5社を吸収合併すると発表した。11年の粗鋼生産量は河北鋼鉄と宝鋼集団が世界2位と3位。かつて世界首位の座に君臨した新日鉄は、中国の武漢鋼鉄にも抜かれ、6位に転落していた。」そして再編成への背景は、以下のように述べられる。「国内の事業環境もずたずたになっていた。円高、高い法人税、厳しい温暖化ガス削減目標、労働コストの高さ、自由貿易協定(FTA)交渉の遅れという構造問題に加え、11年には東日本大震災を受けた電力問題が発生。日本の製造業を苦しめる「6重苦」といわれた。鉄鋼業界も例外でなく、競争力を取り戻すため再編への機運は高まった。」(同上、日経ビジネス) <https://business.nikkei.com/atcl/NBD/19/00134/020200006/>

住友金属の社名が消えたことへの素朴な疑問を解くために、2012年当時の日本産業の変遷を再考した。現在の、米国USスチール買収計画の源流を探る情報を初歩にすぎないがあらまし得られたようである。

4, 企業の危機を広告で立ち直らせることができるか

現在でも、現場で「産業広告」という分類がされているかどうかは、定かでない。住友金属工業の事例を、今回は、テーマにしたが、消費財広告と異なり、「産業広告」と呼んでいた分野の仕事であった。「新日鉄住金」から「日本製鉄」へ社名変更した際に、新たな告知広告が打たれたかどうか、調査していない。現在、バイデンから買収拒否された「日本製鉄」への日本国内の支援感情は、悪いものではない。マスメディアによるニュース報道が生み出した好感度で、広告が

生み出したものではない。国内世論が「日鉄擁護」に傾斜するのを批判する言論もある。

「国益を考えたときに、本当にそれは国がやるべきことなのかは疑問です。国内世論は完全に“日鉄擁護”になびいていますが、グローバル資本主義が転換点を迎えて久しいことを理解しなければなりません」いずれにしても、日鉄にとっては買収成立をアテにはできない状況が続く。そんな同社は今後どこに成長戦略を見出していくのか。」(デイリー新潮「巨額買収劇の真相」新潮社)

<https://news.yahoo.co.jp/articles/64442e89728f7ba2b7abb523774c4293002c5b6c?page=2>

疑問を抱くのは「グローバル資本主義が転換点を迎えて久しいことを理解しなければなりません」の一行である。後に詳しいフォローがないので、世界の国々が、「アメリカ・ファースト」のように自国主義の守りに入り、相互協力しない状況にあることを言わんとしているのだろうか。現在の世界の鉄鋼業界における日本製鉄の競合位置は、明確であるがここでは、立ち入らない。広告ビジネスとして成長戦略を立案すると並行して、出来ることは次の段階に存在する。日本製鉄が買収計画に成功した場合、お披露目の必要に迫られる。危機のを広告で解消できるかというテーマにそぐわないから、ここで中断する。日本製鉄は、USスチールの労働組合から、バイデン前大統領からNOを突き付けられているが解決の道を探っている。世界の鉄鋼業界がリストラと買収による競争を繰り返している、その渦の中にいることには、日本製鉄も同じである。

今回の事例とは切り離して思い浮かぶのは、雪印株式会社が危機を乗り越えた事例である。現在は、会員でないが、かつて活動していた広告学会で、ステークホルダーなどとのコミュニケーションの改革を目的とする広告活用の経過を、雪印株式会社の社員からの報告で拝聴したことがある。危機を乗り越えるために、社員が一丸となり、消費財の場合、商品価値を見直してもらうことが第一の課題となる。倒産するかと思われた雪印株式会社は、広告会社などの支援も得て、経営回復させた。詳細は忘れたが、危機を隠すための嘘の広告表現も事件当初あったように記憶する。倒産寸前の企業が時間を掛けずに、性急な広告キャンペーンを行い、大衆の理解を得られず、終焉を迎えた過去の事例は、幾つもある。住友金属工業が、早くに、広告訴求を断念したのは、企業の実情を正しく理解してもらうために、告知しない戦略を取られたことは、やもう得ない懸命な方策であっただろう。新日鉄との合併は水面下で検討されたようである。10年間の歳月を要したようである。企業経営の実際とは、別のところで準備されていたのである。

(まじま まさおみ)

「定年」とは何か

塩小路橋宅三

毎年三月になれば各職場で「おめでとうございます」と言われて送り出される定年退職者は、本当にめでたいと思っているのだろうか。定年後も低賃金で雇用されていることから考えてみると、これは「非自発的失業」ではないかと思う。まさに「年齢による差別」である。高齢者雇用安定法の2021年4月施行以来、現実には多くの企業は60歳からの再雇用での継続雇用を考えているが、それは65歳まで雇用継続と称しながら実質的に60歳定年を認めたくえで成り立つ制度である。ましてや、モチベーションを低下させる役職定年や転籍出向なる意味不明の制度も一般的になりつつある。退職金廃止が論議されている今日において、「定年」の意味は何だろうかを考えてみる。「定年」もしくは「停年」と称する制度は給料に匹敵する能力を有していないとみなされて退職を強要される制度にすぎないと思う。

65歳を過ぎてハローワークにて求人を探しても、自らのキャリアを活かせるような仕事を見つけることは難しい。体力的な衰えと相談しながら、低賃金でも稼げる仕事に就けたら幸せと思わなければならないのが現実である。それならばと、起業に踏み切るにはかなりの勇気が必要となってくる。資格を有しているとして、現役並みの所得があって悩まなくても済むのは医師ぐらいである。つまり65歳と言われる定年後に年金プラス無理のない小さな勤労所得があれば、年金のみに頼った生活から脱して余裕のある人生を送れるのである。

年功制賃金があるがゆえに同一労働同一賃金の原則は守ることができない。たとえば、同じ力量で電車を運転していても年上の者のほうが賃金が高いのはなぜだろうか。給料が高いのは運転もできるし、仲間が機嫌よく働くためのマネジメントもしていると言うかもしれない。その通りとしても日本では人的資源管理が反対給付に匹敵する職務であるとの認識と評価も低い。仲間が敬遠する仕事を給料分に匹敵する以上しなければ「タダ貰い」「給料泥棒」との誹りも覚悟しなければならない。そもそも日本では管理職手当はあっても人的資源管理の職務とは何かが不明瞭である。早く管理職にして残業手当を出さなくてもよい方策に使われているとの説もあるぐらいである。さらに、上司や同僚から定年制度を無視してでも管理の職務にとどまってほしいなどと言われるようなことはないが現実である。

就職、実際は「就社」であるが、その送り手である大学は金儲けのスキル重視で就職戦線が形成されるため、大学における就職指導はそれへのシフトを強めていく傾向である。競争社会において勝ち残らなければ「人間らしい」暮らしはできないと刷り込んでいく。「就社」すれば会社の定める定年まで安泰との夢を見させていたが、現在では社会人基礎力を養うために資格取得を奨める路線となっている。訓練を行う専門学校との差のない教育まがいで学生を釣っている。対人的なコミュニケーション能力を養うと言っているながらSNSやZOOMのリテラシーを訓練している。対面にてのリアルなコミュニケーションを意識的に増やさないと、調整力を失って独善的な強制が跋扈することになり

かねない。もうすでに大学も企業も資本主義の断末魔のようなブラックに成り下がっている。

それなりの収入がなくては定年後の生活が成り立たないという論理はインパクトが強い。夢見るフリーター世代は月額7万円足らずの老齢基礎年金のみで生活できないことは自明の理である。生活困難な単身高齢者世帯の増加に対する政策は、雇用されるためのリスクリングを考える以前の問題である。これに定年後の非自発的失業世代が加わる構造では日本社会が成り立たないことは誰が考えても否定できない。退職金というリテンション策はいずれ意味がなくなるだろう。ここで労働者側も定年破壊を労働者的に取り組まなくては資本によるディストピアに引きずり込まれることとなる。高齢者は働かなくても豊かな生活を送れる社会保障制度実現などは、低負担高福祉の考えでは限界があるので税制と連動しての高福祉高負担を認めざるを得ない。さらに金さえあれば人間的に豊かになれるものではない。そうなると、高齢者の社会的参加としての仕事の確保のほうが先決ではなかろうか。

解雇四条件を軽くみた任期付きの雇用制度による解雇は認めることはできないし、問題になってもカネで解決する風潮である。それによって労働市場での流動性を増すというならば、短期でも安定雇用が必要なのである。長寿社会である日本では定年後の年金のみで大丈夫という社会でもない。それならばと、資金力ある高齢者を投資に誘い込む不労所得推進政策は、果たして定年後の人間的な豊かな生活と言えるのだろうか。さらに定年制が解雇の金銭的解決の口実とされる可能性も否定できない。実質的な整理解雇であっても形式的な定年制を援用されれば、労働者は不当であると訴えても公序良俗に反しないとの司法判断されるのは目に見えている。それでも訴訟によって企業イメージが損なわれる考えるならば、使用者側は金銭で話をつけようとするわけで、たとえ誠意のある回答であっても仕事を奪われることには変わらない。また、社会的参加に誘導するような施策も必要である。

定年制や役職定年制において中高年齢者のモラルが下がることは否定できない。中高年齢者によっていわゆる「老害」現象を起こしていることも否定できないが、コーチングよりもメンタリングと言われている現代において中高年齢者のコンピタンスを評価できない現実に、中高年齢者が定年制や役職定年制は「年齢による差別」と声があげられない事実を直視しなければならない。この非自発的失業をおめでとうなどと言って送り出されることほどおめでたいことはない。日本社会は何よりも所属が必要な社会なのである。職業欄に無職と書き、所属欄を空欄とする屈辱は想像以上である。寄稿などに応じると必ず所属を記載しろと言われる。もう所属でなくなっているのに肩書として〇〇大学名誉教授のような表現が目立つ。大学名は所属を表してその大学を代表しているのではないとの正論は企業では通じない。公務員でも定年後まで内部告発のようなことを実質的に制限される。年功制賃金のために同一労働同一賃金の法則は守られないとして、「働かないおじさん」問題が若年層から提起されている。なまじっか働くと「老害」などと指摘され、とどめは「定年」である。安易な外国人労働力よりも中高年齢者の定年制度を破壊して、行く末を考える時期に来ているのではないかと思う。

(しおこうじばし たくぞう)

<ご返事> 竹内真澄さんへ

重本冬水

小森陽一さんが書かれた「書評；竹内真澄著『坊っちゃんの世界史像』」（雑誌『経済』2025年2月号掲載）をお送りいただき、ありがとうございます。早速、読ませていただきました。

(1)

書評の前半は小森さん自身の院生時代までの略歴紹介あるいは回顧のような内容ですね。私が北大理学部物理学科4回生になった時に北大文類に入学されたようです。その年の6月には「6・15北大事件」が起こります。書評では「革マル派」のことが書かれていて、教養部は「革マル派」の拠点だったことを私も記憶しています。「ビラとアジテーションとタテカン画きの日々」であったと書かれていて、私も似たような日々であったことを思いかえしています。また2回生後期からの学部移行における教養部での成績の件も触れられていて（成績順で決められる）、ロシア史ではなく国文への移行となったことが、その後の小森さんの学問人生を方向づけたのでしょうか。米原万里さんが友達だったようで、その助言で北大文類に入学されたとの逸話も、この中身が定かではありませんが興味深いです。妹の米原ユリさんは北大理学部の後輩でした。1987年、井上ひさしと結婚されました（井上マリ『姉・米原万里一思い出は食欲と共に一』文藝春秋、2016年参照）。私も学生時代を回顧しています。

(2)

さて本題の「書評」の内容ですが、国文学者、漱石研究者の視点・目線からの書評であり、たいへん興味深く読ませていただきました。特に、①「小説の構造の要をおさえた指摘」、②「言語表現の可能性を開いていく」、③「漱石で現代日本を包囲するという文学的政治経済闘争の方法」などの評が特に興味深いです。

①は「おれ」、「僕」、「私」の「坊っちゃん」の一人称分析です。ちなみに書評の中では、小森さんは「竹内氏」、「真澄さん」、「筆者」と使い分けられています。私にとってはたいへん興味深い使い分けです。②は漱石の「自己本位」をめぐる竹内さんの論を「社会運動的なよびかけにもつながる」という可能性です。③は、さらに「漱石は論吉の階級観に抗する『自己本位の社会』の到来」とする竹内さんに「心から賛同する」とされ、「この本の大切な自己主張に気づかされた」と評された。そうか竹内さんは「漱石で現代日本を包囲する」という構想をもって書かれたのですね。

これ以外に、竹内さんの「賃労働論の発展を全作品の中に見い出す」および「ビートルズ革命の世界史的意味づけ」への小森評があります。つまり、前者に「真澄さんは言い切るのである」、後者に「全身全霊で同意する」などの評です。国文学者的評言であるのか、小森さんの個人的評言なのか。

(3)

本「通信」52号で、私なりの書評として「漱石像の解読—竹内真澄著『坊っちゃんの世界史像』を読む—」を書きましたが、その末尾でこの著書は「私には難解です」としました。小森さんの書評を読んで、この「難解」の理由がわかりかけてきましたが、さらに難解度が増したとも思えてきます。

竹内さん、以上がとり急ぎの感想、ご返事です。今日はこれくらいにしておきます。いや、これくらいしか書けません。小森さんの書評から竹内さんの著書をめぐる議論が広がっていくことを期待したいと思います。

(しげもと とうすい)

新書散策の旅（シリーズ第 20 回）

…ロシアは日本を仮想敵国に？

『オホーツク核要塞』から学ぶ…

宮崎 昭

昨年のノーベル平和賞は日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が受賞しました。他方、世界 9 カ国が保有する核弾頭は約 1 万 2100 発あり、そのほとんどは短時間で発射可能だといえます。ネットに流れたニュースは、日本も再び核攻撃を受ける可能性のあることを指摘していません（朝日新聞 DIGITAL）。

英紙フィナンシャル・タイムズは、ロシア軍が日本や韓国との戦争を想定し、160 カ所の攻撃対象リストを作成していたと伝えた。2014 年までに作成されたものだが、現在のロシア軍の戦略にも関連しているとみられるとしている。

同紙が昨年 12 月 31 日に、ロシア軍の機密文書の内容として報じた。それによると、攻撃対象の 160 カ所のうち 82 カ所が司令部や航空基地などの防衛関連施設で、その他は原子力発電所や工場、橋といった民間インフラだったという。

日本では、本州と九州を結ぶ関門トンネルや茨城県東海村の原発施設などがリストに入っていた。また、北海道の奥尻島にある航空自衛隊レーダー基地について、戦略爆撃機「Tu160」1 機から 12 発のミサイルを発射し、85%の確率で破壊できると書かれていた。基地内部から撮影された写真のほか、施設の詳細な測定値も示されていた。

なんとなく予想されたことですが、怒りを通り越して「不気味」でさえあります。

私たちは沖縄周辺に対する関心を高く、深く、頻繁にもっているのに、オホーツク海についてはほとんど知識と危機感を持ち合わせていないのが現状です。実際、オホーツク海はロシア原潜の「聖域」であり、周辺は何重もの防衛網が張り巡らされ、「要塞」化されているといえます（小泉[2024]26 頁）。冷戦終結に伴ってその役割は軽減したかと思いきや、ウクライナ侵略にともなうアメリカや NATO との緊張によってむしろ強化されているようです。

ここでいう原潜とは、ロシアでは戦略任務水中ロケット巡洋艦（RPKSN）というのですが、西洋式にいうと SSBN、つまり「SS というのは潜水艦（submarine の S）の意味で、これに B がつくると弾道ミサイルと搭載（ballistic missile の B）、さらに N がつくると原子力推進（nuclear-powered の N）」というわけで、弾道ミサイル搭載型で原子力推進の潜水艦という意味になります（36 頁）。ソ連時代の冷戦期から、原潜の開発に注力してきたのですが、その理由はもちろん世界最大の軍事国家であり世界筆頭の核保有国であるアメリカの存在です。しかも、世界で唯一軍事目的で核兵器を使用した超大国が海を挟んで向き合っているわけです。SSBN の改良、開発に力が入るのも、原潜による核ミサイルを西海岸だけでなく、アメリカ全土に打ち込む能力

を備えようとしたからです。ただし、ソ連崩壊後のロシア軍事力は大きく減退し、かつて 500 万人以上の兵力をもっていました。2022 年のウクライナ侵略時には 115 万 628 人と大幅に減少し、2023 年には 132 万へと増員されたものの世界第 4 位にとどまっています (40—41 頁)。

にもかかわらず、「原子力潜水艦だけは話が別で、太平洋艦隊は北方艦隊と並び、SSBN、SSGN、SSN を運用する特別な存在であり続けている。この原子力潜水艦隊こそが、本書の『主人公』と呼ぶべき存在である」 (43 頁) ということなのです。なお、小泉 [2024] は「あとがき」のなかで、自らを評して、「細かいデータや事実を拾い」だすことが得意な「オタク気質」をもっており、「大量の略語や軍事用語が溢れ、決して読みやすい本とは言えない」 (351 頁) と語っています。SSBN についてはすでに説明をくわえましたが、SSGN とは巡航ミサイル搭載原子力潜水艦 (原子力推進でないものは SSB)、SSN とは戦術潜水艦 (ディーゼル・エレクトリック潜水艦) のことであることを付記します (37 頁)。

小泉さんは「オタク気質」と謙遜しますが、歴史認識もしっかりしています。ベトナム戦争と一連のインドシナ紛争を引き合いに、第二次世界大戦後も大国間 (米国、ソ連、中国) の軍事衝突が終わっていないことを指摘し、なお重視すべきこととして、「20 世紀に生み出された二つの革命的な軍事技術—核兵器と弾道ミサイルは、次なる世界大戦が人類の破滅を意味するという相互了解を米ソの双方にもたらし出した」 (52 頁) と認識しています。このことは、「途方もない資源を投じた軍拡競争が展開される一方、その力をいかにして行使せずに済ませるかが軍事理論上の課題となった。つまり『抑止』という考え方の浮上である」 (同上) と語っています。使用されてはいけない、「使用する意図のない」核兵器を互いに競って開発するという巨大なジレンマの登場です。

全面的な核戦争、それは人類の滅亡に導くものという最悪のシナリオを想定しながら、このジレンマに向き合うということとは、簡単な表現で言うと、「我が国に対してこんなことをしたらこっちは核を使うからな」という脅しの効果、要するに「宣言政策」というものです (311 頁)。ロシアがウクライナ侵略に踏み切ったのも、この脅しが効いているというのです。

ロシアはオホーツク海の聖域を含めた核戦力の脅しを用いて西側が実力でロシアの行動を阻止できない状態を作り出し、これによってウクライナへの侵略を可能にしたということである (305 頁)。

本格的な核兵器の使用 (戦略核) が躊躇されるとしたならば、限定的な戦術核の利用戦略が捻出されることとなります。周知のようにプーチンは度々戦術核の使用をほのめかしています。小泉さんは、ロシアの核兵器利用と核抑止の可能性を三つにまとめています。ロシアが全面核戦争を始めるとは考えにくい、という想定の上でのことです。三つのシナリオです。

まず第一が<戦闘使用>ですが、これは全面核戦争に至らない範囲で戦術核を利用して勝利を目指すもので、およそ射距離 500 km と短く、通常兵器の延長上で使われるとされています (308 頁)。第二が<戦争終結の強要>です。戦争の終結を目指して、いわば敵国に白旗を挙げさせるために、ごく限られた規模で核兵器を使用するもので、あくまでも「勝利」ではなく「戦争停止」を目的にします。そして第三が<開戦・参戦阻止>です。ウクライナをめぐる NATO を想起するのですが、犠牲者があまりでない海域や施設を対象に使用するもので、北朝鮮が弾道ミサイルを撃ち込んでいるのも、この威嚇であり「宣言政策」であるともいえます (307—309 頁参照)。

米国は E2DE (Escalate to De-escalate) と呼んでいるのですが、これはロシアが採用している核戦略の概念で、エスカレーションを抑止するための限定的な核使用を通じて本格的な核戦争を避けて、自国の安全を死守しようとするものです。

繰り返しになりますが、ロシアもアメリカも、この第二と第三の戦略を基本においているとい

うこととなります。ただ、本格的な核戦争を回避しようとするスタンスは、実際にはいつでも核兵器による攻撃が可能であるという、背筋の寒くなるような事態が恒常化しているということで、極めて危険な状態です。

海をはさんで、中国、北朝鮮、ロシアという核保有国に囲まれた日本です。対面に位置するだけでなく、外交関係が概ね良好とはいえ、緊張関係に覆われています。ただし、日本の背後にある核保有大国のアメリカの存在を忘れてはいけません。要するに、“挟まれて”いるのです。

我が国は核保有国ではないので、「抑止力」論の延長上の考え方から、日本も核武装すべきだという声は少なからずあります。しかし、「格の傘」の下にあり「核兵器禁止条約」を批准しない日本は事実上“核保有国”と言っていいでしょう。非公然ではありますが、核兵器を備えたアメリカの原潜や戦艦が日本の港などに出入りしています。

さて、ロシアと西側の NATO やアメリカとの対立は、実際にウクライナで激しい戦闘が繰り返されているわけですが、アジアとロシア、日本とロシアについてはどうなのでしょう。先に紹介したように、ロシアは韓国と日本に照準をあてて戦略をたてていました。

意外といえば意外なのですが、小泉さんの警戒心は濃厚ではありません。思いのほか淡泊なのです。安易な紹介と言われるかもしれませんが、引用を重ねます。

「一方、日露間における軍事紛争の可能性はそう高いものではない。係争地である北方領土をロシアが実効支配している以上、日本がこれを実力で奪還しようとするのでない限り、領土問題をめぐって日露が戦う可能性はまずないと考えてよいだろう」（333 頁）。

「では、日本の対露戦略はいかにあるべきか」（336 頁）。

「…最も望ましい未来図を考えてみよう。欧州での軍事的緊張度が低下して日露間の政治・外交・経済関係が再び改善し、中露の接近にも歯止めがかかる、といったあたりが概ね想定されるのではないかと思われる。これをエンド・ステート（達成されるべき望ましい状態）と設定するならば、日本の戦略にとって主な手段は外交や経済協力になる」（336 頁）。

「…より現実的に想定されるエンド・ステートは、現状維持ということになろう。日露間には多くの懸案が残り続けるが、軍事的緊張をこれ以上高めることなく、『冷たい平和共存』のようなものを維持し続けるということである」（337 頁）。

では、「冷たい平和共存」のなかで、日本の軍事上の抑止戦略についてはどう考えたらいいのでしょうか。

「ここでの重点はロシアの能動的防御型攻撃を比較的低いコストで無効化ないし低減できる能力に置かれねばならない。前述のように、日本にとってのロシアの脅威はあくまでも二次的なものだからである。また、日本は懲罰的抑止力（報復能力）の保有を現在まで認めていないから、これは拒否的抑止力（敵の攻撃が所期の効果を挙げない能力を持つことで抑止力とするとの考え方）に基づく必要がある。

このように考えたとき、真っ先に選択肢に挙がるのは統合航空ミサイル防衛（IAMD）能力の獲得・強化であろう。有事に予想される航空機・巡航ミサイル・弾道ミサイルの集中的な攻撃に対処すべく整備が進められている IAMD 能力は主として中国や北朝鮮の脅威を念頭に置いたものだが、これはそのまま、ロシアの能動的防御戦略に対する拒否的抑止力としても機能しよう。

繰り返すが、日露間における軍事紛争の可能性はそう高いものではない。抑止力の本丸はあくまでも中国と北朝鮮への対処なのであって、なるべく安く、『ありもの』で対露抑止の信憑性を高めることが日本にとっての戦略的課題といえる」（338－339 頁）。

「最も望ましい未来図」では外交と経済協力が、そしてより現実的には「現状維持」というところに軸があり、「なるべく安く、『ありもの』で対露抑止の信憑性を高めることが日本にとっての戦略的課題」と言われて、憲法第 9 条をもつ私たちにとって、そうなのかなと思う一方で、

それで安心してよいのか不安の種は尽きません。

軍事や兵器の使用価値に限定された議論であり、その性能や「能力」がもつ可能性を遡及した説得力ある論考でした。ただ、私の晴れない疑いは、「独裁者」プーチンがいつ“理不尽”な決定をして命令するかです。心理的には金正恩に対して抱く不安と同じです。

2015年のことですが、ロシアは内戦の続くシリアで「イスラム国」を標的に空爆を開始しました。オバマ大統領（当時）がアフガンやイランから軍事撤退を余儀なくされたことを意識して、国際的な反テロ連合の結成を訴えてのことです。

ロシアは10月7日に巡航ミサイル26発をシリア領内のISの拠点に撃ち込み、すべてが命中したと発表した。ロシアが巡航ミサイルを実戦使用したのは初めてだった。シリアから1500キロ離れたカスピ海上の巡洋艦4隻からの発射は、ロシアも米国並みに精密誘導兵器を保有したことをNATO側に見せつける意図があったと受け止められている。…（中略—宮崎）…空爆開始後のロシアの輿論調査ではプーチンの支持率が過去最高の89.9%に達した（佐藤[2016]221頁）。

今となつては、アサド政権は崩壊しロシアへの亡命を余儀なくされたのですが、89.9%が本当であるとすれば、プーチンの「決断」には兵器への信頼だけでなく、国民の支持が大きくものを言っているように思いました。重視すべき点です。

【参考文献】

- 小泉 悠[2024]『オホーツク核要塞 歴史と衛星画像で読み解くロシアの極東軍事戦略』
朝日新書
佐藤親賢[2016]『プーチンとG8の終焉』岩波新書

(みやざき あきら)

最終エネルギー消費量を削減し 原発廃止、再生可能エネルギーを9割に！

青水 司

「第7次エネルギー基本計画」原案（昨年12月17日公表）の問題点

- ① 2040年度の最終エネルギー消費量の削減は2023年度比わずか1割程度です。
- ② 2040年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率は4～5割ですが、9割は可能です。「自然エネルギー財団のシナリオ」によれば、潜在力は電力需要の7倍程度もあり十分可能です（注1）。
- ③ 2040年度の発電電力量は2023年度比10～12%増加（2050年度はさらに20%増加）ですが、そのなかで原発比率を2023年度8.5%から2040年度20%程度に増加させるとしています。以上、第1表参照。
 - ・ 発電電力量を増やし原子力・火力発電依存の構造に固執し、ひいては省エネルギーに逆行する政府の時代錯誤の政策に断固反対しましょう。

第1表 2040年度エネルギー需給見通し

		2023年度（速報値）	2040年度（見通し）
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億 kWh	1.1～1.2兆 kWh 程度（10～12%増）
電源構成	再生可能エネルギー	22.9%	4～5割程度【9割可能】
	太陽光	9.8	22～29%
	風力	1.1	4～8
	水力	7.6	8～10
	地熱	0.3	1～2
	バイオマス	4.1	5～6
	原子力	8.5	2割程度（2倍以上）
	火力	68.6	3～4割程度
最終エネルギー消費量		3.0億 KL	2.6～2.8億 KL（1割減）
温室効果ガス削減割合		22.9%	73%

補足・追加批判

- 1) ③で原子力発電比率 8.5%を 20%程度に増加するとしているが、②のように再生可能エネルギーは 9 割に増加できるから原発は必要ない。さらに、火力発電比率は 3 割減少して 3~4 割としているがもっと減少できる。
- 2) 第 6 次エネルギー基本計画（2021 年 10 月）では 2030 年の発電電力量は 2019 年（1.02 兆 kWh）比 1 割減（0.93 兆 kWh）としていたのに、③のように 2040 年には発電電力量を 2023 年比 1 割以上増加させるとしているのも重大であるが、この点は 2022 年 7 月すでに GX で原発回帰を明言していた（注 2）。この大きな理由として、情報のプラットフォームや AI に細密の半導体が大量に投入され、そのために大量の電力と純水が必須とされることが考えられる。この半導体生産に優れている台湾のメーカーが日本への進出を強め東北地方や九州地方の過疎地域に進出している。農業などに必要な水不足の深刻化が懸念されるとともに、下記のように電力需要の拡大による原発の拡大も懸念される。このような発電電力需要の増大は新たな問題を起こしつつある。その意味で、グーグルなど（GAFAM）巨大 IT 企業は巨大なデータセンターに必要な電力を確保するために独立系原発企業に投資していることに注目すべきだ。2024 年度年初来株価は 10 月には 4 倍以上に上昇している企業が多い（SME [NuScale Power +473%] NNE [Nano NewClear Energy+430%] など）。
- 3) 九州の玄海原発などに関わって再生可能エネルギーが停止されるという問題が一時話題になったが、太陽光や風力などの発電事業者に対し一時的な発電停止を求める「出力制御」制度によって出力制御が 2023 年度から急速に増えている（第 2 表参照）。電力過剰になる 5 月の連休などに火力や再生可能エネルギーを出力制御させている。原発の出力制御が技術的に難しいという理由である。原発は出力を一定にせざるをえず、余剰電力を夜間などに揚水発電に転用している。このような技術的欠陥（非効率）を理由に、拡大すべき再生可能エネルギーを抑制することは許せない。原発のこの技術的欠陥は温排水（汚染水）とともに重大な欠陥である。政府は再生可能エネルギーが天候などで出力が不安定だと主張しているが、原発こそ出力制御が困難で廃止すべきである。

第 2 表 出力制御の増加による再生可能エネルギー普及の抑制

2022 年度	2023 年度	2024 年度
13.4 万所帯分	44.2 万所帯分	49.8 万所帯分
5.75 億 kWh	17.6 億 kWh	24.2 億 kWh

注 1) 自然エネルギー財団の「自然エネルギーによるエネルギー転換シナリオ」（2014 年 12 月 12 日公表）によれば自然エネルギーの潜在力は電力需要の 7 倍はあり、2040 年の比率 9 割は可能としている。

注2) GX (グリーン・トランスフォーメーション) とは「産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行」させる「経済社会システム全体の変革」で、その中核に「原子力を据える」というのが経産省の構想である(2021年12月発足)。そして、電化が進むとして2050年の電力需要1.3~1.5兆kWhをもくろんでいる。官僚の作文とはいえ、あまりに歴史に逆行する文言である。「原子力」を地域分散型「再生可能エネルギー」に置き換えれば同意できるが、産業構造としても大量生産・大量消費・大量廃棄からの脱却が求められている現代、なぜ変革の中核に「原子力を据える」のか。原発は1基100万キロワット級が標準で、建設費が1兆円規模の重厚長大産業の代表である。さらに大量の高濃度放射性廃棄物で地球を汚し、子孫にまで残してしまう。このような原発の再稼働だけでなく危険な核兵器級プルトニウムをつくることが可能な高速炉を含めて革新炉を開発するという。福島第1原発過酷事故を起こした責任は、2022年6月最高裁が不当にも判断したように原子力国家にはないのか。ならば、ロシアによるウクライナの原発攻撃・占拠やイスラエルによるガザなどでの乳幼児の大量殺害、北朝鮮兵士のロシア派遣も踏まえて、わたしたち研究者は核兵器に密接に結びつく原発を廃止させ被災者、避難者の人権を支えなければならないだろう。

付記：本文は、レポート風ビラ「原発 そこが問題だ」を研究者向けに修正しました。

(あおみ つかさ)

大逆事件談話

本「通信」前月号のコラムで坂本清馬の無実の碑をとりあげました。清馬の再審請求にも触れられています関連資料として日弁連会長談話を以下に掲載します。談話の末尾は「政府に対し、思想・言論弾圧の被害者である大逆事件の犠牲者の名誉回復の措置が早急に講じられるよう求めるものである」とされています<日弁連 HP より>。私も政府に対し犠牲者の名誉回復の措置が早急に講じられるよう求めます。

死刑執行の1月24日、25日を前にして、重本冬水

大逆事件死刑執行100年の慰霊祭に当たっての会長談話

1910年（明治43年）、明治天皇の殺害を計画したとして幸徳秋水ら26名が刑法73条の皇室危害罪＝大逆罪（昭和22年に廃止）で大審院に起訴された。大審院は審理を非公開とし、証人申請をすべて却下した上、わずか1か月ほどの審理で、1911年（明治44年）1月18日、そのうち2名について単に爆発物取締罰則違反罪にとどまるとして有期懲役刑の言渡しをしたほか、幸徳秋水ら24名について大逆罪に問擬し、死刑判決を言い渡した。死刑判決を受けた24名のうち12名は翌19日特赦により無期懲役刑となったが、幸徳秋水を含む残り12名については、死刑判決からわずか6日後の1月24日に11名、翌25日に1名の死刑の執行が行われた。いわゆる大逆事件である。本年は死刑執行から100年に当たる。

幸徳秋水らが逮捕、起訴された1910年（明治43年）は、同年8月に日本が韓国を併合するなど絶対主義的天皇制の下帝国主義的政策が推し進められ、他方において、社会主義者、無政府主義者など政府に批判的な思想を持つ人物への大弾圧が行われた。そのような政治情勢下で発生した大逆事件は、戦後、多数の関係資料が発見され、社会主義者、無政府主義者、その同調者、さらには自由・平等・博愛といった人権思想を根絶するために当時の政府が主導して捏造した事件であるといわれている。戦後、大逆事件の真実を明らかにし、被告人となった人たちの名誉を回復する運動が粘り強く続けられた。

死刑執行から50年の1961年（昭和36年）1月18日、無期懲役刑に減刑された被告人と、刑死した被告人の遺族が再審請求を行い（棄却）、1990年代には死刑判決を受けた3人の僧侶の復権と名誉回復がそれぞれの宗門で行われ、2000年（平成12年）12月には幸徳秋水の出生地である高知県中村市（現在、四万十市）が幸徳秋水を顕彰する決議を採択、2001年（平成13年）9月には犠牲者6人を出した和歌山県新宮市が名誉回復と顕彰を宣言する決議を採択した。

また、当連合会は、1964年（昭和39年）7月、東京監獄・市ヶ谷刑務所刑場跡慰霊塔を建立し、大逆事件で12名の死刑執行がなされたことへの慰霊を込め、毎年9月、当連合会と地元町内会の共催で慰霊祭を開催してきた。

政府による思想・言論弾圧は、思想及び良心の自由、表現（言論）の自由を著しく侵害する行為であることはもちろん、民主主義を抹殺する行為である。しかも、裁判においては、上記のと

おり、異常な審理により実質的な適正手続保障なしに、死刑判決を言い渡して死刑執行がなされたことは、司法の自殺行為にも等しい。大罪人の汚名を着せられ、冤罪により処刑されてしまった犠牲者の無念を思うと、悲しみとともに強い怒りが込み上げてくる。

当連合会は、大逆事件を振り返り、その重い歴史的教訓をしっかりと胸に刻むとともに、戦後日本国憲法により制定された思想及び良心の自由、表現（言論）の自由が民主主義社会の根本を支える極めて重要な基本的人権であることを改めて確認し、反戦ビラ配布に対する刑事弾圧や「日の丸」・「君が代」強制や、これに対する刑事処罰など、思想及び良心の自由や表現（言論）の自由を制約しようとする社会の動きや司法権を含む国家権力の行使を十分監視し続け、今後ともこれらの基本的人権を擁護するために全力で取り組む所存である。また、政府に対し、思想・言論弾圧の被害者である大逆事件の犠牲者の名誉回復の措置が早急に講じられるよう求めるものである。

2011年（平成23年）9月7日

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健児



【非武装中立宣言】非武装永世中立を 目指すというクリエイション

—「積極的平和主義」をめぐる対立軸—

重本冬水

(1)

新年早々の1月6日、龍谷大学「東アジアの未来」の講義において再び「戦争絶対非認」をめぐるテーマで受講生との対話を行いました。前期の講義については「戦争絶対非認は理想論」という学生の意見・主張をめぐって本「通信」でコラムを書きました（重本 [2024]）。今回の講義での受講生からの応答では、カントの言う「自然状態は、むしろ戦争状態である」という内容から「だから戦争は避けられない」という意見・主張が特に印象に残りました。

「戦争状態は自然状態」という表現は、私が子供の頃、母親から「日本は戦前、10年ごとに戦争を繰り返していた」という言葉を思い出させます。1894年の日清戦争から10年後の1904年に日露戦争が起り、その後、1914年に第一次世界大戦、1931年満洲事変、1937年日中戦争、1939年第二次世界大戦、1941年太平洋戦争へと続きます。「戦争状態は自然状態」であった。戦後はどうか。1950年朝鮮戦争（今も休戦状態のまま）、1955年～1975年ベトナム戦争、1990年湾岸戦争、2003年イラク戦争、2022年ウクライナ戦争など、日本は軍事同盟国アメリカの下、これらの戦争にコミット（関与）し、その一翼を担ってきました。

ベトナム戦争反対闘争で、私は神奈川県相模原の米軍工廠で修理された戦車のベトナムへの搬出阻止の学生・市民の座り込みなどに参加しました。この戦争ではアメリカ占領下の沖縄の米軍基地が特に重要な役割を果たしました。1950年に勃発した朝鮮戦争の時も同様です。沖縄本島を含む南西諸島は繰り返し戦争の惨禍の中にあります。1972年の沖縄返還後も続いています。今は「台湾有事」の「備え」の真ただ中にあります。この意味では、憲法9条（非戦・軍備全廃）があるにもかかわらず、日本は戦後も「戦争に繰り返し関わってきた」、「戦争にコミット（関与）してきた」のであり、「戦争状態は自然状態」なのです。今もそうです。「日本は平和！」という言葉をよく聞きます。戦争に向けて一步一步突き進んでいるのに、「平和ボケ」状態、つまり日本社会はピントが合わない状態、ぼんやりと鈍った状態、それは「戦争ボケ」状態なのです。

(2)

30年以上も前になりますが、専門ゼミ（大阪経済大学）で学生が短歌を詠み、その中に、以下の湾岸戦争に関する短歌があります（『卒業歌集—ゼミ歌壇—』（1992・3・25発行））。

湾岸のテレビ映像見るうちにこれはゲームと見る人あれど
人々や何を思うか湾岸の過去の戦の面影なし

学生たちは、戦争をゲームのように捉えられている現実、また過去の戦争の惨状を知りつつも、それが薄れていく現実を捉えています。今の学生はウクライナ、ガザの惨状をどう捉えているのでしょうか。「戦争絶対非認」の講義で私はこのことを知りたかった。

なお、この『卒業歌集』は、篠原三郎先生の『歌集キャンパスの四季』（みずち書房、1991

年)を教材として、ゼミではじめて短歌をとりあげ、篠原先生の短歌を詠む雰囲気の中で、ゼミの時間中に詠まれた短歌をまとめたものです。ゼミ旅行、ゼミ合宿でも夕食後は歌会を開いていました。これも篠原先生の影響です。懐かしい思い出です。

(3)

「自然状態は、むしろ戦争状態である」と述べたカントは、それに続けて「それゆえ、平和状態は、創設されなければならない」と述べます。受講生には、この「創設」(クリエーション)に注目し、戦争を起こさない方途を探ってもらいたいと思います。

「戦争絶対非認」の講義のメインタイトルは「非武装中立と『市民の科学』」です。「戦争絶対非認」およびそれを定めた憲法9条は非武装永世中立を目指しています。非武装永世中立は「創設」されなければならない。「創設」とは無から・ゼロからの出発です。学生・若者には旧態依然の戦争観＝戦争への向き合い方(例えば「正義の戦争」、「防衛の戦争」などは止むを得ない)ではなく、クリエイティブな思想と行動に期待したい。非武装永世中立を目指すというのはクリエイティブな思想と行動です。「理想論」ではありません。「自然状態は戦争状態」の中の「現実論」・「運動論」です。

(4)

「創設」とは無から・ゼロからの出発ですと述べましたが、実際には非武装永世中立化は無でもゼロでもないことに気づきます。憲法研究所・上田勝美編『二世紀の平和憲法—改憲論批判と平和・人権保障の展望—』(法律文化社、2024年)の本が届きました。澤野義一先生と奥野恒久先生から送っていただきました。本書の序は「二世紀の平和憲法の展望—安全保障と改憲論の動向を踏まえて」とされ、この下で編集されました。特に、非武装永世中立論は憲法研究所を1962年に創設された田畑忍のライフワーク的な主張であり(同上書iiページ、以下本書からの引用はページ数のみ記載)、『ニュース』(新聞誌)が発行され、研究所発足時は『永世中立』と称し1994年3月まで続きました(308ページ)。

本書の序では、ロシアのウクライナ侵略戦争について「ウクライナはソ連邦から独立した後に憲法で『中立』を明記していたにもかかわらず、それを放棄して、アメリカの後ろ盾のもとでNATO加盟の方針を明確にしたことが、ロシアの侵略を招く要因になった」(xiiページ)ことにも言及しつつ中立政策の今日的意味づけがなされています。また安倍政権時に展開された「積極的平和主義」が憲法九条の平和主義や非武装永世中立主義を「消極的平和主義」として批判したこと(ivページ)、「軍事力強化による平和維持論でなく、軍事力によらない平和維持論こそ求められている」(xiiページ)とされています。軍事力によることを「積極的」といい、軍事力によらないことを「消極的」という現政権の「積極的平和主義」の「安全保障の理念」は、憲法九条を無視し、さらに戦前回帰(＝「戦争状態は自然状態」)にも至る暴論です。それは「積極的戦争主義」です。いったい戦後、何を反省したのか。本書では「平和と人権」を不可分のものとして「二世紀の平和憲法の展望」が考察されています(xiiページ)。

本書には非武装永世中立に関する論稿が2つあります。それは「II 平和憲法の思想的源流」のタイトルの下の後藤正人「近代日本の非戦・軍備全廃論」と出原政雄「田畑忍の非武装永世中立論」です。日本には明治以降、非武装永世中立へとつながる先達のクリエイティブな思想と行動があるのです。私はこれらに勇気づけられます。最初に勇気づけられたのは本書の序を上田勝美先生と共に書かれた澤野義一先生の『平和憲法と永世中立—安全保障の脱構築と平和創造—』(法律文化社、2012年)をはじめとする多数の非武装永世中立の著書・論稿です。

(5)

後藤稿では、冒頭、次のように述べられています

「現代世界では、非戦（戦争根絶）のために、軍備全廃（非武装）の国は珍しくない」（49ページ）。

龍谷大学「東アジアの未来」の講義で「戦争絶対非認」を学生に問うている私は、学生からそれは「理想論」だとの応答と格闘しています。後藤さんのこの言葉に勇気づけられます。

後藤さんは、軍隊を有しない国は27ヶ国であることを紹介され、人口の比較的多い国としてマリ共和国（2025万1000人）、ハイチ共和国（1140万2000人）、ドミニカ共和国（1084万8000人）、コスタリカ共和国（520万人）を上げられています。いずれも共和国ということが共通しています。そして「憲法で戦争根絶と軍備全廃を規定しているのは日本だけ」（49ページ）と指摘されています。なお日本は共和国でなく「立憲君主国」です。

後藤さんは次のようにも述べています。

「現代において非戦・軍備全廃論を支える理論的背景には、君主制国家論ではなく、国民主権に基づく民主的な、あるいは共和主義的な国家論があるのではないだろうか」（49ページ）。

日本国憲法は「非戦・軍備全廃論」であるにもかかわらず、現在、この論が著しく後退している理由の一つとして「立憲君主国」に、その理論的・現実的な背景があることを考えざるをえないと思います。

さて、本稿の「近代日本の非戦・軍備全廃論」の思想的源流の考察についてみていきたいと思います。

まず「自由民権期」について、後藤さんは、1872年植木枝盛は「戦争が世界に対する大犯罪であり、世界平和組織を作って、戦争をなくすのは文明世界の産物であると把握していた」（50ページ）、中江兆民は「小国日本の戦力不保持の民主立国論や、道義外交と世界政府論（未展開）が存在することの意義を論じた」（51ページ）と紹介された。その上で後藤さんは、「自由民権思想では非戦・軍備全廃の考えには明確に至っていないが、このこと的背景には、民主的な国家論が欠けており、即ち明白な共和主義でなくとも、国民主権に基づく国家構想を描けなかったことがあるのではないだろうか」（51ページ）と問われています。

次に「日露戦争期」については、1901年に安部磯雄、片山潜、幸徳秋水、河上清、木下尚江、西川光二郎らによる社会民主党の宣言書には「万国の平和をきたすためにはまず軍備を全廃すること」と謳われています。また、強い非戦論をもって木下尚江、内村鑑三、片山潜、幸徳秋水、堺利彦は日露非戦論を展開した（52ページ）。

「大正デモクラシー期」は、朝日新聞社会部記者・松崎天民の次の言葉が紹介されています。また後藤さんは「大逆事件の裁判・葬送・死体解剖等をめぐって人間的な目から報道した」記者としても紹介しています。

「戦に死んだ父子兄弟のために嘆き悲しむことを、女々しいと嘲り、男らしからずと笑ひ、不忠と罵る様な『人情の虚偽』を、新聞の雑報面から奪ひ、戦争談の挿話から根絶したいと思ひます」、「戦死するよりも俘虜になれ」、「個人の生活を犠牲にして、国家の生存を争ふなど云う事には、時代も何もあつた訳のもので無く、その外見上から論ずれば、世界の地図に如何なる変色を見るに至るやら、実に寒心の極であります」（56ページ）。

松崎の人間的な目からの報道です。圧巻です。

「昭和前期～憲法制定期」は、賀川豊彦の昭和3年の「全国非戦同盟」の結成、「キリスト教的な社会主義による平和思想の根底には非武装を骨子とした世界連邦論が存在していたのである」（55ページ）、1940年2月2日の衆議院での戦争政策の批判によって議員を除名された斎藤隆夫は、「帝国議会において天皇制軍隊に対する肅軍・反軍演説」で知られています（57ページ）。

戦後の憲法制定期では、憲法学者の鈴木安蔵の次の言葉が紹介されています。

「いきなりね、天皇制を廃止する、日本を民主的共和国にするというんでは国民の合意を得られないんじゃないかと考えたからなんだが、やはり甘かったんだな。僕らは妥協したけどもね、

やっぱり近代民主主義革命の骨は君主制廃止なんだから、なぜあのときふみきれなかったかね」(58 ページ)。

「やはり甘かったんだな」の声が私の脳裏に突き刺さります。「なぜあのとき君主制廃止にふみきれなかったかね」、その悔しさが伝わってきます。

この言葉の後、後藤さんは「鈴木は近代天皇制国家の克服が非戦・軍備全廃論へと繋がっていると確信していたのである」(58 ページ)と述べています。私も国家のあり様と非戦・軍備全廃論は繋がっていると思います。カントも同じです。「永遠平和のために」の第一確定条項は「各国家における市民的体制は、共和制でなければならない」(カント[1985]29 ページ)としています。

以上のような明治期からの日本近代化の中での非戦(戦争根絶)・軍備全廃(戦力不保持)論、それは非武装永世中立を目指すことに繋がります。この系譜(思想と行動)の上に憲法9条があると思います。後藤さんは「むすびに」で「近代日本の一筋の『非戦・軍備全廃論』は日本国憲法九条で果たされた。しかし現実化はしていない」(60 ページ)と述べられた。現実化するには、非戦(戦争根絶)・軍備全廃(戦力不保持)、そして非武装永世中立を目指すしかないと思います。私には鈴木安蔵の「やはり甘かったんだな」の声が聞こえてきます。この言葉が今(2025年)も蘇ってきます。今後、数年後か、数十年後に「やはり甘かったんだな」と悔やまぬようにしたい。そのような今に、私たちは置かれていると思います。

《「帝国」から「民国」へ》

1919年3月に起こった「3・1独立運動」を経て、同年4月11日、大韓民国臨時憲章は、その第一条に「大韓民国は、民主共和制とする」と明記しました。大韓帝国は1910年8月29日の「韓国併合」によって滅亡しました。その9年後に、大日本帝国の下(植民地化の下)での「帝国」から「民国」(民主共和国)としての臨時政府の樹立です。この法統(法<正義>の伝統)は今の韓国憲法に継承されています。それは大日本帝国の下での民主共和国の樹立です。それは過酷極まりない日本の植民地の下での樹立です。大日本帝国が滅亡した戦後、日本は民主共和制の樹立に至りませんでした。「なぜあのとき君主制廃止にふみきれなかったかね」の憲法学者・鈴木安蔵の言葉と共に1919年の「大韓民国は、民主共和制とする」が今も聞こえてきます。滅亡した大日本帝国の亡霊が蘇りつつある現在の状況の中で、より鮮明に。

(6)

出原稿の冒頭では、ロシアのウクライナ侵略で始まった戦争によって、フィンランドとスウェーデンが中立主義政策を放棄してNATOへの加盟を申請したことによって、これは果たして適切な対応策であったかと問われています。同時に、非武装永世中立国コスタリカの誕生によって「中立自衛か非武装かは自主的な選択の問題になっている」(78~79 ページ)と問われています。ここから日本の安全保障を考える上で田畑忍の「非武装永世中立」論の成立過程とその現代的意義について考察を加えられています。

田畑は「第九条所定の絶対的平和主義は、当然に非武装永世中立主義を内在的に要請する」、「政府と国会は、憲法第九条に従って、非武装永世中立の対外的な国家宣言をする義務を有する」(79 ページ)としました。

つまり衆・参両議会で非武装永世中立を議決し国際的承認を得るという提唱であった。それは1955年にオーストリアが独立する時の永世中立宣言のようになります。なお日本は1952年に独立した時に永世中立宣言に至らずアメリカとの軍事同盟を選択してしまいました。

この田畑の非武装永世中立の国会議決の提唱は「1954年3月に日米間で調印された『日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定』(いわゆるMSA 軍事協定)であったと推測され

る」(80 ページ)とし1952年2月に政府間で締結された「日米行政協定」の両協定の法的基礎である旧安保条約の違憲性とする立場であったと出原さんは述べています(81 ページ)。また、この違憲の条約締結を政府の責任とし、その「条約の廃棄に向けて取り組ませる方策として考え出されたのが、『永世中立宣言』であった」(81 ページ)と述べています。そして、田畑は「永世中立こそが『最も威力に富んだ戦争防止の方式である』と高く評価されるにいたった」とされ、「憲法九条の平和主義と永世中立論が密接不可分の関係にあることが強調されたのである」(81 ページ)と評されています。

私はこの「方式」は今も有効であると思います。永世中立は「九条を守る」ことと密接不可分であり、「最も威力に富んだ戦争防止の方式」、つまり「戦争を防止する」仕方・手続きであると思います。しかし、今、永世中立の声・主張を聞くことはほとんどありません。何故なのでしょう。

さらに田畑は、第一に九条の非武装規定を軸に、九条の「永久平和主義は、きわめて積極的な無軍備的永世中立主義を意味または内在するものである」と結論づけ(82 ページ)、第二に「戦後の『原子核武装の時代』に直面することによって、従来の武装永世中立は『軍備放棄を前提とした新しい型の永世中立主義に発展しなければならない』と展望し、「かくして憲法九条の永久平和主義＝非武装永世中立主義という新たな認識が成立したのである」(82 ページ)としました。出原さんはこのことを田畑の「非武装永世中立論への発展」と捉えています。

《核兵器・原発と非武装永世中立》

澤野義一さんは「核兵器も原発も保有を禁止している憲法としては、永世中立国のオーストリア憲法がある。また、非武装永世中立国コスタリカでは原発稼働の容認法令を違憲とする最高裁判決が出されている」(167 ページ)と述べています。出原さんは「2017年7月に人類待望の核兵器禁止条約が国連で締結されたとき、見事な采配を振るったのが非武装永世中立国として長い歴史を持つコスタリカの女性外交官であったことは記憶に新しい。そしてこの条約が2021年1月に国際法として発効を迎えたのち、翌年6月の第1回締約国会議の議長を務めたのが永世中立国のオーストリアの政府高官であり、国際社会の舞台では永世中立国の存在はそれなりに有効な役割をはたしている」(79 ページ)と述べています。唯一の戦争被爆国の日本政府は、こうした役割を積極的に果たすことが求められるにもかかわらず、この条約にまったく参加せず、またアメリカの核の傘の下にあること(核抑止力)を容認し、さらに東日本大震災での福島第一原発の未曾有の事故を経験したにもかかわらず、廃炉作業も遅々として進まない中、原発再稼働の政策へと舵をきりました。

安倍政権時に提唱され、現在の「日本の安全保障の基本理念」とする「積極的平和主義」の言葉が流布し、また核の傘・核抑止力が実しやかに語られる現在、私はこの田畑の「積極的な平和主義」をたいへん重要な提唱であると思います。

現政権の「積極的平和主義」は、核兵器、弾道ミサイルなどの攻撃を想定した上で、私たちの暮らしへの脅威が高まっているとして、そうした中、自分たちの力(軍事力)だけで守ることは難しくなっており諸外国と協力して(特にアメリカとの軍事同盟を一層強固なものとして)積極的に取り組んでいくことを「安全保障の理念」としています。これに対し憲法9条および田畑の「積極的な平和主義」は非武装永世中立主義を「安全保障の理念」としていると言えます。どちらが永久平和主義、戦争回避にとって積極的なのかを私は問いたい。この対立軸が不明確な中で、現政権の「積極的平和主義」の理念が急速に展開・拡大され、それに対するマスコミ等の批判も弱々しいあるいは批判なしと言わざるをえません。この対立軸を明確にする必要があります。田

畑忍の「非武装永世中立論」の展開・提唱に私が学んでいるのはこの「積極的平和主義」をめぐる対立軸の提唱に繋がるということです。

奥野恒久さんは、閣議決定された「防衛計画大綱」等は「日本の軍事的プレゼンスを高めることが安全保障だという『積極的平和主義』を具体的に進める」ものであると鋭く指摘し（99ページ）、具体的には「積極的な共同訓練・演習」、「米軍の活動を支援するための後方支援や米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施する」ことになっていると批判しています（99ページ）。政府の「積極的平和主義」は「積極的戦争主義」と言わざるをえません。「憲法裁判」にかけるまでもなく、この現政権の「積極的平和主義」という「安全保障の理念」とそれによる軍備増強の事態は明確な憲法違反です。「平和ボケ」、「戦争ボケ」してなければ、誰にでもわかることです。

出原稿では、最後に「軍備放棄と戦争放棄とが相関関係にある憲法九条の『絶対非戦主義』の立場こそ、現在東南アジア諸国連合（ASEAN＝アセアン）が粘り強く実践しているように、いかなる紛争も武力衝突ないし戦争に発展させないように平和外交に徹する方針を堅持することを要請しているといえよう」（88ページ）と述べられています。そして、「非武装永世中立論は、違憲の日米安保軍事同盟の廃棄が議論される状況になったとき、有力な平和構想の選択肢として浮上してくるにちがいない」（88ページ）と述べられています。

出原さんの言われる「違憲の日米安保軍事同盟の廃棄が議論される状況」は創らなければならない。そのためにも、廃棄が議論されるためにも、「有力な平和構想の選択肢」である非武装永世中立論を浮上させ、さらに憲法9条の永久平和主義＝非武装永世中立主義であるならば、また田畑が永世中立こそが「最も威力に富んだ戦争防止の方式である」ならば、有力な平和構想の選択肢として、今日まで海中に沈んでいた非武装永世中立論をすぐさま浮上させなければと私は思います。また後藤稿での明治以降の先達の主張・議論等をふまえて大いに議論し広めたいものです。

なお、出原さんは「日本の平和思想と『非武装永世中立論』」の節（85ページ）において、田畑の日本平和思想の取り組みとして、「大山郁夫の政治学と『永世中立』」、「山川均の社会主義と永世中立の主張」をあげられ、さらに田畑の「安部磯雄はおそらく永世中立を言った最初の人でしょう」に対し、出原さんは「安部は実は『非武装永世中立論』を提唱した先駆者であった」（86ページ）と述べています。これを田畑が戦後になって継承発展させたとも述べています。後藤さんも安部磯雄を取り上げています。安部は軍備全廃の非戦論を展開した重要な人物と 생각합니다。たいへん興味深いです。

前述の後藤さんの論稿を含め「近代日本の非戦・軍備全廃論」に関する研究はたいへん重要と思います。この「非戦・軍備全廃論」の歴史も海中から浮上させ広めたいと思います。

(7)

かつて武装永世中立国スイスにおいて「軍隊のないスイスを目指す」国民投票が行われました（1989年11月26日）。投票結果は廃止賛成票35.6%です。賛成した人数は100万人を超えます。この国民投票を推進したのは、1982年に結成された市民グループの「軍隊のないスイスを目指すグループ」（Gruppe für eine Schweiz ohne Armee＜GSoA＞）です（澤野〔2001〕112ページ）。

本稿を書きながら書くだけではもの足りなさを感じています。スイスの市民グループの取り組みのように、もし「非武装永世中立の日本を目指す市民の会」があれば是非参加したいという思いにかられます。今後、数年後か、数十年後に「やはり甘かったんだな」と悔やまぬようにしたい。そのためにも「積極的平和主義」をめぐる対立軸での闘いを進めなくてはならない。

2016年に製作されたドキュメンタリー映画「コスタリカの奇跡」のサブタイトルは「積極的平和国家のつくり方」です。原題は“A BOLD PEACE”（勇敢な平和）です。田畑忍が提唱す

る非武装永世中立化はこの「積極的平和国家のつくり方」であり「勇敢な平和」の提唱ではないかと思えます。安倍政権での提唱を引き継ぐ現政権の言う「積極的平和主義」は武装軍事同盟化であり、まぎれもなく「積極的戦争主義」です。それは、諸国民・市民の公正と信義に信頼をおかない「怯えた平和」であり、ちょっとした事にも怯える「臆病な平和」です。この「臆病な平和」は、着々と軍備を増強し軍事同盟を拡大・強化し、他国に脅威を与える状態を作り出します。この状態もカントは戦争状態に含めています（カント [1985] 27 ページ）。現政権の言う「積極的平和主義」の日本はすでに戦争状態なのです。

非武装永世中立国コスタリカは地続きであるアメリカの脅しに屈せず、非武装永世中立を基軸に、長らく紛争地であった中米地域の和平合意を実現させました。この「勇敢な平和」とは、諸国民・市民の公正と信義に信頼して、わたしたちの安全と生存を保持し、自国のことのみ専念せず、他国民・市民を尊重する（リスペクトする）という思想・行動です。「臆病な平和」とは、諸国民・市民の公正と信義を信頼せず、わたしたちの安全と生存が脅かされていると怯え、それのみを強調し、自国の安全と生存のみ専念して、他国を軽視・敵視するという思想・行動です。

そもそも「積極的平和主義」とは武装軍事同盟化ではなく非武装永世中立化です。「軍事力によらない平和維持論こそが求められる」（xii ページ）のです。これは「消極的平和主義」などではなく、これこそ「勇敢な平和」＝「積極的平和主義」なのです。それは、諸国民・市民の公正と信義を信頼して、わたしたちの安全と生存を保持し、自国のことのみ専念せず、他国民・市民を尊重し、さらに共生しようとする私たちの思想と行動の指針なのです。

参考文献

- ①澤野義一 [2012] 『平和憲法と永世中立—安全保障の脱構築と平和創造—』法律文化社。
- ②憲法研究所・上田勝美編 [2024] 『二一世紀の平和憲法—改憲論批判と平和・人権保障の展望—』法律文化社。
 - ・上田勝美・澤野義一「序；二一世紀の平和憲法の展望—安全保障と改憲論の動向を踏まえて—」（同上書所収）
 - ・後藤正人「近代日本の非戦・軍備全廃論」（同上書所収）。
 - ・出原政雄「田畑忍の非武装永世中立論」（同上書所収）。
 - ・奥野恒久「日本国憲法に逆行する国家安全保障戦略—経済にまで拡大する安全保障政策—」（同上書所収）。
 - ・澤野義一「核兵器禁止条約と日本の核政策」（同上書所収）。
- ③イマヌエル・カント、宇都宮芳明訳 [1985] 『永遠平和のために』岩波文庫。
- ④重本冬水 [2024] 「『戦争絶対非認』は理想論という意見について—『現実』と『理想』の狭間で考える—」、「市民科学通信」50号所収<ネット公開>。
- ⑤重本冬水 [2023] 「市民の力で戦争をくい止める—『非武装中立』と市民運動—」、「市民科学通信」35号所収<ネット公開>。
- ⑥重本冬水 [2022] 「市民運動のもうひとつの視点—『日本』にも市民革命があった—」、「『市民の科学』12号、NGO 市民科学京都研究所、発売；晃洋書房、所収。
- ⑦澤野義一 [2001] 「スイスの永世中立と国際協力（二）—公法学的側面からの考察—」『阪経法論 52号、大阪経済法科大学。

(しげもと とうすい)

【翻訳】 グレゴール・ギジ

・インタビュー

——35年前の臨時党大会と今日の左翼党の挑戦——

(訳) 照井日出喜

「35年前」とは、1989年から1990年にいたる、つまりは、東ドイツ（ドイツ民主共和国、DDR）が滅亡へと向かう時期である。このインタビューの前段では、グレゴール・ギジたちが、西ドイツという資本主義社会への東ドイツの併合を目前に控えて、それにせめてもの抵抗を組織すべく、絶望のなかで政党として必死の努力を傾けつつ、左翼政党の民主主義化をいかに実現していくか、その探究のプロセスの一端を追想するものである。その経過は、たしかに総体として見れば、いまとなっては「遠く過ぎ去ったもの」である。しかし、時には、「遠く過ぎ去った敗北の歴史」を秘めやかに想起することが意味を持つこともある。

後段では、2025年2月23日に予定される連邦議会選挙に向けて、左翼党がどのように選挙戦を闘うか、その意図（および希望的見通し）について述べられている。前回、「通信」に記載されたギジのインタビューと時期的にはさほど差がないことから、幾つか、重複する部分も含まれている。

世論調査が示しているように、もし左翼党がこの選挙で連邦議会の議席を失うことになれば、あるいは国政政党としての再起は困難となり、地域政党として、幾つかの地域の州議会段階で議席を確保するに過ぎなくなるかも知れず、その場合にこのインタビューは、ある意味で、左翼党の始元と没落とを述べるものになるのかも知れない。もとより選挙は水物であるが、ギジが「楽観的」に述べるほどには、左翼党の状況は簡単ではないであろうと思われる。前回との最大の相違は、分裂したBSW（ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟）の存在であり、世論調査では、左翼党の牙城たるベルリンにおいてさえ、支持率はBSWが左翼党を逆転している。ギジの選挙区は、あるいは彼の絶大な人気のゆえに安泰であるかも知れないとしても、BSWと競らなければならぬ候補者たちの場合には、直接（小）選挙区を勝ち抜くのは、多くは至難の業であろうと想像される。

原文：《**Es war ziemlich aufreibend**（あれは、ほんとうに命を削るが如き作業の連続でした。）》
nd（Neues Deutschland紙の後継名称）、2024年12月05日付（[SED und PDS – Gregor Gysi: »Es war ziemlich aufreibend« | nd-aktuell.de](https://www.nd-aktuell.de)）。

インタビューアー：カーレン・ヴェスパー [Karlen Vesper]

(訳者)

——いささか礼を失した質問であることを恐れますが、35年前、ギジさんがまだ相対的に無名であった頃に、ほとんど消滅を運命づけられていた政党を救うことになったのは、いかなる経緯によるものだったのでしょうか？ あれは、なんらかの形でそれを行なうことを余儀なくされた、ということだったのでしょうか？ あるいは、そういう決断をせざるを得ない状況へとご自身を追い込んだ、ということでしょうか？

当時、SED（Sozialistische Einheitspartei Deutschland [ドイツ社会主義統一党（1949年に、ドイツ共産党とドイツ社会民主党との合同によって成立した、東ドイツの政権政党）]）は、きわめて深刻な危

機に瀕していました。避けることが許されない課題は、党の新しい方向を確定すること、つまりは、党の改革でした。

エゴン・クレンツ（Egon Krenz, 1937~。1989年10月18日~12月3日までの2カ月弱、エーリッヒ・ホーネッカーの後任としてSED書記長、1989年10月24日~12月6日まで国家評議会議長および国防評議会議長。1990年1月21日、SED-PDS〔Partei des Demokratischen Sozialismus（民主的社会主義党）から除名処分を受ける。）のもとでの政治局が計画した党会議では、それを実現することは不可能だったに違いありません。党の下部組織に属する一般党員は、臨時党大会の開催を要求していました。わたしは、1989年11月4日のベルリン・アレクサンダー広場での大集会（50万人から100万人が参加したとされる、基本的にはベルリンの演劇人たちがイニシアティブを取った大集会。芸術家、作家、政治家等々が次々に壇上でメッセージを読み上げ、東ドイツの社会主義体制の刷新を訴えた——「ベルリンの壁」崩壊の5日前である。）では、エゴン・クレンツにチャンスを与えるべきだとの意見表明を行っていました。しかし、彼はそのチャンスを活かすことはせぬままに終わり、したがってわたしは、それから約3週間後には、彼の退陣を要求することになります。

1989年12月初旬のベルリン・リヒテンベルクでの地区代表者会議において、はじめてわたしは、SEDの党大会への代議員に志願することの意志を表明しました。ところが、選出に向けた投票が行なわれる前に、わたしの手元にメモが届き、そこには、ただちに中央委員会に赴くようにと記されていました。わたしは地区代表者会議に出席していた同志たちに、自分は残念ながら、いったん、ここから退出しなければならぬことを告げ、しかし、党大会への代議員として提案して欲しい旨、依頼しました。ヴェルディッシャー広場（SEDの中央委員会の本部があった場所）へと向かう途上、わたしは、いかにして自分の立場を弁護するかについて、頭を巡らせていました——それというのも、この召喚は、わたしのクレンツに対する退陣要求に関わるものと考えたからです。しかし、事態はそれとはまったく無関係でした。到着と同時に知ったのは、党の政治局と中央委員会が総辞職したということであり、そして、臨時党大会の開催のための準備委員会が設置されたということです。12月3日のことです。わたしはその準備委員会の一員となり、政権における腐敗と職権濫用という問題を担当することが課せられました。つまりは、一方において、わたしはそうした課題を遂行することにみずからを追い込んだということであり、他方においては、それを余儀なくされたということになります。

——1989年の11月、ギジさんは、さまざまな集会や会議に登場しておられます——たとえば、11月8日、SEDの中央委員会の建物の前で行なわれた、党の下部組織に属する一般党員によるデモも、その一つです。

あの時わたしは、公けの場で、そしてまた林立するテレビカメラの前で、エゴン・クレンツの退陣を要求するつもりでいました。ただ、わたしが話し始める前に、クレンツが中央委員会の建物から出て来ました——その眼差しは、悲しみに溢れたものでした。彼のその眼差しに、わたしは同情の念が湧き上がるのを禁じ得ませんでした。

——ギジさんは、大いなる歓迎を受けることになりました。ベルリンのプレントラウアー・ベルクの「ヴェルナー・ゼーレンビンダー」スポーツホールでの臨時党大会で、2700名以上の代議員のじつに95.3%の賛成票を得て、SEDの新しい党委員長に選出されることになります。それは、ギジさんにとって予想外のことだったのでしょうか？

わたし自身は、75%以下で選出されることのないようにと望んでいましたが、しかし、95%を超える支持率というのは予想外の数字でした。

——当時、多くの黨員たちは、SEDの自己解体と、党の新たな組織化とを要求していました。しかし、ギジさんはそれには反対でした。その理由は何だったのでしょうか？

それは、党の解体という事態は、その翌日には、党の組織に従事する10万を超える人びとが失業の憂き目に遭うことを意味することになりかねなかったからです。SEDの組織のもとにあるのは、当然のことながら、たんに中央委員会に所属する人びとだけではありません。それには、県（東ドイツは15の県〔Bezirk〕に分かれていた）および郡の党委員会、党大学、県および郡の党学校、さらには多種多様な機関や事業所（企業・工場）が含まれていました。さらに、もしも党の自己解体ということになれば、党のすべての所有物と資産は、一夜にして、持ち主を失った財産ということになりかねず、そうなれば、ただひたすら所有欲に駆られ、良心の呵責とは無縁な連中が、それを掌中に収めることで私服を肥やすことにもなりかねなかった、ということです。もう一つ、わたしにとって党の自己解体に反対する動機をなしたのは、ある一定の意味においては、カール・リープクネヒトとローザ・ルクセンブルクがこの党の創立者であるということであり、つまりは、彼らがこの党の一方の先行者であるドイツ共産党の創立をなした存在であるからです。その時、わたしの脳裏に浮かんだのは、この党から離党することは可能ではあるが、この党を解体することは自分には許されない、ということであり、それというのも、この党は、たしかに善き日々と悪き日々を持つものであることは事実であるとしても、しかしまた、少なからぬ人びとがこの党のために命を捧げたのであり、この党は悪き経験の数々と結びついているものでありながらも、他方ではまた、多くの希望とも結びついた存在でもあったということからです。

——本来ならば、臨時党大会は12月中旬に開催されるはずだったのですが、12月8/9日の週末に前倒しされ、さらに12月16/17日に継続されました。臨時党大会のための集中的な準備には、もはや十分な時間は取れなかったということでしょうか？

わたしたちは、それこそ一刻もむだにはできませんでした。じっさい、わたしたちは何夜にもわたって、徹夜での作業を繰り返しました。あれは、ほんとうに命を削るが如き作業の連続でした。

——ソ連共産党の書記長が、SEDの解体を阻止すべく、ギジさんに迫ったと言われています。それは事実でしょうか？

12月8/9日と16/17日の臨時党大会の間、すなわち12月14日に、わたしはミヒャエル・ゴルバチョフに電話を掛けました——それが、かのグリニッジ標準時間で何時だったのか、もはや思い出すことはできませんが——その時、彼は、「もしあなたがSEDを解体することになれば、あなたは東ドイツを解体することになります。そして、東ドイツを解体することになれば、ソ連邦もまた没落の道を進むことになります」と言いました。わたしはそれに対して、「いえいえ、わたしたちは、わたしたちに固有の膨大な問題に忙殺されており、ソ連邦に対する責任までいよこむ余裕はありません」と答えたのですが、あの時、彼は、本気でそのように考えていました。その次の機会、すなわち1990年の2月1日にモスクワに赴き、彼と話した時には、彼にあっては、すでに世界は、それまでとは全く異なるものとして現れていました。彼は、1989年11月以降、閣僚評議会議長であったハンス・モドロウ（Hans Modrow、1928～2023。1989年11月13日～1990年4月12日まで東ドイツ最後の閣僚評議会議長、モドロウ内閣首班）に、「ドイツ、統一した祖国」への彼の認可を与えており、いまや東ドイツが滅亡する運命にあることを理解し、かつ、それに同意する一方で、彼のやり方でソ連邦の維持のために闘っていました。

——党の自己解体を阻止した後に対処すべき、臨時党大会の結果として提起された、第二に重要な、あるいは、党の自己解体と同等なほどに重要な課題は、ミヒャエル・シューマン（Michael Schumann、1946~2000。交通事故にて死去。科学アカデミー教授。SEDの改革に大きな影響を与えた。）が、「体制としてのスターリン主義からの訣別」という表題の演説において展開したものでした。

そうです。そして三つ目には、SED/PDSという、党の複合的名称の問題です。代議員のなかの何人かは、断固として新しい党名を望んでおり、以前のは絶対に受け入れられないという立場でしたが、しかしまた、その立場を拒否する意見もありました。要するに、その場で簡単に決着が付くような問題ではなかったということです。いずれにしても、これまでの歴史的経過から簡単に抜け出すことができるわけではありません。その後、わたしたちは、SEDという名称に、代議員から賛同を得られた”Partei des Demokratischen Sozialismus [民主主義的社会主義党]”という名称を複合的に追加することに、きわめて速く合意を得ることになりました。もっとも、一人の同志がわたしに、社会主義は本来的に民主主義的なものなのであるから、その名称はナンセンスである、と書いてきたのですが、わたしは彼に、わたしたちがこれまで現実経験したものは、まさしくその対極にあるものではなかったでしょうか、と答えました。しかし、SEDという古い党名に対する抗議はその後も熄むことなく長く続いたため、1990年の2月には、党名から”Sozialistische Einheitspartei Deutschland（ドイツ社会主義統一党）”という3つの単語を削除することにしました。

——新たに選出された党委員長として、ギジさんは、巨大な^{ほうし}箒を受け取ることになったのですが、しかし、それに対しては、幾人かの党員たち——とりわけ古参の党員たち——には、それが、かの”Tschistka [Чистка]”、すなわち、スターリンの「肅清」を想起させるということから、あまり歓迎されませんでした。



巨大な箒を受け取るグレゴール・ギジ

しかし、最終的にその儀式は、メディアにあっては肯定的に受け入れられました——じっさい、あの時の箒は、いまなお、党の倉庫のなかに保管されています。

——続いて1990年の1月には、1989年10月18日に退陣を余儀なくされた、党首にして国家元首であったエーリッヒ・ホーネッカーに近い位置にいた取り巻きたちに対する党からの除名が実行されました。そしてこのこともまた、少なからぬ人びとに、かつてなされたさまざまな処分を思い起こさせることとなります。

いずれにしてもわたしたちは、すべての案件に対して個別に対応し、対象となるすべての人びとについて審査を行ないました。すなわち、法的には、なんらの瑕疵なく進められました。この審査を取り仕切ったのは、検事総長局のもとにあった検事のギュンター・ヴィーラント（Günter Wieland、1931~2004。）で、彼はきわめて有能な人物で、東ドイツにおいて、ナチスおよび戦争犯罪の訴追に関わった活動を展開し、同時にまた、スターリンの犠牲者たちの名誉回復を担当していました。他方、あの時には、SEDの政治局の全員が除名処分を受けたわけではなく、例えばかつてアウシュヴィッツの囚人であったヘルマン・アクセン（Hermann Axen、1916~1992。）は処分を免れました。ヴィーラントは、アクセンの腕に残るSS（Schutzstaffel〔ナチス親衛隊〕）によってなされた焼印の跡を示しつつ、「こういう人物に対しては、（除名処分を決定することは）絶対に不可能です・・」と述べたのです。

——しかし、最終的には、党の「古参メンバー」を、もはや有用性を喪失した人びととして党から排除することを意味したのですね？

それ以外の道はありませんでした。政治局の総体は、グラスノスチ（情報公開）とペレストロイカを開始した時のゴルバチョフの政策に対して、それに続こうとする意志さえ持ち合わせてはいませんでした。彼らは、あらゆる改革の試みにことごとく抵抗し、それによって、東ドイツの緊迫する状況を招来することになります。人びとの抱える不安や、彼らの願望といったものは、無視されました。ある時、わたしは、当時、マクデブルク県の書記であったヴェァナー・エバーライン（Werner Eberlein、1919~2002。SED政治局員、マクデブルク県委員会第一書記。）に尋ねたことがあります——「ねえ、ヴェァナー、公表された政治局の議事録を読むと、（東ドイツ市民によって在ブラハの西ドイツ）大使館が占拠された事件は、政治局の会議ではおよそ議論のテーマにはなっていなかったようだね。その代わり、君たちはセルロース（繊維素）やらなにやらについて喋っていたようで、要するに、僕には君たちが何を議論していたのか、皆目わからない。これはいったい、どういうことなんだ？」エバーラインは、わたしが彼に訊いた内容について肯定し、さらに、大使館の占拠事件を議事日程に乗せるように要求しなかったことについても認めました——「本来ならば、僕はそれについての解決策を提起しなければならなかったはずなのだが、それをせずにしまったのだ」。

——1989年9月、ギジさんは、弁護士であるヴォルフガング・フォーゲル（Wolfgang Vogel、1925~2008）とともに、ブラハの西ドイツ大使館に赴かれました。そこをキャンプ状態で占拠していた東ドイツ-難民の一群を前にして、どのような印象をお持ちだったでしょう、そしてまた、何を考えになったでしょう？

あれは衝撃的でした。これはもう、どうしようもないな、と思い知るのみでした。何をどのように約束したとしても、もはや救いようはない、ということです。じっさい、西ドイツ大使館にいる、3000人にも及ぶ東ドイツ市民のほとんどには、フォーゲルが提案したものなどは知ったこ

とではありませんでした。

——フォーゲルの提案は、どのようなものだったのでしょうか？

それは、いまから東ドイツに戻る場合には、全員が、これから6カ月以内に国外に出ることが許されるということを、彼が保証する、このことは、その場にいた市民の一人であるNVA（国家人民軍）の将校に対しても適用される、というものでした。しかし、彼らはもはや一秒でも待つ意思はありませんでした。ともかくすぐに東ドイツ国外に出ることを切望したのであり、東ドイツという国家に対しては、もはやなんの関わりも持とうとも思わず、およそいかなる信頼も喪失していました。したがって、フォーゲルの提案を受け入れて東ドイツに帰る市民たちには、小型のバスが一台あれば十分でした。

——東ドイツの代表的な交渉人であったヴォルフガング・フォーゲルは、東西の諜報員（スパイ）の交換や、身代金の支払いによる政治犯の釈放に関わる調停によって、つとに高名でしたが、ギジさんはどのような経過で、彼に同行するという栄誉を得られたのでしょうか？

彼は本来、今回の事件にさいして与えられた任務が、より大きな成功を収めるであろうという想定、つまりは、東ドイツに戻る人びとが数百名に達するであろうという想定を持ち、それゆえに、わたしを協力者として同行したのです。わたしは当時、東ベルリン弁護団の理事長であり、かつ、東ドイツの15の弁護団の協議会の理事長でもありましたから、帰国した場合に、どこで、誰と連絡を取るべきかを、人びとに伝えることになっていました。もちろん、わたしはそれを行ないましたが、しかし、すでに述べたように、反応はささやかなものでした。

——もう一度、臨時党大会に戻ることにいたしますが、あの大会は、きわめて騒然とした雰囲気の中かで進行しました。ルドルフ・バーコ（1935～1997、東ドイツの哲学者、エコロジー思想の提唱者。）は、あの場で激しいブーイングを浴びました。

エコロジーに関わる思考は、東ドイツにおいてはさほど広く行き渡っていたわけではなく、1989年秋の大変動の時期においても、多くの人びとにとって、エコロジーは議論の優位性を持つものではありませんでした。当時、ドレスデン市長であったヴォルフガング・ベルクホーファー（Wolfgang Berghofer, 1943～1986～1990年、ドレスデン市長。）がその場に割って入り、代議員たちに警告を発しました——「彼は、バウツェンの刑務所（政治犯が収容されていた国家安全省の刑務所）に収容されていた人物です。いま、僕らは少なくとも彼の発言に耳を傾けるべきではないでしょうか」。この言葉とともに、議場は静粛になりました。わたしは事前に、バーコに対して、彼が党大会で演説することができるであろうことを約束していました。じっさい、彼を監視し、逮捕し、国家反逆罪と秘密漏示なる虚偽の口実のもとに8年の刑期を言い渡した党、その党の正式な大会の代議員の前で発言するということが、彼にとっていかなる意味を持つものであったか、ということに、わたしたちは思いを巡らせなければならないでしょう。

——ギジさんは、彼の弁護を担当しておられました。バーコは、国際的に展開された圧力のゆえに2年の拘束ののちに釈放されましたが、ヴォルフガング・ハーリヒ（Wolfgang Harich, 1923～1995、哲学者、文学史家。ルカーチやブロッホの思想に共鳴しつつ、1956年、血の弾圧のもとに潰されたハンガリー革命の時期、東ドイツの改革運動を展開しようとして、幾人の知識人とともに弾圧される。）は、10年の刑期のうちの8年間、収監されていました。彼もまたPDSに参加することを望んでいましたが、しかし、PDSもまた——かつてのSEDほどに粗暴な仕方ではないにせよ——、夢想の世界を本

領として生きる知識人たちとどう付き合うかが、やはり苦勞の種でした。

当時あって事態をきわめて複雑なものにしたのは、彼ら相互の間にさまざまな敵意が存在したということです。たとえばヴォルフガング・ハーリヒと、アウフバウ出版社のかつての編集長であったヴァルター・ヤンカ（Walter Janka、1914～1994。同じく1956年の改革運動のゆえに、政治犯としてパウツェンの刑務所に収監された）との、1950年代の政治裁判以来の激しい確執です。しかし、彼らの間でなされる非難の応酬に対して、そもそもわたしたちには判断を下す権利はありませんでした。

——現在、左翼党の状況は——控えめに言っても——あまり芳しくありません。世上では、左翼党は消滅の淵に瀕している、ときえ言われています。ギジさんは、1989年のみならず、幾度となく党を救って来られました。ギジさんの伝家の宝刀たる離れ業は、今回も功を奏するとお考えですか？

まず第一に、今回、わたしは一人ではありません。ボド・ラメロウ（Bodo Ramelow、1956～。左翼党が第一党を占めていたチューリンゲン州で、過去2期に渡って州政権の首相を務める。チューリンゲン州の比例代表最上位候補者。）、ディートマー・バルチュ（Dietmar Bartsch、1958～。左翼党の中心的な任務を歴任する。ロストックの直接（小）選挙区での議席獲得をめざす。）とわたしは、党を危機的状況から救うべく、新たに貢献することになるでしょう。わたしたち3人の「銀色の巻毛〔Silberlocken〕」グループは、わたしたちより若い世代の候補者たちに対する、いわば代父の役割を演じています。第二に、10月のハレにおける最新の党大会は、わたしを楽観的な気分にさせてくれました。その前に開かれた党大会は、わたしにとっては、なんとも最悪なものでしたが。第三に、左翼党は、ハイディ・ライヒネク（Heide Reichenek、1988～。党内における、とくに女性・高齢者・青少年に関わる政策の担当者。）、ヤン・ヴァン・アケン（Jan van Aken、1961～。イネス・シュヴェルトナー〔Ines Schwerthner、1989～〕とともに、左翼党の共同党首。）という、党の優れた比例代表最上位候補者を擁しています。そして第四に、現在、党は多くの新しい入党者を獲得しています（BSW〔ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟〕との分裂後、それまで60000名と言われていた党員数は、50000名ほどにまで激減したのだが、最近では回復しているとされている。[Eintrittswelle – Linke-Neumitglieder: »Alle sollen es sehen« | nd-aktuell.de](#)、参照。）。

このところ、わたしたちは、以前よりも頻繁にメディアで取り上げられるようになってきました。わたしが想定しているのは、2月23日の連邦議会選挙で、少なくとも3つの直接（小）選挙区で勝利することです（連邦議会では、得票率が5%に満たない場合でも、3名以上が小選挙区で当選すれば、得票率に応じた議席を獲得することができる）。あるいは、それは5つとなるかも知れません。それというのも、わたしは、左翼党の連邦議会グループの共同代表であるセーレン・ペルマン（Sören Pöllmann、1977～。ライプツィヒ第二選挙区選出の現連邦議会議員。）も確実な候補であると考えており、さらに、左翼党の共同党首であるイネス・シュヴェルトナーにもチャンスはあると思っています。くわえて、わたしは、党は5%足切り条項を突破するのではないかと思うほどに、気分が高揚しています。もっとも、もし9月まで時間があつたならば（2月に前倒しされなければ、本来は9月下旬に連邦議会選挙が予定されていた）、その方がわたしたちには有利だったであろうとは思われます。日程が前倒しされたのは、BSW（ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟）にとっては有利ではあります——それというのも、選挙が9月まで延びることになれば、それだけ党の体力を消耗することになったかも知れぬからです。わたしに理解できないのは、メルツ（Friedrich Merz、1955～。2022年以降、CDU〔キリスト教民主同盟〕党首および連邦議会のCDU/CSU〔キリスト教社会同盟〕。現在、CDUは連邦議会のなかでは第一党に相応する支持率を持ち、選挙の日程についても発言権を持っていた。）が、なにゆえそれほど急いだ投票日を提案したか、ということです。3月

末に設定した方が、CDU/CSUには有利に働いたであろうと推察されます——それはまさしく、これらの政党は年配の有権者によっても投票される可能性が高いからです。2月という季節ならば、路面が凍結することは大いに考えられ、その場合には、高齢の人びとには戸外に出ることが憚られるばかりか、ましてや投票所などには足を向けないこととなります。しかし、このことについては、彼の顧問たちの誰一人として、彼に指摘しなかったものと見えます。

わたしは事態を楽観しています——2月に、わたしたちの目標は達成されるでしょう。アンドレ・ブリー（André Brie、1950～1999～2009年、欧州議会議員。）はつねに、わたしはなんらかの目的のための意図的楽天主義者だ、と言っていました。多分、正しいでしょう。しかしわたしは、他のやり方では情熱を高めていくことはできないのです。

——ギジさんは、ザーラ・ヴァーゲンクネヒトと、共同で左翼党を創立したオスカー・ラフォンテーヌに裏切られた、と感じておられますか？

まあしかし、ある政党を捨てて新しい政党を作るというのは、彼らに許された当然の権利ではあります。オスカーはザーラに、彼女がすべて必要なものを（新党に）つぎ込むことのできる時期が到来した旨、説得しました。しかし彼女は、（連邦議会の左翼党の）議席を持ち去るべきではありませんでした（要するに、議員辞職をして、議席を左翼党に残すべきであった、ということであろう。）。それというのも、彼女たちの選挙戦を財政的に支えたのは、彼女とその同調者（39名の議員からなる左翼党から別れて、ヴァーゲンクネヒトと行動を共にした10名の議員）ではなく、左翼党だったからです。くわえて、彼らが議席を得ることになったのは、ただただわたしたちが3つの直接（小）選挙区議席を獲得していたからであり、しかも、その3人の議員の一人として、ザーラたちの側に移った者はおりませんでした。わたしはこのことを、ザーラにも言ったのですが、しかし彼らは、議員辞職については頑として受け付けませんでした。わたしには、それは正当であるとは思われません。それによって、わたしたちは会派としてのステータス（連邦議会では、30名以上の議員を持つ政党が会派を作ることができると規定されており、それ以下の場合は、たんなる「グループ」とされる。）を失い、さまざまな委員会や国際的な議員グループから排除されました。さらには、グループの議員一人当たりの仕事に対する財政的な支援も半分に引き下げられ、その結果として出現したのは、失業した職員たちです。そしてまたさらに、彼女はいまや、わたしたちの競争相手なのです。以上！

——「以上！」ですか？

ザーラは「ターゲスシュピーゲル」紙に、自己自身に対しても、そしてまたみずからの政党に対しても、左翼的である、ということを要求するものではない、と語っています。これは、なかなか意味深長な発言です。彼女はまた、左翼党の「共産主義的プラットフォーム」（左翼党内の最も左翼的な分派・潮流で、1100名ほどのメンバーからなる）の中心的なメンバー（1990～2010年）であったのは、若気の過ちであった、と述べています。そうであるならば、わたしはただ、この分派のために、左翼党の委員長としてのわたしがどれだけ大変な思いをし、神経をすり減らされることになったか、とだけは言うておきましょう！

——ギジさんは、いまや誰の目にも明らかな左翼党の危機的状況とともに、ご自身のライフワークと言うべきものが破綻しかねないことに、不安を感じることはないのでしょうか？

わたしのライフワークは、政党そのものにあるのではなく、ドイツ統一を望まなかった人びとの

利益、ドイツ統一になんらかの期待を持ちながらも、それが裏切られた、かつ、現在もなお裏切られつつある人びとの利益を代表することでした。それは例えば、国家保安省（いわゆる秘密警察を含む）の将校や警察の上層部を含むものであると同時に、かつての党や労働組合の専従役員・幹部等々、膨大な人びとを包摂しています。そして、まさしくそのためには、わたしたちが35年前に新しい生命を吹き込み、連邦議会をつねにSPD（ドイツ社会民主党）よりも左翼的な立場に位置する政党が必要でした——ちなみに、SPDは当初、わたしたちに激しい敵意を抱き、CDU/CSUの連合以上に、わたしたちを政敵と見做して攻撃していましたが、それも近年では変化の兆候を見せています。ともあれ、左翼党が連邦議会に座を占めているということが、わたしにはきわめて重要なことと思われま

——さきほど言われた「銀色の巻毛」グループで、左翼党を救うには十分なのでしょうか？ ここ数年にあって、左翼党においては、内容的に明らかな誤りがなされ、その修正がなされるべきなのではないでしょうか？

そうです。わたしたちは、活動の対象をあまりにも西部ドイツに集中してきたのであり、つまりは、それに対し、東部ドイツについては、いささかなおざりにしてきたということが挙げられます。まさしくその空隙に入り込んで来たのがAfD（極右政党「ドイツのためのオルタナティブ」）にほかなりません。わたしたちは、本来的に世話役活動に徹する政党だったのであり、その活動スタイルに戻ることにになります。第二に——そして、これはザーラの言う通りなのですが——、わたしたちはあまりにも知識層を対象に活動を展開しようとしてきており、その反面、本来、労働者層の利益においてみずからの政策を形作る努力をすべきであるにも関わらず、彼らを対象として話すことはあまりにも少な過ぎたということです。第三に、わたしたちは、農業に従事する人びとに対して尽力することもきわめて少なかったことが挙げられます。いま、わたしたちは、こうした状態をすべて変える途上にあります。

——具体的には、どういう政策でしょうか？

もとより、わたしたちは、ありとあらゆる細々としたことに関与する政党であってはならず、現在のところ、7つのテーマに絞って、それに集中することになるでしょう。第1に税の公平性を含む社会的公平性、第2に平和の維持、第3に移民・難民問題、第4に、すべての人に平等な機会を与え得る教育制度、第5に、エコロジーと社会的な責任における持続可能性の問題、第6に男女平等、第7に、西部ドイツと東部ドイツの間に現在も存在する、収入、生活水準、職業上の昇格におけるすべての格差の是正、ということです。これらの問題に、わたしたちは集中していかなければなりません。なすべき事は無限にあります。

【記者後記】2025年2月の連邦議会選挙で、左翼党とBSWが共倒れに終わって議席獲得に成功しない、ということは、もとよりあり得ないわけではない。しかしまた、双方がなんらかの形で得票率に応じた議席を得ることになれば、630の議席のうち、合わせて80議席前後を獲得する可能性もないわけではなく、現状においては、これが「空想上の」最上の結果である。お互いの反目はあるには違いないが、しかし、当面の具体的にして重要な問題に精力を集中する、という姿勢に違いがあるわけではない——ただ、そうではあっても、BSWにおいては、ギジが掲げる「世話役活動の党」という活動スタイルは、結党1年で、黨員もようやく1000名を超える程度では、とうてい実現には遠く、たしかに、ザーラ・ヴァーゲンクネヒトという、おそらくドイツでは最も知名度の高い政治家の存在に依存することにならざるを得ないであろう。

（てるい ひでき）

【資料】ベルリン：エスカレートするユダヤ系市民への迫害

照井日出喜

2023年11月号の「通信」の拙論で、ベルリンの歌劇場や劇場の数々が、反ユダヤ主義的な行動が蔓延する傾向に強い危機感を抱き、一致して抗議の声明を出すまでにいたったことに触れていた。

2024年11月号の「通信」で、オスカー・ラフォンテーヌは、2023年10月7日のハマスによるイスラエルへのテロ攻撃と、それへの報復としてのイスラエルのガザ地区への民族撲滅的な攻撃との双方に対して糾弾すべきであることを、改めて指摘しているのであるが、じつのところ、パレスティナとイスラエルとの、おそらくは数百年に及ぶ相互の憎悪と殺戮の歴史の延長としての今回の戦争について、ドイツでの論調はきわめて錯綜している。要するに、さまざまな討論会等における論争もしくは論戦は、それが始まるや否や、激しい対立の様相を呈することになるということである。

歴史的に形成されたそれぞれの狂信者たちの戦闘であるから、「理性的な解決」はおそらくないであろうが、ただ、2023年10月7日のテロ攻撃によって戦端を開いたさい、イスラム組織ハマスは、はるかに優勢な兵力を持つイスラエルが、何倍か何十倍かの規模における報復を加えるであろうという見通しを持っていなかったのか、わたしには疑問である。戦争は、それが開始された以上、最終的には、敵の戦力を徹底的に殲滅し、無力化することを目的とする。10月7日のテロ攻撃による人的・物的被害の大きさそれ自体が問題なのではなく、開戦となれば、報復すべき敵の「消滅化」が意図されるのである（もちろん、なんらかの介入もしくは仲介によって、「束の間の和平」が実現することは可能であろう）。

2023年10月7日の直後、わたしは、1972年のミュンヘン・オリンピックのさいのテロ事件を想起し、幸い杞憂に終わったものの、あるいは半世紀後のパリで、イスラエルの無防備な状態のイスラエルのアスリートに、なんらかの形を変えた襲撃事件が勃発するのではないか、という危惧さえ抱いていた（1972年には、イスラエルは国家の威信をかけ、膨大な予算を投じてテロの実行犯たちを探し出し、味方にも多くの犠牲者を出しつつも、報復として実行犯のほぼ全員を殺害する）。

かの2023年10月7日の戦闘の勃発を契機として、冒頭に触れた、強い危惧の念を持って抗議声明が出された反ユダヤ主義的な事件は、ベルリンにおいてもエスカレートの一途を辿る。その一端は、マルティン・ブレマーによる後述のnd紙における論評で明らかである。

この論評はまた、ユダヤ系住民に対する膨大な事件の勃発という問題は、しかし、それほど単純ではないこと、ベルリンにおける反ユダヤ主義は、けっして今回の中東紛争のみに「起因」するものではなく、その根はさらに深い所にあることを明らかにしている。

こうした問題について無知であるわたしは、戦後のドイツ社会には、たとえば1930～40年代のようなポグロムの狂気は影を潜めているはずではないかと、じつに単純に考えていたのであるが、人びとに対する残虐な虐殺行為は無くなっているではあるが、これまた数百年来の、ユダヤ人に対するいわれのない差別や敵愾心は、現在もなお、社会の深い所で不気味に蠢いているのであり、以下に訳出する論評では、反ユダヤ主義に対する国家的な規模における反撃を、後段に

指摘される国際的な反ユダヤ主義的ネットワーク「サミドゥン」のドイツにおける活動の禁止処分にとどまらず、さらに拡大すべきことが指摘されている。

「ベルリンのユダヤ人においてエスカレートする反ユダヤ主義的迫害——2023年10月7日以降のベルリンにおける数千に及ぶ反ユダヤ主義的な事件——」（nd紙、2024年12月16日付け。
[7. Oktober 2023 – Berliner Juden erleben antisemitische Dauerescalation | nd-aktuell.de](https://www.nd-aktuell.de/7.-Oktober-2023-Berliner-Juden-erleben-antisemitische-Dauereskalation)）。

実態研究を目的として、一連の研究者たちは、ユダヤ人たちを対象として、反ユダヤ主義に関わる彼らの経験について聞き取り調査を実施している。彼らの報告は、2024年のベルリンにおけるユダヤ系住民の生活の実態を認識させる契機をなすものである。『わたしたちの子どもは、隣人たちの間では周知のものです。時折りわたしたちは、誰かがふいにやって来て、子どもたちに悪意を持った行為に及ぶのではないかと、という、激しい不安に襲われます』と語るのは、若い父親である。『医者に対しても、あるいは他の状況にあっても、わたしはもはや、自分が何者なのかを言うことはありません』『わたしは、公けの場では、できるだけ周囲に目立たぬように努めています』というのは、一人の婦人の答えである。別の女性は、『10月7日は、わたしにとっては、それ以前との画期をなす一日でした。わたしに人生における一つを転機を強制する一日でした。わたしには、その日からあたかも時間が止まっているかのように思えます。2023年の10月が、あたかも絶対に過ぎ去ることのないかの如くに思えるのです』。

ユダヤ系住民の不安は、根拠のないものではない。月曜日に開かれたベルリン市州議会の内政委員会において、チェルニフスキーは、『激しい暴力』を経験し、彼のもとに相談に来た人びとは90人以上に及ぶ旨の発言を行なった。130回の相談においては、訪れた当事者たちは『意図的になされた器物損壊』の犠牲者であった。チェルニフスキーは、「いまの状況にける危険の大きさは、質と量の双方において、これまでとはまったく異なる事態である」と述べている。

反ユダヤ主義調査・情報部門（Rias : Recherche- und Informationsstelle）のユリア・コップにあって、実態は明らかである。学校においてさえ、4度に及ぶ暴力行為が確認されている。『ユダヤ系の子どもたちは、殴られ、唾を吐かれ、敵意に満ちた態度で罵倒された』というのが、コップの報告である。表に出ていない数字は、さらに多いであろうと推測される。チェルニフスキーの報告によれば、ある小学校では、10月7日以降、多くの生徒たちが、教室で、『俺たちはユダヤ人どもを追い出すんだ！』と叫び立てた。当初、統計には、この事件は含まれていないままであった。教員たちは、それは反ユダヤ主義ではなく、中東紛争に対して言及されているに過ぎないととらえていたからである。

チェルニフスキーは、それこそは広く蔓延した誤りであると指摘する。『中東紛争は、反ユダヤ主義の原因ではなく、きっかけをなすものである』。10月7日の残虐きわまるハマスのテロ攻撃のあとに、ふたたび中東で燃え上がることになった戦争は、たしかに、ベルリンのユダヤ系住民の状況を先鋭化することになったことは事実であるが、しかし、彼らに対する攻撃の背後にある反ユダヤ主義的な言辞の数々は、じっさいにはすでにそれ以前から存在していた。たとえガザ地区における戦闘が終結を迎えたとしても、ユダヤ人に対する脅迫的言動が消え去ることを意味するものではまったくない。チェルニフスキーは、『これは、終わることのない、長く持続する危機である』と述べている。

他方、反ユダヤ主義は、移民・難民問題という環境における現象なのではない、というのが、ベルリン工科大学の反ユダヤ主義研究者、モニカ・シュヴァルツ＝フリーゼルの指摘である。反

ユダヤ主義は、すべての社会層にあまねく存在しているのであり、まさしく字句通り、『社会の中心から』来るものである。知識階層にあっても、『学芸欄－反ユダヤ主義 (Feuilleton-Antisemitismus)』として、その地歩を築くにいたっているのである。『反ユダヤ主義は、人種主義と戦うことによって撲滅することができるものではない』と言うのは、DFEK (反ユダヤ主義による被害に対する相談組織、[About – OFEK e.V.](#)) の代表であるチェルフスキーである。現実の事態は、少なからず複雑であり、たとえばユダヤ人の生徒たちは、イスラム系の生徒たちによって守られることもあり得るのである。

『共同生活が機能しない場合、その時には、共同生活の必要性について明確に言い続けなければならない』と主張するのは、ベルリンのユダヤ教区のジグモント・ケーニヒスベルクである。たしかにユダヤ人たちは、多くの地区では、もはや自分たちがユダヤ人であることを明らかにすることに躊躇しているのであり、それは事実である。しかし、それにも関わらず、偏見を解消するためには、他者との対話を放棄してはならないのである。もっとも、それがつねに容易であるとは限らないということは、彼自身、すでに経験している。ケーニヒスベルクはイスラム・フォーラムのメンバーであり、そこでは、イスラムの聖職者たちと、社会的に有力な立場にある人びととの会合が開かれている。しかし、反ユダヤ主義についての議論は、そこでは実りあるものとはならなかったのであり、当時を回想してケーニヒスベルクは、『要するに、わたしたちには共通の対話の次元というものが存在しておらず、結局、本筋とはまったく関係のないことについて話していました』と述べている。

ベルリン工科大学の研究者、シュヴァルツ＝フリーゼンにあっても、そのような対話は矛盾する性格を持つものである。『現在の状況では、もはや啓蒙的な活動だけでは不十分である』というのが彼女の見解である。『こうした動きに対しては、それを抑止するような政策も取らなければならない („Man muss auf die Repression von Antisemitismus setzen“ - Wina - [Das jüdische Stadtmagazin](#), 参照)』。これまでのドイツの歴史が如実に示すように、不寛容な者たちに対して寛容に臨んではならない、ということである。ベルリン市州の反ユダヤ主義に関わる受託研究員であるザムエル・ザルツボレンは、昨年、禁止処分を受けた国際的反ユダヤ主義ネットワークであるサミドゥン (連邦議会の諸会派の要請に基づき、連邦憲法擁護庁が処分を認定し、2023年11月2日に禁止処分が発効。) の後継諸団体について対策を講ずるように要求している。『この問題は、連邦が扱う義務を負っている』。ザルツマンは、この間、反ユダヤ主義に対する治安当局の関心は、以前より大きくなっていると見ている。彼は、現状にさらに決定的に対処するためには、反ユダヤ主義に抗する闘いをベルリンの市州憲法に採用し、それによって、国家全体の目標として設定すべきであることを要求する。

シュヴァルツ＝フリーゼンは、いまや行動すべき時が到来していることを訴える。『「二度とふたたび繰り返してはならない」という空疎な決まり文句は、もはや無益である。わたしたちは、すでにはるか以前から、その「ふたたび」の只中に突入しているのである』。

(てるい ひでき)

【コラム】 トイレとゴミ箱

照井 日出喜

ベルリンにはトイレがない——もちろん、あるのだが、たとえば駅周辺にあることになっている「シティー・トイレ」と称するささやかな館^{やかた}は、そもそも数がきわめて少ないうえに、汚れていて入るのに躊躇するような代物か、薬物常用者の「別荘」になり果てているか、鍵が壊れて閉鎖され、存在すること自体が悪であるような残骸かのいずれか、という惨状が常態と言ってよく、しかも、仮に開いていれば有料である（50セントとか1ユーロとかと思われるが、幸い、わたしはまだ利用したことはない）。日本の町のように、駅や、200mおきぐらいに建つコンビニのトイレ等が、まともに使える程度に清潔であることが多いのは雲泥の差である（ベルリンにも、24時間営業を謳う小さな店があり、酒類などを売っているのだが、トイレが付属するほどに立派なものではない）。少なくとも京都の観光地には、さまざまなトイレが設置されており、観光客の人びとが不便を感じずようなことはないのではないかと、わたしには想像される。もちろん、ベルリンでも、まともなデパートなどには設置されているが、これも基本的に有料である（清掃の担当者が陣取っていて、支払いを無視して帰れるような空気ではない）。ベルリンで無料なトイレは、それなりのレストラン（その種類・大小はさまざまであるが、レストランは、基本的には、家族や親族一同がなにかの機会に集まって食事を摂り、何時間も談笑する場所として使われることが多い）や、公共の施設（劇場・歌劇場・演奏会場・図書館等々）に限られていると言ってよく、わたしは稀に、珍しく来客用の無料のトイレを備えた、ベルリンのフリードリッヒ通り駅近くの大きな書店に行き、その帰りに本やCDを冷やかして、つまりは買うことなく帰るのであるが、ともかく高齢者や、とくに女性の方々が、ベルリンのトイレ事情にきわめて不便を感じていることは事実である。少なくとも建前として、あれだけ合理主義的な発想のもとに日常生活が展開されることになっているはずの地域で、哲学とともにトイレの貧困もいっこうに改善されぬままであるのは、なんとも非合理きわまりないことである。

反面、ベルリンは、ゴミ箱には不自由しない街である。信号機の多くには小さなゴミ箱が取り付けられており、たとえばバッグやポケットの中にあるゴミや煙草の吸殻程度であれば、信号待ちをしている間に解決である。それ以外にも、街中いたるところに、わたしなどには中身を片付けること自体が大変だろうと思われるほど、さまざまなデザインのゴミ箱が置かれている。

それに対して、日本の場合は、駅であれ街頭であれ、ともかくゴミ箱がないことは驚くほどである。京都など、「観光客が多く、ゴミが溢れて困っている」などとよく言われるが、要するにゴミ箱が十分に設置されていないだけのことに過ぎない。観光地（例えば嵐山のような）など、あれだけの観光目的の人びとが到来するのであるから、言うなれば立ち並ぶ多種多様なゴミ箱の間に店がある、というぐらいにしなければならぬはずであるにも関わらず、それをサボっているのであるから、道にゴミが溢れるのは当然である。だいたい初めて来ることの多い観光客が、寺院や神社の近くのゴミ箱の位置を知っていようはずもなく、食べた後のカップやら串やらの処理に困るのは明らかであり、ホテルに持って帰るほどに酔狂な人は多くはあるまい。

ともあれ、日本でゴミ箱が貧困であることは事実であり、テロ対策などと言われるものの、そもそもテロリストは小役人よりもう少し利口であろうから、関係はない。美意識の質はともかく、一応、几帳面に日常の事柄が処理されることの少なくない日本であるから、せめてはそれなりにセンスのいいゴミ箱を備えた、それなりに清潔な、それなりに街らしい街並みを作るデザインが必要であろう。

（てるい ひでき）

近況短信：ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記「新年を迎えて」の巻— (26)

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは今年 77 歳になるキャリア 7 年目の老人です。

タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー(老老) 相互扶助の泣き笑い報告です。

ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ 100 キロ近くある三輪自転車です。ヒトとモノを乗せると自身の体重もあり、かなりの重量になって、ペダルが相当重くなります。坂道があるから余計大変です。「開業」して 12 年以上になりました。

新年を迎えました。常連さんが元気な姿を見せてくれて、私も活力を頂戴した次第です。

Uさんは80才を優に超えた女性の高齢者です。とにかく元気で、タクシー運行開始時間の11時前、ときには30分前には買い物を済ませ、待機しています。買い物カゴを引きずりながら自宅から歩いてスーパーまで行って買い物した後のことです。私の顔を見ると、笑顔なんです。“私が乗るからね” “よく覚えていてくれ” “忘れたらいかんぞ” という面構えで向かってきます。場合によっては、11時前から乗車してもらいますが、そういう時は笑顔満載で饒舌です。走行中に語りかけてくるのですが、マスクで進行方向の口上なので殆ど聞き取れません。返事が疎かになって申し訳なく思っています。

Iさん、70代の女性だと思のですが、仕事をもっているようで、毎日のようにタクシーを利用して帰宅します。たくさんの荷物を持参しているわけでもなく、またUさんのように語りかけてくるでもなく寡黙です。乗車賃として標準の100円を超えて寄付してくれます。ありがたい「お客」なのですが、自分のことをほとんど語らない人なので、どんな悩みをもっているのかは分からずじまいです。

最近引越ししてきたSさん。男性なのですが、坂道を上ることが苦痛になったということで、「お迎え」「送り」ともよく利用されます。物静かな高齢者で、乗車のたびに“ものすごく助かっています” “このタクシーがあるから生活できます” と感謝の言葉を繰り返します。ときには、私の好きな「かりんとう」をプレゼントしてくれます。私の好物とは言っていなかったのですが、ともかく、高齢者の入居が増えてきて、団地タクシーが重宝がられています。

§

Mさん、毎日のように利用してくれています。耳がとおく、電話でお迎えの要請があるのですが、こちらの返事が伝わりません。時間を指定されるのですが、混みあっているときは叶いませんから、その旨ご返事するのですが伝わりません。希望の時間にお迎えできないことが度々なのですが、いつものこと、自宅のチャイムを鳴らすまで笑顔で待機しています。土曜日は外食の

日のようで、午前 11 時にお迎えの要請があり、午後 2 時半には自宅へ送り届けることがルーチンになっています。“どうでした”と聞くと、分かったのかどうか、“満面の笑み”で返してくれます。こんな時は、本当にうれしいです。「微笑み」返しのコミュニケーションです。なんか温かくなります。

Y さん、男性です。脳梗塞でも患ったのか、1 本の杖を使って歩くのがやっと、という高齢者です。土曜日は歯科医に指定された時間に向かうために、お呼びがかかります。お孫さんのような若者が介添えして、タクシーの後を追って歩き（団地タクシーは基本的に一人しか乗れません）、程よい距離間でサポートしています。治療が終わるのが 3 時過ぎ、タクシーの運行は終了しているので、歩いて帰宅します。介添えの青年がついているのですが、大変だと思います。二人してどんな会話をしているのか想像してみるのですが、皆目分かりません。

O さんはおしゃべりが好きで、少々落ち着きのない女性です。先日、タクシーを降りる際不審な動きをしていました。体のあちこちを触りまくって（実際私にはそう見えたのです）、ため息をついているのです。どうしたのか尋ねると、左の上腕部のポケットにいつも入れている部屋の鍵がない、というのです。最近増えています。いざという時に、部屋の鍵がない、という悲惨な出来事です。新たな鍵に更新すると、約 4 万円近くかかるということで、大出費です。時間もかかり、財布も心もイタイです。幸い、近くに合鍵を持っている息子呼び出して、部屋に入ることができ安心して着替えたら、別のポケットに鍵がひっそりと収まっていたとのことでした。やれやれ、です。

§

団地タクシーを日ごろから利用する人は約 50 名ほど、その中の 6 名の様子を紹介しただけですが、新年を迎えてなお、個性全開です。いまさら、「新年の決意」といった言葉は頭にはないようです。でも、それでいいのじゃないかと思うのです。新たな年というよりも、明日どう生きるかですよ。水前寺清子の「365 歩のマーチ」が思い浮かびます。

しあわせは 歩いてこない
だから歩いて ゆくんだね
一日一步 三日で三步
三步進んで 二歩さがる
人生は ワン・ツー・パンチ
汗かき べそかき 歩こうよ
あなたのつけた 足あとにや
きれいな花が 咲くでしょう

この「365 歩のマーチ」は高齢者などを対象にしたリハビリ体操に活用されているそうです。懐かしい歌ですが、いまなお私たちの背中を押してくれているように思いました。

忘れていました。紹介した 6 名の方々はすべて独居老人です。

* 「団地タクシー」は、八王子市内の UR 大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

(みやざき あきら)

農本主義のなれの果て

一進歩にとっての障害者を封じこめる手だて

(三)

青野 豊一



V 農民たちの実態

ここまで整理してきたが、私としては、宇根氏の言う農本主義への思い入れに対して、いくつか意見があるが、まずは二つほど述べたい。

①農民と言っても、単一の農民層が存在しているのではないことを踏まえなくてはならない。田舎社会では、しばしば相対立する階級的立場の者たちが存在しているのだ。つまりは、**農民と農村の多様性**を見据えて論じないといけない。農民たちは、自分たちを一つの階級と見なしてなくて、旧来の身分的意識、昔から続いている古い階層的意識をともなった各地域なりの独特の生活様式を、今もそれなりに無自覚的に維持しようとしている人たちが一定数いる人たちであると理解した方が良いでしょうに思える。そのために、その地域内では社会的差別意識が今も作動していることがある。

②二つ目は、宇根氏のような思いを託す農民の実態についてである。農業と農民賛美ばかりでは、より良き社会を実現するための条件と課題を明確化することができない。以下ではこの②について詳しく述べたい。宇根氏の幻想を打ち砕くために!

ブルードンの眼差し

まず、19世紀の中葉に活動していたブルードンの述べていることを、記載したい。

「この連中をやっつけて封じこめる手だてを見いださないかぎり、農民をひきつれたまま進歩らしい進歩を獲得するには百年以上かかるであろう。逆に、その手だてが見いだされたならば、進歩はまたたく間に得られよう。」*ブルードンの言葉

田園生活を賛美しながら、その一方で農民には否定的な評価をしているブルードン(1809-1865年56歳没)の「矛盾」とも言える言説を見よう。橘孝三郎等の人たちと異なって、良い面も悪い面も鋭く見つめるリアリストの目がそこにある。彼は、体系化の意欲を先行させた社会学者や思想家たちの陥る過ちをしていない。悲しいかな、ここに書かれている農民の姿は、この21世紀の日本社会にも当てはまるようだ。少し長いですが、辛抱してお読みください。*、以下の文章は、齊藤悦則氏のHPより転載

「12才まで、わたしは野良しごとの手伝いをしたり、牛たちの番をしたりして、ほとんど田畑のなかですごしてきた。牛飼いのしごと5年間やった。まったく百姓以上に腹想的で、しかも現実的であるような生き方をしている者をわたしは知らない……。町にいと、わたしは何とも居心地の

悪い気分になった。労働者は田舎の人間とは全然別の種族だ。第一に、話す言葉がちがう。あがめる神さえ異なっている」

「田舎の人間がいただいている迷信を、その根強い幻覚のありようを確かめもせず、それはだめだと言い張る人々がいる。わたしはむしろそういう人々をあわれに思うことがある。わたしは大人になりかかっていたころもなお、水の精や妖精の存在を信じていた。それを恥じる気持ちはいまもない。それを失わされてしまったことの方がわたしにとっては残念でたまらない」

「父といっしょに暮らしていたころ、わが家の朝食はゴードとよばれる茹でたトウモロコシ、昼はジャガイモ、夕食はラード入りのスープで、これが一週間ずつつづく。イギリス式の食生活をえらそうにすすめる経済学者たちにはもうしわけないが、わたしたちはこうした野菜中心の食生活をしながらもよく肥って、しかも頑健であった。なぜだかおわかりか。それはわたしたちが自分たちの畑の空気をすい、自分たちの農耕でえた作物を食べて生活していたからである。俗に言うとおりの、田舎では、その空気が農民にとって栄養となるのに、パリではパンを食べても人々の飢餓感はなくなる。この言葉を口にする人はわたしの言うことの正しさを感じとっている。」

都会生活の華やかさを虚飾と見、自然とともに質素に生きることこそが人間を本当に人間らしくさせるのだという思想が書かれている。つまり、生産力をどこまでも発達させることを、必ずしも進歩とはみなさない。足るを知るという思想、自然と融和した生き方と清貧を良きものとする価値観が語られている。

「(20才をすぎてブザンソンの印刷所で働いていたころ)わたしはきれいな空気を吸うために、ドゥ河をはさむ高い山々に登ったものだ。そして、そこで雷雨に見舞われたりすると、ますます景色にうっとりとするばかりだった。岩山のくぼみに身を寄せて、稲妻をじっと眺めるのが楽しかった……。稲光、雷鳴、風、雲、雨……。それがわたしだ。わたしはそう思った。ブザンソンでは、雷が光るとご婦人たちは十字を切る習慣がある。思うに、この敬虔なしぐさはある感情に根ざしている。すなわち、自然の異変はすべて人間の魂のなかで起こることを映し出したものにほかならないという気持ちである。それはわたしのうちにもあった」

「後には、わたしも文明化されてしまった。しかし、はっきり言うと、わたしは文明からわずかに何かを得たことすらおぞましい。偽善にみちたこの文明なるもの、そこでの生活には色彩もなければ味わいもない。ひとびとの情念には力強さもなければ誠実さもない。想像力はちじこまり、底の浅い気取ったスタイルがあるばかり。わたしは二階建てよりも高い家は嫌いだ。高い建物のなかでは、社会のヒエラルキーとは逆に、大物が下の方にいすわり、小物は上の方に追いやられる。わたしは刑務所が嫌いなのと同じくらい、教会や神学校や修道院が嫌いだし、兵舎や病院や養老院や乳児院を嫌悪する。それらはすべて人間からまっとうな精神を失わせるもののように思われるからである」* ここまでは、「革命と教会における正義」1858年より

田園賛美である。しかし、彼はこのようなロマンに酔っていない。少しばかりの農地を所有していた田舎の職人の子として育ち、貧しさに苦勞した彼は、日々目にしていた農民の在り様を知りつくしている。だから、農民に対していたずらに幻想をいだかない。農民を、リアルに見つめている。私的な手帳(1847年11月ごろ)に次のようにある。かれは農民に対して、きわめて辛辣で批判的なまなざしを投げかけている。

「農民の思想は人民の思想ではない。ド・バルザック氏は農民の醜悪さを描き出したが、それはすべて当たっている。フランスの人口の大半をしめるこの農民。かれらはもっともおぞましく、もっとも利己的で、もっとも心が狭く、もっとも金銭に汚く、もっとも保守的で、もっとも偽善的な階級であり、もっとも過激な所有者なのである。この連中の心根の卑しさによって、地主や工場主や大商人たちの所有に対する真正面からの攻撃は妨げられている。

陰險な土地どろぼう、商取引ではずる賢くたちまわろうとするこの農民こそ、国民の本当の腐敗部分である。体制はそこから力を得、それによって支えられている。……進歩にとっての真の

障害、それが農民だ。農民と労働者は、中世時代の農民と貴族と同じくらい対立しあっている。いままでは農民がかつての貴族に相当する。…この連中をやっつけて封じこめる手だてを見いださないかぎり、農民をひきつれたまま進歩らしい進歩を獲得するには百年以上かかるであろう。逆に、その手だてが見いだされたならば、進歩はまたたく間に得られよう。」 * 下線は強調のため青野がした。

さらに、次のようにも書いている。*「革命と教会における正義」1858年
「農民ほどロマンチズムや観念論から縁遠い人間はいない。現実にとっぷりと浸って、ディレタント*などとは正反対の生き方をしている。田園風景をどんなにすばらしく描き出した絵でも、それに30スウも支払うのは捨てる金だと思う…。白状すると、わたしも昇る朝日や沈む夕日、月の光や四季のうつろいを描いたものの良さが楽しめるようになるまでには時間とそれなりの学習が必要であった」

現実の多くの農民は、自然の織り成す景色に心(*カントのいう自由な美意識)が動いていないのだ。悲しいかな、これが現実である。四季の移り行く自然の景観などについて、私は近所の人たちと会話などしたことがない。自然を愛するが、その繁殖力以上に自然の魅力に心が動かされることはない。芸術家の眼で自然を摘み取らない。これは、無理な事であろう。

*「ディレタント」とは、芸術愛好家のこと、芸術研究の学術的専門家と異なり、趣味で芸術品の蒐集(しゅうしゅう)、鑑定、研究を行う人たちのこと。半可通の芸術知識をひけらかす人という意味もある。

繰り返すが、このような19世紀のフランスの農民の実態は、21世紀の日本社会でも大きくは違ってない。シモーヌ・ヴェイユは、農民のこのような意識状況を、「根こぎ」されていると述べている。

私の周囲の田舎の毒にとっぷりと浸かっていると思われる人たちは、地域外の世界との関係を積極的に持とうとはしない。労働者として働きに行っている会社と自分の管理している田畑と家庭内のことにしか興味関心を示さない。その他の事には、振り向かない。絵画や陶芸等の趣味にも、音楽にも、その他の文化活動にも関心を示さない。これらの趣味のクラブ等のいくつかの会合(アソシエーション*)と関わりを持とうとはしない。コンサートにも行かない。居住地から離れて多様な人の集まる場所・機会に参加してたくさんのおしゃべりをすると、いろんな情報が得られるのだが、…。今何を栽培しているのか、その栽培の仕方、技術を相互交流できることになるのだが、それなのに、私の居住地の周囲の男たちは、それをしない。本を読まないのは仕方ないが、それならいろんな講演会に参加して耳学問を身に着ければよいのだが、それもしない。市の社会教育の催しにも興味を示さない人が多い。人が豊かな心を持つようになるには、それなりに心を耕さねばならないのだが、それがなされていない現実がある。つまり、同じ時代の社会の中で生きていたのだが、まさしく文化の質が異なっているのだ。そして、会話が成立しないという露骨な現実にあつかることになる。

*近代社会におけるアソシエーションの役割意味については、『近代都市とアソシエーション』古関隆 山川出版 世界史リブレット119を参照。「厄介なしがらみからは自由でありたい。しかし、人との結びつき=共同性なしで生きるのはやはり難しい。19世紀末のイギリス、都市に暮らす労働者たちは、生きるために不可欠な共同性を何よりもアソシエーションに求めた。多種多様なアソシエーションで遊び、学び、助け合い、時には闘うことを通じて、匿名的にして流動的な都市の中で彼らの居場所が見出されていった。」

そして、また彼らは旧来の近所の人たちにも心を開かない。例えば、農業技術は、なかなか多くの人たちに公表されない。それを公表することを、嫌がる農家の人が多い。農家にとって、隣や同じものを栽培している人は競争相手なのだ。まあ、中小企業でいうと「特許」なのだ。田舎でこのような技術をおおらかに公開する人は、「バカ者」扱いされている現実がある。ともに

協力し合って、なんていうことは絵空事なのだ。一皮むけば損得勘定しかないことがほとんどである。ここに、田舎の毒が露骨に作用することとなる。例えば、社会経済が縮小していく現実等についてはどうでもよくて、皆が貧しくなるには我慢できても、自分と比較して隣の家が良い暮らしをすることが我慢できず、隣の不幸は蜜の味となるのだ。そして、露骨な嫌がらせをする。未来が今より幸せであるという意識を持たないために、より一層!

さて、私は長々とブルードンから引用したが、宇根氏も、実は、このことに気付いているのであろうと思われるが、このことについては詳しくは書いていない。だが、このことを踏まえて考えていかないと、「農本主義」の夢に溺れることになると思われるので、思考していくことの大前提として、私はしつこく掲載した。

*ブルードン思想と農民との関係については、京大人文研の共同研究 1874 年『ブルードン研究』河野健二編集 岩波書店刊等を参照。19 世紀中葉、資本主義経済の進展で諸矛盾が噴出し、その批判が激しく開始された時代と思想の在り方が記載されている。彼の思想は、1789 年の革命によって農民の土地所有は認められたが、資本主義経済により階層分化がより激しくなっている状況下でのものである。ルソーの時代からは、ほぼ一世紀経過している。彼の農本主義的な思想については、詳しくは記載しないが、次の一文だけ掲載したい。

「相続権は特権としてではなくして、むしろ占有者に対して特別に課せられた義務として生じる」『所有の理論』

*ルソーとブルードンの関係については、1970 年発行の京大人文研の第二次「ルソー研究」である『ルソー論集』と前掲の『ブルードン研究』等を参照。ブルードンはルソー批判を繰り返しているが、ルソー自身は『社会契約論』を重要な著作とはみなしておらず書き換えを検討していた。あの中に書かれている全体主義的論調はジュネーブのような都市コミュニティにおいて意味があるのであって、広い面積の国民国家の論理ではないことを忘れてはならない。しかし、彼の思想は、近代の国民国家の指導理念となってしまった。このことを、ブルードンは『19 世紀における革命の一般理念』等でルソーを激しく批判しているが、この二人の思想的基盤は、実はよく似ている。ともに職人の子として育ち、貧しさに苦しみ、独学で学んでいる。どちらも、農民への視線は暖かく厳しい。

VI 封じこめる手だて一保守的な思想・意識が次の時代を切り開く質をもつには!

宇根氏の言説をそのまま賛美することはできないが、このようなロマンに酔うことはできないが、ここまで、宇根氏の言説に厳しく批判してきたが……。これからの社会システムを構想すると、これまでの農本主義者たちが述べてきたように、地方分権や、エコロジー重視、地産地消ということは絶対に必要だろう。エネルギー的には、少なくとも50年くらい前の姿に戻らなくては、日本にも世界にも将来はない。情報はグローバルになるべきだが、経済活動はローカルに戻って行かざるを得ないだろう。日本の食糧自給率を上げなくてはならない、そして農民の比率を50%近くまで戻す必要があるだろう。アメリカやオーストラリアのような大規模農法ではなく、自給的複合経営主体にしなければならない、と思われる。農業で、アメリカやオーストラリア等のような大規模経営が成立する条件がないのだから、……。そして農業を成長産業化させることなど、とてもできうるものではないのだから。

では、どうしなくてはならないのであろうか。これは、はっきりしている。今の政権がしている新自由主義政策を廃止することであろう。政権の交代の運動をしていくことであろう。そして、また、戦後一貫して行ってきた農業の近代化路線、つまり工業に対抗できうる農業(食料増産、商品作物の栽培と販売)にするという農業政策を転嫁することであろう。農業を食糧生産を行う産業であるという位置づけを変更することだ。戦後の食糧不足を経験した農林官僚や農学者たちの抱いていた農学理論から、脱却しなくてはならない。

そして、例えば、国民も消費者も、田舎で農業をすることに、「自然保護」や「景観維持」や「防災」等の意味を見出していくことであり、農業をすること自体に国民的価値があるとして、農家

の「所得保障」を当然のこととして認めることであろう。「自然保護・景観維持・防災等は、経済価値、利潤を生むものではないが、それを私たちは今まで当たり前のように享受してきたが、農民たちはこれらを生産・維持してきたことに意味を見出さなくてはならない。これこそが、21世紀を生きて行く私たちにとって大切なものとして、…。これを、国民への、都市生活者たちへの贈与と見なすこともできよう。だから、このような活動をしている田舎に住む農民たちへの反対給付として「所得保障」をみなすこともできるであろう。気候変動、風水害等の災害の多発している現状にとって、これらのことは大きな意味を持ってきている。宇根氏も、このことを強く指摘している。このことには、説得力を感じ取れるようだ。EUでは、農家所得の半分以上は、富の再分配としての「所得保障」となっている。

そしてまた、地元の農産物を進んで買うという意識にならなくてはならないであろう。「自然保護」や「景観維持」や「防災」等のために、…。賢い消費者を増やさなくてはならない。何でも欲しい物を欲しいだけ食えると思込んでいるフツの消費者が加害者なのだ。

ブランド品を買い求める消費をめぐる競争に、多くの人たちが駆り立てられている。消費を増やすためには、収入を多くするためにたくさん働かなくてはならない。でも、これは、「働き過ぎと浪費の悪循環」である。現代では、消費は時間との競争、利便性をめぐる競争となっている。宅配便は翌日に届き、即日配達バイク便や自転車便さえある。24時間営業のコンビニは、バイトたちの細切れの(深夜)労働で維持されている。こんな消費生活をしては!……。

再度述べるが、地域の景観は、地域のみんなのものであり、それを守る仕事をしているが人たちが農家であるという価値観が広がらなくてはならない。田舎で生活して農業に従事していることに、価値があるとしなくてはならないのだ。

ブルードンが指摘した現状の農民たちの心根をやっつけて封じこめる手だては、今書いたことしかない、と言えよう。農民に自己変革を迫るより、その他の人たちが農民への、農業への眼差しを変更することであろう。そうすれば、農民をひきつれたままでも、社会の進歩を獲得することができよう。農業という営みを、切り捨てることなどできないのだから、…。農本思想という保守的な思想・意識を革新的な役割を果たすものとするには、「農」を「縮小社会」を生きて行く要とするには、以上のようなことを図っていくしかあるまい。

さて、農民自身の意識を高めるには、意欲的に農作業を行うようになるには、シモーヌ・ヴェイユの『根を持つこと』に書かれている方策が一つの手立てであろうが……。つまりは、農民たちにとって、自分とは違った別の自然的・社会的環境条件での生活経験が必要なのであって、そのことによって自分たちの生活を相対的に観る視点が獲得できるか否かであろう。しかし、これが難しいのが、現在の農村社会で生きている人たちの問題点なのだ。だから、公的資金で農業留学できる枠をものすごく広げること、農業をしようとしている者には誰もが一度は他の地の農業を実体験できる機会を設定するがよいと思える。

さてさて、まとめとして、再度言いたい。宇根氏の意見のように、農本思想という保守思想を注入しようとしても、……。これは、現実打開の方策ではないことは、間違いないことであろう。

補説

農民の美意識について

耕作放棄地 

「農本主義のなれの果て、さてさて……」にブルードン文章を引用している。

「農民ほどロマンチズムや観念論から縁遠い人間はいない。現実にとっぷりと浸って、ディレッタントなどとは正反対の生き方をしている。田園風景をどんなにすばらしく描き出した絵でも、それに30スウも支払うのは捨て金だと思ふ……。白状すると、わたしも昇る朝日や沈む夕日、月の光や四季のうつろいを描いたものの良さが楽しめるようになるまでには時間とそれなりの学習が必要であった」 * 下線は強調のために青野がした。

そして、また私は次のようにも述べている。

現実の多くの農民は、自然の織り成す景色に心が動いていないのだ。悲しいかな、これが現実である。四季の移り行く自然の景観などについて、私は近所の人たちと会話などしたことがない。自然を愛するが、その繁殖力以上に自然の魅力に心が動かされることはない。芸術家の眼で自然を摘み取らない。これは、無理な事であろう。

.....

この様に記述した。このことは、私の体験からしても納得することである。私は大学の4年間、毎年、7月の初めから8月の10日過ぎくらいまで、農作業をするために帰宅していた。これは、葉タバコの収穫のためであった。私の学費は、この葉タバコの収益から出ていた。この一か月間ほどは、温帯モンスーン型の労働集約的家族農業そのものであった。

朝の3時くらいから起き出し、暗闇の中でタバコの葉を収穫する。慣れて来ると、かすかな光でも作業できる。そして、中葉、本葉、そして天葉ごとに葉をかき取る。葉に手が触った瞬間、かき取った時の葉のしなり具合、葉をかき取る音でこれらの葉の違いが分かる。そして、これを家に持って帰り「れん縄」に一枚ずつ挟み込む。そして、乾燥場の中の釘に差し込んでいく。

大学三年の時、このような作業をひと月して、親からお金をもらいふらりと当てもなく旅に出た。大学の友たちは夏休みの期間アルバイトをしたり旅行に行っていたが、私はそれまでどこにも行くことがなかった。これでは私としてはむなしいので、山陰地方に行くことにした。汽車の窓から中国山地の景色を眺めたが、心動くものはなかった。ただ鳥取砂丘には、びっくりした。

さて、・・・島根から広島県の三次盆地にでる鈍行列車に乗った時の事である。盆地に出ると、ところどころにまだタバコの収穫を終えていない田があった。「まだ終わっとらん、この農家はどうか。」、「あれ、あの辺りはモザイク病になっているなあ。」、稲田を見て「あつ、この田は肥料が足りない。」なんていうことばかりが、心に浮かぶのだ。私は、自然そのものを鑑賞できないことを、痛烈に意識した。8月後半に大学に帰ると、会う人話す人と会話が一か月ほど成立しなかった。話が、まったくかみ合わないのだ。彼らの話題についていけなかった。私は農民の子なのだ。このことを、今さらに思い出す。

さて、今日2月の日中などは、春が近いことが感じられる。緑が濃くなりつつある。目の中に緑が飛び込んでくる。自然の彩に感激したいところであるが、農業をしている者として、四季の変化に心が動くことが少ない。この後の作業計画が、頭の中で動き出す。明日はどのような農作業をするのか、段取りばかりが頭の中を駆け巡る。

現実の多くの農民は、自然の織り成す景色に心が動いていないのだ。悲しいかな、これが現実である。四季の移り行く自然の景観などについて、私も近所の人たちと会話などしたことがない。自然を愛するが、その繁殖力以上に自然の魅力に心が動かされることはない。芸術家の眼で自然を摘み取らない。これは、無理な事であろう。

つまりは、私の周囲の人たちは、美術館等に行く人など、あまりいないということなのだ。このため、私はこのような意識に染まらないために、意識的に美術館等に行くようにしている。でも、本音のところ、絵画や彫刻を観賞しても、心が動くことが少ない。3年ほど前か、東京でミュシャの「スラブ叙事詩」を観に行った。会場は酸欠になるかと思えるほど、人・人・人・人であった。

ううん、分かったような、感じられるような、結論としてよく分からなかった。でも、それなりに意識には残った。京都で開催されていたミュシャと現代美術との関係を表示していたのも、無理して観に行った。ううん、これはテーマにこだわった展示なので、迫力がなかった。心は、まったく揺さぶられなかった。まあ、分かったことは、現代の少女漫画への影響らしきものが感じ取れたぐらいである。

カントは「判断力批判」で、私たちが何物かの対象を美しいと感じる時(*カントのいう概念に規定されない自由な美)、その時はそのものとは利害関心が無関係であるからなのだとしている。この説に

よると、農民は、自然を対象として、美しいと思うことは難しいことになる。自然を対象として働き、自然から作物を収穫しているのであるから、利害関係から、離脱することなどできないことなのだから。

* 農民が自然に対して美しいと感じるのは、カントの評価している美ではなくて付随的な美意識となろう。

さて、カントのこの意見は、正しいのであろうか。直接的な利害関心から距離をとらないと自然鑑賞は難しいとの程度の意味なら、そうかもしれない。竹林でひたすら筍を掘り取っていた時など、竹の幹や葉を見ても、ちっともきれいであるとは思わない。ただただ、筍をうまく掘り取ることだけをしている。純粋な肉体労働である筍掘りでは、身体がギシギシと痛み出す。一休みしている時、ぼうっとしている時、葉に朝日が当たりキラキラ輝き出し、水蒸気が朝もやとなり、この浮遊する水滴に乱反射する光は、それなりに美しいと思う。でも、大感激とはいかない。このようなことなどに心がとらわれていては、何時まで経っても筍掘りが終わらない。そして、またまた懸命に仕事を再開する。



確かに、あの竹林の陽光は私の利害関心とは関係ない。しかし、カントは、言葉足らずであろう。自然現象に感激して美意識をみいだすには、利害関心からの離脱だけではなく、もっと別の要素があるのではないか。自然の営みや景色を美しいと思うには、その人のそれまでの人生に対する反省や自分の至らなさに気付くという精神作用があつての、このような心の作用なくしては、感激などしないのではなからうか。

カントは「自由な美意識」は「恩恵」によって抱くとしているが、このことについては詳しく述べていない。私としては、実践理性、倫理的なことと関係することで「自由な美意識」を強く感じるのではなからうか?と思われる。

画家の東山魁夷(かいい)の『風景との対話』(新潮選書)の第一章には、彼の美的な原体験が語られている。召集令状が来て、千葉県の柏連隊に入隊すると、すぐさま熊本に行かされた。そこでは対戦車戦の訓練をさせられた。戦車に爆弾を持って近づく肉薄攻撃の訓練の日々であった。もう、明日への希望などなく、死ぬことばかり思う毎日であった。そんなある日、熊本市内の焼け跡の整理に行かされた時、その帰り熊本城に登り平野を一望する機会があつた。その時、何故か涙が出るほど感激した、とある。

城からの眺めは雄大ではあるが、それまでに旅した八ヶ岳の自然と比べて取り立てて素晴らしいとは言えなかった。それなのに、……。空が澄み渡り、遠くの山々が雄々しく、平野の緑は輝いていた。このような風景は見たことがない、と感動した。そして兵舎へと、とぼとぼ歩きながらいろんな思いが浮かんできた。

「あの風景が輝いて見えたのは、私に絵を描く望みはおろか、生きる希望もなくなったというのに……。歓喜と悔恨が込み上げてきた。」

「自然に親しみ、その生命感をつかんでいたはずの私(* 東山魁夷には、八ヶ岳に繰り返し入り込み自然観察を十分すぎるほどしているとの自負心があつた)であつたのに、制作になると題材の特異性、構図や色彩や技法の新しい工夫ということにとらわれて、もつとも大切な事、素朴で根元的で、感動的なもの、存在の生命に対する把握の緊張度が欠けていたのではないか、そういうものを前近代の考えであると否定することによって、新しい前進があると考えていたのではないか。」

「また、……。私の心は、……。なんとか展覧会で良い成績をあげたいという願いがあつた。」

父・母・弟、……。私の経済的負担も大きかった。世の中に出たいと思わないではいられなか

った。友人は次々に、・・・私は一人取り残され、あせりながら遅い足取りで歩いていたのである。」

「万一、再び絵筆をとれる時が来たなら、一恐らくそんな時はもう来ないだろうがー私はこの感動を、今の気持ちで描こう。」

「死が身近にはっきりと意識するときに、生の姿が強く心に映ったに違いない。」

これらの文章からも分かるように、人が感激するのは、そのすぐ傍には過去の愚かしくおぞましい自分の姿がいることに気付いているからであろう。過去のそれまでの人生そのものが意味の無い、むなしなものと思っている自分が張り付いているからこそ、大きな感激をともなって自然を、景色を見ることができたのではなかろうか。東山魁夷の絵を鑑賞するには、このようなことについての理解をしていると、より一層理解できるのではなかろうか。イヤイヤ、このようなことを知らなくても、それなりに感じ取れればよいかもしれないが？

東山魁夷のこのような意識は、美意識というよりカントの言う「崇高」という意識ではなかろうか。カントは「崇高」の意識は、美の場合と異なり間接的であるとしている。心の中の感情がなかなか整理できない捉えがたさにたじろぎ、それ故に一層心が揺り動かされる。これは、精神の高揚であり、まさしく感動と呼ぶべきものとなったようだ。この時、人は知らず知らず自分の内面へと向かい過去の自分との対話をすることになる。

〈農民の子として一いつも付いている透明な黒いひも〉

さて、話を戻すが、だから農民たちには、この過去の自分の人生を否定的に総括する機会がなかった、と理解すべきであろう。別の人生もあることに、人生の方向転換をすることができずに生きてきた、こう理解すべきであろう。作物を栽培している土地があるので、ここを離れて別の生き方などできなかったのだ。何処に行っても、何をしても、田畑の作物のことが意識の片隅にある。そのため、空間的に別の土地へ、そして過去と未来を見通して方向転換へといざなわれる機会が少なかったのだ。眼前の田畑のことにいつも心捉われ、雨が降れば、風が吹けば作物への影響を心配し、・・・これが農民なのだ。農民たちは、自然を外から鑑賞して愛でて大感激することは難しいと思われる。これは、私の事でもある。

農民が農地・山林を相続することは、今や、何の特権でもない。これは、義務である。そして、今後も、・・・このことは、よく分かる。私には見えない黒い紐(田畑山林、そして家)が背中にもくっついていて、切っても切っても、またまた生えて来る。夢にまで出てきた。逃げれば逃げるほど、この黒い紐は太く頑丈になる。とうとう、疲れてしまった。

逃げるから追いかけて来るのだ。そう思い、60歳にして、この見えない黒い紐の中に飛び込み、田畑の耕作をすることにした。第二の人生として農業をすることにした。そうすると、この背中にくっついていて黒い紐を意識することはなくなった。精神的には楽になった。夢で苦しめられることがなくなった。

でもその結果、私は嫌いでたまらなかった父のような言動をするようになってしまった。・・・、ああ、なんということであろうか。

(あおの とよかず)

最終講義 「思想から見た西と東 西洋思想史のアジア論的転回」

竹内真澄

2025年1月20日 2号館205教室

司会 小野達也社会学部長

竹内先生の最終講義です。社会学部の教員の小野と申します。竹内先生は手元の資料によりますと、1986年（昭和61年）本学着任ということで、長い間本学の教育に尽力していただきました。私ごとになりますけれども、私が桃山学院に来たのは2019年のことなのですが、私は福祉の研究をしているんですけれども、そのときに竹内先生の福祉国家とかハーバーマス論を学ばせていただいて、非常に楽しみにしていました。そんな思いがあります。それが早くも最終講義で、残念なんですけれども、本日は皆さん竹内先生の最終講義を聞いていただきたいと思います。一応、テーマとしては「思想から見た西と東 西洋思想史のアジア論的転回」ということで、お願いいたします。

ありがとうございます。ただいまご紹介いただいた竹内真澄です。39年間桃山学院で研究と教育のチャンスをいただきまして、大変感謝しています。途中であるところから声をかけられたんですけどやっぱり桃山がいいということでお断りしました。今から見るとその判断は間違っていなかったと思っております。

今日は、大上段のテーマ「思想から見た西と東 西洋思想史のアジア論的転回」という、これ以上大げさなタイトルは多分社会科学でつけようがないんじゃないかということでお話させていただきます。ですから西から東にバーッと移って最後はパレスティナ問題まで行けたら行こうというふうに考えています。ものすごく速く視点が動くし領域も広がるし、話があっちへ飛びこっちへ飛びで、聞いていらっしゃる方は大変疲れると思いますが、ご容赦ください。

私の研究・教育史

若干、研究史について申し上げます。私の研究史についてはすでに社会学部教授会でお話ししました。同じ話をするのも芸がないなと思ひまして、ここでは一部だけ挙げます。社会学史という科目で採用されまして32歳ぐらいから講義を始めました。ネタがなくてしかも30回喋らないといけないというので、これが社会学史とどういう関係があるのっていうような雑駁な話をてんこ盛りにしてやってみました。30代の頃の講義を受けた方は本当に被害者というか死屍累々でありまして、何を教わったのやら1年経ってよくわからん、先生何を教えたのか、どこが山ですかとか言って（聞いてくる人がいました）。何を言ってるか、山ばかりじゃないかって反論したんですけど、あんまり迫力がありませんでした。だいぶ時間が経ってからようやく社会学史らしいものを書いたのは今から10年ぐらい前になります。『社会学の起源』（本の泉社、2015年）っていうのを書きまして、それから社会思想史っぽいやつで『近代社会と個人』（御茶の水

書房、2022年)を書きました。これが今日お話しするテーマにやっと引っかかってくるようなものになっていると思います。

つまり16世紀ぐらいから20世紀までの西洋思想史を扱ったんです。ふつう日本でこの種のテーマを扱う方はだいたい自由主義的な立場から書くんですね。例えばホブズとかロックとかそういう開拓者は素晴らしいという視点で書きます。私は素晴らしいとは思ってますが、同時にちょっと問題あるんじゃないかと、自由主義っていうのは問題あるんじゃないかという、半分はそういうスタンス持ってますので、そこから16世紀以降を書いた。類書のなかでは珍しい本であると思っています。で一応通史を書いた。20世紀以降の社会学の歴史については現在執筆中で2025年中に出せればいいなど。だけど社会学史の受講生には出版が間に合いませんでした。ごめんなさいということでもあります。

20世紀末から21世紀に入る頃に、一方に批判理論、フランクフルト学派といいますが、それから他方に世界システム論、後で言いますけれどもウォーラーステイン、これら2つをうまく具合に自分の理論の土台において、それでいろいろ見ていけば、かなりのことは言えるんじゃないかというようなこと考えました。これを隠し味にしまして去年『坊っちゃんの世界史像』『思想から見た西と東』(いずれも本の泉社、2024年)を出版しました。今日は『西と東』をネタにして、この本の解説ではなくて、それをちょっと膨らましたらいったいどんなことが言えるか。またその中で、日本および日本人はあるいは日本に住んでいる人はどういうことを考えればいいのかというようなこととお話ししてみたいと思います。

西洋とアジアの関係

今日の話は初めてなんで、手慣れた題材で絶対うまいこといくという類の話でないだけにどうなるかわかりません。西洋とアジアの関係というと、まずこれは皆さんにも分かっていたかと思うんですが、今は本当に西洋が制覇した時代ですね。西洋っていうのは、私は授業ではモチ→ナマゴメ→おにぎりという順番で社会発展を説明するんですが、モチというのは前近代であります。モチの段階ではみんな粉々になってまして粒がないんです。すなわち個人というものあるいは個別者というものがない。だから共同体だけあって個別者がないというそういう段階です。これを打ち破って出てくるのが近代なんです。近代近代と言うけれども近代とは一体何ぞやと言いますと、公と私という2つの領域が成立するということです。社会学者にわかりやすく言えば、政治と経済が分離するということですね。いつから分離したかということ、正確に言いにくいですがけれどもコロンブス以降であると言ってよい。助走はいろいろありますけれどもそういうふうに見ると16世紀から近代が登場して約500年ぐらい経っている。今日我々は近代世界システムという、つまり世界市場でつながっていてその上に主権国家が浮かんでいる、そういう仕組みで生きてきた。けれどもどうもうまくいかないというところに直面していると考えております。

西洋とアジアの関係でいうと日本はアジアのさらに極東にあります。アジアは、16世紀以降の西洋の進み具合に全くついていけなかったのでありますが、中国は16世紀ぐらいまでは西洋より進んでいたということです。アダム・スミスも中国はある時期まで西洋より進んでおり、非常に豊かであると言っております。羅針盤とか火薬とか印刷技術とかそういうものも16世紀よりずっと前からもっておまして、門外不出とされていた。ところがモンゴル帝国が西へ広がった時にこれが漏れてヨーロッパに伝わった。ゆえに野蛮なヨーロッパと先進の中国という関係がありました。その時日本は中国の弟子のような立場だったわけですね。アジアは非常に前近代が長うございますが、それでも中国は実に進んでいたわけです。

けれども西洋に中国のテクノロジーが伝わりまして、それがヨーロッパを台頭させる力になりまして、スペイン、ポルトガルが新大陸を植民地化し、世界制覇していくということをやりました。そのテクノロジーの端っこに日本は極東で引っかかっていますね、ヨーロッパと一緒に行動す

ることになりました。1 回目は秀吉の時ですね。2 回目は明治維新以降であります。日本とヨーロッパがアジア侵略をしていくということです。

1945 年日本が敗北して、アジアはそれぞれ独立したり革命を起こしたりして、脱植民地化していきますが、ここでもいろいろ苦労がありました。

20 世紀はアメリカの時代でした。アメリカは、日本の植民地であった領土の多くをアメリカナイズしてまいりまして、朝鮮半島の南半分と台湾がアメリカと親密になり、そして日本もその懐に組み込まれ、またすすんで入りました。朝鮮半島の 38 度線のところで非常に厳しい対立があって東アジア全体が分断されている。アジア人から見ると分断は悲しい現実なんですけれども、おそらくアメリカの首脳はこのアジアの分断をどう維持するかということを考えていると思います。アジアの分断によって漁夫の利を得ているのがアメリカではなかろうかと私は思う。ロングランで言えばですね、これからどうなるかなんて誰も分かりませんが、一アジア人として私が言えることがあるとすれば、非常に長期的なスパンで、アジアの分断をなんとか克服して、EU のような仲良しのアジアを作っていくとそういうことがもしできれば、近代世界システムの終焉にアジアの人間として寄与できる道が開けるのではないかと。そういうことを言っている社会学者とか社会学者がどのぐらいいるだろうかというような視点で、東西の現在と未来を考えていきたいと考えております。

私は一応西洋思想史研究から出発しました。日本には東洋思想史、中国思想史、日本思想史など、非常に分厚い研究の蓄積があります。だけど僕はたまたま西洋思想史の方から出発した。だから、前著が出た後、2023 年 2 月から無知を埋めるべく、アジアの勉強を開始しました。このばあい、西洋思想史を尺度にしてどのぐらいアジアが見られるかということを考えざるを得ません。

そうすると西洋は今すでに申し上げたように前近代があって前近代の中では一人一人の人間は個別者ではありませんので自分のことを部分と認めていますね。全体がまずあってその中の部分であると。部分というのは全体より小さいし 全体というものの外へ出ることができません。「全体の部分」である。この部分というのは全体をホールとしますと部分はパーツですね。そこからパティキュラーという言葉が出てきてパティキュラーというのはまだ部分という半分尻尾がついていました。古い概念ですけどもパティキュラーがプライベートへとだんだんつながってきて、しかもプライベートが自立するっていう風になる。共同体的土地所有が解体して、私的所有が成立するにつれて、「私」が自立してパブリックなものを立てる。「公」は「私」に従属するという風になります。これが近代民主主義の仕組みでありまして私人はビジネスに精を出す。その私的所有を維持するのが公的な領域、すなわち市民政府の目的であるという具合に上がるわけです。必然的にこれは代議制民主主義という形をとります。その説明は省きますけれど、これ（公私二元論）を横に数珠つなぎすれば近代世界システムが成立します。このシステムは柔軟ですが、しばしば困難にも出くわす。1929 年の世界大恐慌以降ですね、そこで政治と経済の分離では、もうやっていけないというふうになりました。以来様々な修正資本主義が出てきた。その修正資本主義をもう 1 回修正するっていうのが現在の新自由主義であろうと思います。

思想家としては「全体／部分」がアリストテレスで、私／公二元制がホブズ以降の自由主義者、修正資本主義につながっていくのがマルクスとかケインズとか、それから修正の修正にあたるのがハイエクです。

これがヨーロッパの流れですね。日本はと言いますと全然違うんです。イザナギイザナミの性神話のようなもので日本が作られたという虚構をもとにずっとやってきました。中国からもらった儒教とか仏教とかそういうものを取り入れつつも、神道をもとにした国学という反動がでてくるんです。神道でやっていくということで大政奉還以降ですね、無理やり天皇を担いで天皇制の下で「私的なもの」を育てていくということになりました。だけどそれでひどい敗戦になった。だから天皇は象徴に変えることにしました。「マッカーサーは日本のへそである」と巷で言われ

ました。アメリカはへそであると言うんですね。ここで笑ってもらわないと困るんですけど、もう私が何を言うかわかりますね。つまり朕（チン）の上にアメリカがあるのでアメリカはへそだって言うんですね。私は今もへそだと思います。そのアメリカの下で資本主義を発展させていくということです。文献で言いますと『古事記』がありまして、仏教、儒教があり、明治以降は国家神道のもとで「私的資本主義」を作る。これが福沢諭吉でして、彼自身がだんだん帝国主義者に変化していきまして、最後は大川周明みたいな、非常にどういふんですかね、ある意味恐ろしい考えに到達します。大東亜共栄圏の思想家です。

極東裁判で大川はスリッパで東条秀樹の頭を叩いて狂人と言われて、戦後は『コーラン』の翻訳をした。ちょっと学者としては異様な人です。戦後は、思想家なのか政治家なのか誰を挙げるべきか分かりませんが、やっぱり吉田茂かな。講和と安保ですね。この枠組みのもとで新自由主義化して我々はここで生きているということです。

中国は共同体の時代が非常に長いので奴隷制から封建制からずっと孔子あるいは一時期仏教で統治しますが、かなり儒教の力が強くて清朝の末まで儒教でやりますね。日清戦争で負けて、ハリコの虎であることがバレまして、イギリス、フランス、ロシア、ドイツがよってたかって中国を分割する。アメリカもそこに入っていく。もちろん日本も入っていくということになります。中国はこれに怒りまして反帝、反封建、反植民地の凄まじい闘争をやって、中国革命を起こします。中国革命についてはいろいろ言うべきことがあるんでしょうけれども、結果から言うと「赤い新自由主義国家」になった。思想家で言うと孔子から出発して明（1368-1644）の時代に王陽明とか李卓吾が出てきて、私的な欲望、人欲を肯定すべきであるという形で儒教を変革しようとしています。けれどもこれはうまくいかない。それでその後清を倒す頃に孫文、その後毛沢東とか鄧小平が出てきて、習近平は基本的に鄧小平の路線にいるわけですね。

朝鮮は李氏朝鮮の儒教から始まって、ここもあんまり近代化がうまくいかず、いきなり日本に併合されてしまいます。学生さんはどのくらいご存じか分かりませんが、35年間も朝鮮半島を全部取ってたわけですよ。びっくりします。台湾なんか50年間取ってたわけですからもっとびっくりです。朝鮮の南半分はですね、アメリカのもとでの資本主義ということになって今尹政権のもとで大混乱して国論も分裂しています。新自由主義韓国になっっているいろんな問題が噴出している。どうしようかなと。地政学的に非常に複雑で、どうやっていいかわからない。私もどうやっていいかわかりません。

インドはですね、ヒンズー教から始まりまして、イギリス帝国主義によって植民地化される。南アフリカから帰ってきたガンジーが独立運動をして、それで苦勞の末に独立しました。戦後、独立インドはソ連型社会主義になるかと一瞬しますけれども、国民会議派の統治能力がだんだん落ちていって、今はモディ政権の下で一種の新自由主義のようなものになっています。このもとでカースト制度も再生産されているんじゃないでしょうか。

中東はずっと封建的なスルタン制がありましてウンマという共同体がずっとありました。第一次大戦後イギリスが国際連盟から統治を委任されて近代法を導入します。イスラム法と近代法が激しくぶつかっているわけです。けれどもこの近代法を根拠にしてイスラエル建国が成り立ちまして、住宅地とか工場とかをどんどん建設して植民的植民地化をすすめている。国連憲章違反だと批判する方々もおいでですが、こんなことができるのは一体なぜかといいますと、1917年にイギリスが中東に持ち込んだ近代的土地法に基づいて、国家がまず土地を収奪し、登録されていない土地をイスラエルの民間人に安く売る。そうするとパレスチナはどんどん追い詰められていくということになっていて、イスラエル型の資本主義とそれからパレスチナのウンマ（共同体）ですね。私的所有と共同体の戦いになっていると思われま。

日本はさっさと西洋化していきましたので、日本を除くアジアは西と東からはさみ打ちにされてしまいました。このために反帝、反封建、反植民地ということで、中国以外のアジアの国々も非常に苦勞しますね。ベトナムもそうですしもちろん台湾も韓国も朝鮮半島全体がそうです。

何がアジアを困らせたか。だいぶ時代がずれてるわけですがけれども、西洋の横綱はジョン・ロックです。彼が1690年に書いた『統治二論』ですね。もうひとつは東洋の横綱、福沢諭吉が1875年に書いた『文明論之概略』、または1881年に書いた『時事小言』です。比べますと、非常によく似てますね。200年近く福沢諭吉の方が遅いんですけど、だけど民間経済が働いて私的所有を増やしていくっていう、そういう基本的なロジックにもとづいておりまして、働かないで怠けている土人を退けて、地球資源を開発するためにずかずか他所の領土に入って行って文明人がそこを開発してあげるべきなのだという考え方です。

ジョン・ロックと福沢諭吉が西と東からアジアを挟み打ちにした。そういう感じで日本はその血塗られた手のまま敗戦を迎えてその血塗られた手をです隠したままの系譜にある者が支配層として残っている。東西の帝国主義はともに、開発主義的文明論を共有しております。

挟まれた中国は怒りまして孫文とか毛沢東が出てきてまあ反帝闘争をやります。ヨーロッパにも反対するしもちろん日本帝国主義にたいする反対闘争もやりますね。

前に私が勉強したことで言うと、フランスはイギリスよりもだいぶ遅れていた。宗教改革が不十分でした。政教分離ができなかった。市民革命もイギリスよりもずっと遅れました。フランス革命はヨーロッパの中での後進国革命です。そうすると、小経営者を中心にした小ブルジョア社会主義のようなものが出てくるんです。それがルソーでありロベスピエールでした。そうするとフランス革命におけるルソー的なもの、あるいはロベスピエール的なものがアジアの後進国中国で毛沢東のような形で再現される。

ルソーは国家に結集するためには、反私人的でなくてはならないということを言います。同じように、毛沢東は革命を遂行するためには私利私欲で動く奴はだめだという。己のために私腹を肥やすやつはけしからんというですね。そういう革命的ロマンチズムで国を作っていくということが小作人から小経営者に変貌する中国農民の利益と合致しました。

文化大革命は、労働をどういうかたちで組織化できるかという客観的課題に答えを出せぬ毛沢東が仕掛けた小ブルジョアの反動です。この時期にリアリストである鄧小平はほとんど毛沢東に殺されそうになりますけれども、なんとか生き延びたわけです。

他のアジアを見ると朝鮮にも非常に複雑な歴史があり、日本が負けていわゆる戦後が訪れます。光復と言われます。ところが朝鮮戦争が始まって冷戦の中で代理戦争をさせられてしまう。朝鮮戦争というのは、僕の視点から見ると、脱植民地化の中で国民国家を作っていくというエネルギーが同時に冷戦と重なったケースです。北には北の、南には南の国家を作っていくというそういう形になったわけですね。本当に不幸であります。韓国は結局この朝鮮戦争を経て反日反北対米従属的な韓国という形を取らざるを得ません。尹大統領の問題で韓国の国旗とアメリカの国旗両方を振っている大統領支持派がなぜ星条旗を振るのかというと、彼らから見ると要するに野党は北に親密である。だから我々は尹大統領とともにアメリカに連帯するんだということです。光州事件で反米を選ぶ人々が声をあげるようになりましたが、独裁政権以来の対米従属派もいる。これはなかなか難儀です。国民世論を統合するのは難しいですね。アメリカは東アジアをともかく分断して、漁夫の利益を得る路線です。新自由主義というのは基本的に世界市場と国民国家の体制を維持するということなので、EUのようなものを東アジアに作ることはともかく反対するというのが伝統的パラダイムです。アメリカと近代世界システムは直結しております。

インドは1947年に独立を達成しまして、反帝社会主義志向のインドにいったんなりますが、今日のモディ政権を見てますと新自由主義的インドになっております。それでちょっとした話をここに挟みますと、ガンジーは非暴力不服従ですよ。非暴力でインドを作った。思想は非暴力原理を前提にしている。しかし一般的に言うと国民国家っていうのは暴力装置じゃないですか。そうするとガンジーから見ると出来上がってくるころのインドというのは非暴力でないといけない。ところが普通の国民国家は必ず軍隊を持つわけですよ。非暴力原理と国民国家の建設は矛盾する。人類史においてガンジーみたいな人が国民国家を作った例はないんです。ソ連は暴力革

命でしょ。他の先行する市民革命も全部市民対王様の軍隊の対決ですから、全部暴力をエネルギーにして国民国家作ってるわけです。ところがイギリスに対する帝国主義闘争の中で自らが非暴力不服従を原理にしてきたガンジーの思想が暴力装置のないインド国民国家を果たして作れるのかという問題が出てくるわけです。ネルーらの国民会議派の後継者は、ガンジーを尊敬しておる。しかし、現実問題として非武装のインドをつくれるのか。けっきょく、ネルーらはガンジーを隠居させた。しかし、ガンジーには新憲法草案の下地になる思想があった。「私のような、非暴力の極端な信者なら、軍隊を完全に解散することにする」（ガンジー全集 76 巻、138-139 頁）。ダグラス・ラミス という人は、ガンジーは非暴力国家という、まことにラジカルなインド憲法草案をもっていたのだが、国民会議派の後続の人たちはインドの軍事国家化をもくろんでいたことを解明した。ガンジーは、希望がないということで一線から退く。多数派は非暴力原理をもみ消した。ラミスは、ガンジーの憲法草案は「ホッブズ的世界観に反論しようとしていた」と言っています（『ガンジーの危険な平和憲法案』集英社新書、2009 年、120 頁）。これはすごい研究だと思います。イギリスの近代国家はホッブズから始まった。それが帝国主義になりインドを支配した。ガンジーはイギリスの暴力支配に対抗したのだから、近代国家をはみ出すのは当然です。

中東は申し上げたようにスルタン制を強制的に西洋によって壊されまして、イスラエルが、これは純粹資本主義ですね、パレスチナのウンマ共同体を破壊するのであります。アメリカはアジアと同じように中東を分断して そのイスラエルを駒に使って、パレスチナ諸国と絶えずイスラエルと戦わせる。何が目的かということ、1902 年に石油が見つかりましたので、この石油をアメリカとしては自由に処分したいと。そのためにはアラブ民族の連帯は困ると。特にウンマという共同体は簡単に王様の国有化路線に転化できますので、これを阻止したいわけです。だから私的所有でウンマを徹底的に壊したい。イスラエルがなぜパレスチナを、あのようにジェノサイドに近いような形で追い詰めるかということ、共同体と私的所有の闘争なんです。北米植民地がインディアンを排除したのと同様の構造です。アメリカは建国以来、対内的にも対外的にも帝国主義的なんです。宗教とか人種とか民族とかそういうのはありますが、副次的問題じゃないでしょうか。

福沢諭吉のアジア観

日本を見ますと日本帝国主義の設計者は複数おりますけれども『文明論之概略』1875 を書いて以降の福沢諭吉は、最初こそ自由民権論に近いですが、「天は人の上に人を作らず」（『学問のすゝめ』1872）というようなことをだんだん言わなくなりまして、日本帝国主義の設計図を書きます。日清戦争の後下関条約が結ばれて台湾を取るわけですがけれども 福沢諭吉はこのタイミングで台湾侵略論を展開して政権に対して進言しております。

福沢諭吉全集に載っています。「古来世界の实例を見るに、文明国が未開の蛮地 を切り従え、またはその酋長を屈服せしめ、土地を 押領したる上にて、その処分法にはおのずから二様の別があるがごとし。・・・・・・在来の土人をそのままにして風俗習慣をば一切 不問に付し去り、彼らをして自由に旧来の職業に従 事せしめ、あたかもこれを度外において本国人は何事も手をつけざる代わりに、土地より生ずる利益の 上前をはねておのずから益するものあり。英国人の インドにおけるがごとし、すなわちこれなり。・・・・またこれに反してまったく土人を排斥し、農工商一 切の事業を文明人の手に経営して、その土地をして 根底より文明化せしめたるものあり。北米合衆国お よびカナダのごとき、いまこそは純然たる文明国な れども、そのもとを尋ぬれば、蛮民の巢窟にして、そ の今日あるは祖先の白人種が土着の蛮民をその土地より駆逐して自ら経営したる結果にほかならず。されば、いま台湾の処分についてもこの二様の中、 いずれにか決せざるを得ず。

土地の殖産事業を土人に一任してたんにその収益の上前を利するか、はたまた一切の経営を本国人の手に握りて土地の富源を大に開発するか、その利害得失は智者を待たずしておのずから明白なるべし。かの島民などはかかる天然の富源を眼前に控えながら、これを開発するの考えなく、依然貧弱に安んじて今日に至りたるは、ひっきょう無知蒙昧な蛮民のためにほかならず。・・この天恵地福をそのままにして蛮民の手に付するを許さず、大に内地の人民を移住せしめて、その富源を開発することこそ文明の本意なれ。・・・さればその処分法はかのアングロサクソン人種がアメリカの大陸を開きたる筆法にならば、無知蒙昧の蛮民をばことごとく境外に追い払ふて、殖産上の一切の権力を日本人の手に握り、その全土をあげて断然日本化せしむることに方針を確定し、着々実行して永遠の大利益を期せんこと我輩のあげて望むところなり。」福沢全集⑩「台湾永遠の方針」264-266頁、1895年(M28)

つまり白人が北米インディアンを西海岸まで追い詰め、最後は皆殺しにした。ジェロニモも牢屋に閉じ込めた。同じようなやり方で台湾を経営すべきであると言ったわけです。幸せなことにですね皆殺しにはなりません。しかし、このスケール観は凄い。イギリスとアメリカの2つの帝国主義を鳥瞰した上でどっちを選ぶかというふうの問題を設定していくわけです。これはね「鳥の目」で物事を見ているからこそ言えることです。超高空の「鳥の目」で台湾を見ている人は福沢以外にいなかったと思いますよ。庶民は何も知らない。普通の人には領土が広がってよかったという程度でしょ。論吉ほど世界スケールで物を見た人はいなかったと思います。

日清戦争の後のアジアの反帝運動は1910年代にいろいろな形で起こってまいりますけれども中国は1911年から12年にかけて孫文の辛亥革命によって、およそ2000年続いた皇帝制を倒す。ついに共和主義的革命をやったということですね。日本は天皇制でありますから隣国の中国が共和国になったというのは恐るべきことです。イギリスから見てフランス革命が共和国になったというのが恐るべきことであったのと同じです。

辛亥革命の影響があつてロシアの革命が起こったのではないかというのが最近ロシア革命論です。従来はレーニンにせよ誰にせよ、ヨーロッパのマルクス主義を勉強してロシアを革命したんだというふうに考えてきたわけです。それこそがヨーロッパ中心主義です。むしろアジアの反帝闘争に触発されてそれでロシアのツァー制をやっつけていくと、アジアの民族解放闘争に引きつけてロシア革命を見るべきだというような意見が最近出ているようです。芥川龍之介が「レーニンは僕らのアジアが生んだ草原の匂いのする電気機関車だ」（『侏儒の言葉』）と歌いました。僕はあれを読んだ時に、ちょっと身びいきじゃないかと思いました。けれどもいやいやそうでなくて芥川の言っていることは当たっている。中国やインドの動きなどが直接間接にロシア革命に影響を与えた。レーニンが孫文やガンジーにじかに会ったとか、交流したという訳ではないけれども、民衆の動きですね。そういうものはロシアに影響している。

ガンジーと漱石

ガンジーはイギリス文明は迷妄であり、それ自体が病気であると言いました。これは1910年の彼の文章です。漱石は全く同じ時代にですね、イギリスから輸入された近代文明というのは「間違つたる世の中」であると言いました。神経衰弱になるような世の中であると。漱石とガンジーは非常に似ているんです。いずれにも、反イギリス的世界への構想力があります。

孫文の社会的国家という設計図

孫文を読んでいましてなかなか面白い。こんなことを言ってます。1901年のことです。「志那人民は外国人から見ると、ばらばらの連中で愛国的性質がないように見える。敵陣に臨めば戦わずして逃げ、事業を行えば互いに押し付けあつて、奮起することができないからである。それは清朝政府の下にいるためにすぎぬことを、知らないのであり、私は一言で断ずるが、もし利禄で誘われたり、威力で迫られたりするものでなければ、漢人は決して清朝のために死力を尽くす者

はいない。」

清という国は漢民族ではなくて満州人が作った国なんですね。それで髪型も満州風のスタイル（辮髪）を押し付けたりして漢人は嫌っておったわけです。孫文の未来構想の中に「社会的国家」というのがございまして注目に値します。社会学者ですからここに引き付けられる。それを紹介します。

「我々の今回の革命は、国民的国家を作ろうとするだけでなく、社会的国家を作ろうとするものでもあり、これは決して欧米のおよびうるところではありません。」

すなわち、我々の今回の革命は国民的国家を作ろうとするだけでなく社会的国家を作ろうとするものであると言います。社会的国家っていうのは、例えばワイマール共和国 1919 よりもだいぶ早いわけですよ。さらに細かくこう書いてあります。「将来は富者が日増しに富み、貧者は日増しに貧しくなり、十年後には社会問題が日増しに緊迫していきます。・・解決の方法について社会学者の見解は様々ですが、私の正しいと信じているのは、地価を定める方法です。たとえば地主が地価一千元の土地をもっていれば、一千元か多くても二千元に定めます。その土地が将来、交通の発達によって一万元に高騰すれば、地主は二千元を得るべきで、そうすれば利益はあっても損失はなく、八千元の利益は国家のものとするべきなのです。これは国家の財政にも人民の生活にも大いに有益で、少数の富者による独占という弊害はおのずと永遠に絶たれ（ます）。」「三大主義と中国民族の前途」（1906）

孫文というと「三民主義」などと覚えておりますが、土地の公有ないしは土地価格の法的規制をしておけば地主が一人富むことはないというんです。現代日本で皆家賃が高いと苦しんでいる。一国の首相が「賃貸住宅経営者政治連盟」と深いつながりを持つ。孫文以前です。

現代中国思想は先ほど申し上げたように、時期は違うんですけども西洋思想を反復する傾向があります。文化大革命というのは封建制を解体したあとうまくいかなかった政治危機をゴマ化するための、一種の革命的ロマンチズムでありました。ルソーの小ブルジョア的社會主義とそっくりです。ルソーは私人の利益というものを禁欲して国家市民としての自覚を持つことによって社会契約を達成すべきだという考えでしたけど、ルソーの思想を体現していると思っていたロベス・ピエールは資本主義が出てくるとついていけないわけですね。それでジャコバン独裁状態に入っていきます。小ブルジョア的な革命的ロマンチズムは近代化の方向と矛盾しますので独裁化するとともに失敗するわけです。毛沢東は失敗しました。毛沢東がいなくなると、ちょうどロベスピエールがいなくなった後と同じように、「ナポレオン法典（民法）」が出てこなければなりません。革命後の混乱が終わった 1804 年のことです。現代中国を見ますと 2022 年に中国民法典が完成しました。私が注目しているのは中国民法典に「自然的私人」という概念が出てきたということです。

私人を清末まで公認できなかった。王陽明、李卓吾の人欲を現代中国はついに認めたのです。人々が利己心で動いてもいい。中国は西洋法と同じような法的構成でやっていきます。「法の支配」を中国も受け入れますとアピールし始めたわけです。

中国における「私人」の肯定

これをどう評価すべきかということですね。単純に考えればこの「自然的私人」を据えているがゆえに中国の資本蓄積が非常にスムーズにやれるようになるはずであります。ただし中国共産党による独裁はおそらくそう簡単には壊れない。ホッブズの「自然的私人」は国家への抵抗権をもっています。しかし、対照的に中国の「自然的私人」は国家への抵抗権を持ちません。ある意味で 17 世紀以前です。今後、中国人は（ホッブズがそこへ進んだように）国家を悪とすることを学ばねばならない。長い中国史の中で、むしろ、これから巨大な精神革命をとおっていかねばならない。私はそこに期待します。

こういうふうに見ますと東西帝国主義に挟まれて誠に苦勞をしたアジアの諸国はそれぞれ全く

異質の起源、異質の環境から出発してそれぞれ国民国家を作っていきます。けれども強烈なアメリカの分断支配の中でまだまだ苦労が続きます。反帝反封建反植民地というかつての勢いはだんだん失っていった一体何をしたいのかということがわかりにくくなっています。複雑なこの動向をどういう立場からどういうふうに見ていけばよいのか、今までの社会学に道具として何が有効か、というようなことが次の問題になってきます。

何が分析道具か

私はどう考えていいかわかっているわけじゃないんです。けれども一つはマックスウェーバーの比較宗教社会学の遺産があります。1920年に出された『ヒンドゥー教と仏教』および『儒教と道教』という古典です。インドと中国の宗教はウェーバーの考えている市民的資本主義と矛盾する。だからアジアは全般的に停滞して資本主義を自ら作り出すことはできない。ただし既製品としてのヨーロッパ資本主義を導入することは不可能ではないかもしれない。日本はヨーロッパ資本主義を取り入れることに成功した。ウェーバーによると鎌倉仏教に深い原因があるなどという指摘をしています。世界の社会の不均等発展、そしてアジア内部の不均等発展をみています。非常に面白い。出版から100年経って、ウェーバーをどう考えるかが問われます。

2つ目は、不均等さの現代的現れです。現代は新自由主義化されているわけだけでも決して一枚岩ではありません。絶えず不均等に発展するということです。富んだ国は猛烈に金持ちだし、貧しい国は満足に飯も食えないし、医療品もない、教育施設もない。ド貧民国家になっている。それらをイーブンにならしていく力がないということです。その最も著しい現象が、今のイスラエル対パレスチナの問題です。エドワード・サイードは、1992年に出版した『パレスチナ問題』の中で、イスラエルは「西洋 Occident」であってパレスチナはイスラエルから見たところの「オリエン特」なのであると論じています。だから「オリエンタリズム」の枠内でパレスチナが捉えられているのだと言います。サイードはパレスチナ人でありますから我々は野蛮人として扱われているという告発です。ここには、視座の不均等があります。

3つ目に、サイードに学んで明治以降の日本、それから戦後の日本を考えた場合に、日本の近現代史の特徴がいくつか列挙できると思います。「桃山学院社会学論集」の最新号（2月刊行予定）に私は論文1本書きました。それは「体験的・高校教科書論」という論文なんです。山川出版社の高校教科書を見ると「帝国主義と大陸政策」という見出しがあります。ところが本文をずっと読んでいっても、欧米の帝国主義が支配を広げた云々という記述はありますけれども、「日本帝国主義」とは書いてないんです。そもそも「日本帝国主義」というワードがないんです。高校教科書には遡っていくと家永三郎氏の検定不合格『日本史』1956年があります。家永版には「日本帝国主義」は頻出します。だけどそれは1956年の出版でありまして、いつの時点から「日本帝国主義」という言葉が消えたのか、欧米帝国主義という言葉だけ残したのはなぜかという問題があります。教科書がこういうふうになっているというのは、非常に明確なエビデンスになります。

日本の輸入学問的性格の払拭に向けて

日本は西洋帝国主義の真似をしました。福沢は「脱亜論」1885年において、アジアとの友達関係を遮蔽し、アジアを処分すると言いました。このルールの上を日本はずっと進んでまいりました。戦争に負けた後も、反省は散見しますが、戦後80年を生きてきた私どもがどういうふうに日本帝国主義と向かい合うか、それが教育現場とか著作とか国会の言論とか、そういうところどの程度出ているか。このことを考慮したときに日本の知的風土全体が非常に弱いんじゃないでしょうか。福沢論吉を引用する歴代首相がいます。どうも政治家は福沢論吉を大変好みます。けれども台湾のことをああいうふうに言っていたことをもし今の台湾の人が知ったらどうでしょうか。台湾の人は怒るんじゃないでしょうか。それを一万円札の肖像に使ったという

ことを台湾の人は果たしてどういうふうに思うのでしょうか。親日派が多いと聞きますけれどちょっと複雑だと思います。現代アメリカはもちろん帝国主義国ですけれども、単に日米という枠ではなくて、台湾、フィリピン、韓国、ベトナムも含めて、アメリカは盤全体といいますか、面の全体を動かしています。

学者は現代アメリカをどういうふうに見るのかというこの場合の批判的視点が非常に弱いと思われまます。吉田茂以降一層それは顕著です。沖縄基地問題をあんまり問題にしないという体質ともちろんつながっていますし、菅内閣が2021年の春に提起した「従軍慰安婦」「強制連行」という言葉を使わせないという言語統制ともつながっています。教科書関連7社は分かりましたと言ってすぐに削ったわけですし、教科書執筆者たちのなかの誰一人反対しなかったわけですね。

外交において日本政府はイスラエル支持でパレスチナについては人権とか道義的なことは言いますがけれどもハマスについてははっきりテロと言いますね。遡るところのイスラエルの植民的植民地主義化、つまりどんどん壁を外へ外へ出して行って領地を広げていること、パレスチナの農場を使えないようにイスラエルが水を止めていることなどなどについては論及しません。ハマスをテロというのは直ちに伊藤博文を射殺した安重根をテロリストと断定する菅さんのセンスと重なっています。これら一切切切のものと、私は学者の端くれとして申しますが、日本の輸入学問的性格はつながっていると思います。今朝たまたま文科省のホームページの中にある、日本の人文学及び社会科学の弱点というので、日本の人文学と社会科学は輸入学問であると非常にはっきり書いてあります(2009年(平成21年)第28回学術分科会、学術研究推進部会第21回合同会議議事録)。内容は丸山眞男の正当な指摘の焼き直しです。いろんな知識を官僚は持っていますからそれで書いていると思いますけれども、もっと現実に根差したような人文学や社会科学が出てこなければいけないと書いています。日本の人文学とか社会科学は文科省から見ると怖くないんです。つまりB級C級なので日本の国民にこの程度のものを与えておいても大丈夫だというふうに思われていると思います。僕も39年やって、西洋人とも多少付き合いはしましたが、僕が彼らの論文についてコメントすることはありますが、彼らはぼくの論文にコメントしません。向こうはやっぱり自分の方が一流だと思っている。日本の社会科学者は自分たちの考えを紹介する代理店だと思っている節がある。日本の人文・社会科学は文科省のいう「輸入学問」の枠の中にいる。哲学ではなくて「哲学学」しかない。役人はそういうふうには思っているんじゃないでしょうか。これを学者の責任において輸入学問たることをやめていく必要がありますね。日本帝国主義の反省ということは、学者の仕事に関わって言うと、毎日毎日の創造的理論実践です。それが広がっていけば上に列挙した弱点(西洋中心主義、日帝批判の弱さ、イスラエル寄りの外交など)をようやく一個一個変えてゆく可能性があるんで、日本の学者が負っている責任は極めて重大であると思います。私自身、西洋の本をとにかくたくさん読んで注に列挙するのがかっこいい学問だと長らく思っていました。68歳ぐらいになって、待てよ、これちょっとおかしいんじゃないのかということによりやく気がついたわけで、あんまり遅すぎます。

社会学はどうするべきか

21世紀の社会学は将来的にどういう方向へ発展すべきか。一縷の光があると思います。一人はもう亡くなりましたけどイマヌエル・ウォーラーステインです。私は生でお会いすることはできませんでしたが、京都の国際会館に講演で来られたときに遠くから生きたウォーラーステインを見ました。いつも通りやや悲観主義的世界分析でしたが、1976年の『近代世界システムⅡ』は、近代というのが世界市場と国民国家からなるといった上でですね、経済と政治を再統合するような世界政府が出てこなければならぬし出てくることは避けられないというようなことを書いています。これは私がいろいろ考えるときに導きの糸になっています。

もう一人はノルウェーのヨハン・ガルトゥングです。ご存知の方は平和学のガルトゥング教授が「構造的暴力」という概念を出したことですね。1960年代に彼は固有の帝国主義論を発表しました。彼はガンジーに学びまして、現代帝国主義の構造的暴力と直接的暴力というものの関連をずっと追求なさいました。残念ながら2024年の春に亡くなりました。彼もまた世界の一体化は客観的に進んでいくので世界政府を避けることはできないと明言しています。ウォーラスティンもガルトゥングも国民国家を置いておくと結局戦争が起こるし、ろくなことはないという点で合致しています。2人とも社会学博士です。

ウォーラスティンは1951年、21歳の時にアフリカに行きまして、アフリカの国民国家の形成の現場をたくさん見て歩いた。アフリカ研究から出発したんですね。行ってみると例えばガーナのエンクルマ大統領などがいて同世代の20歳ぐらいの青年たちが続々と出てきてアフリカを脱植民地化させていた。自分も21歳だし彼らは国民的な責任を負っているということで衝撃を受けた。エンクルマ大統領は外国滞在中におそらくアメリカが仕掛けたクーデターで祖国を追い出されて、不幸な一生を送ります。しかし、種がありました。彼はアフリカ統一機構というのを作りましてアメリカの社会学者であるW・E・B・デュボイスを呼んで、責任者に据えたわけです。デュボイスはアメリカで本当に初期の頃に黒人として大学の教団に立ったすごい社会学者です。エンクルマとかデュボイスとかいう人の養分を吸ってウォーラスティンは、後にはアフリカ研究からは離れますけれども、1976年に世界システム論を発表するのです。

もう一人ノルウェーのガルトゥングは1953年に西側初の学生代表団に参加し、ソ連を訪問。そこでアルネ・ネスというエコロジストに出会って、ガンジー研究を触発される。

何が言いたいかと言いますとウォーラスティンとガルトゥングがいったいどこから非暴力原理を得たかということなんです。西洋は帝国主義でしょ。アメリカもそうです。ウォーラスティン自身が言っていることで言うと、1951年に「私はフランス領西アフリカのケースにおける独立運動の過中に身を置くようになりました。その結果アフリカを自分の知的関心と連帯努力の中心に据えることを決意したわけです」。これがウォーラスティンの初心です。ガルトゥングはその2年後西側初の学生代表団に参加してソ連を訪問してアルネ・ネスという人を仲介にしてガンジー研究を触発されました。すなわちこの2人ともそれぞれアメリカとノルウェーの人で西洋人であります。これら西洋人は植民地化されたアフリカとそれからインドに深く学んで、そこから非暴力原理を引き出した。そして自分のセオリーを立てていったわけです。

これら二人の仕事と対照させながら考えていくと、彼らが批判しているのは文明が野蛮を支配するという近代主義的なパラダイムであります。2人が立っているパラダイムはこれとは違いますね。つまり非暴力文明が世界を制覇しなければいけない。そのためには野蛮なG7を制御しなければいけないというような考えを持っているわけです。ふつう僕らは先進国首脳会談で7人並んだ中に日本の首相が混ざっているとなんとなく誇らしい感じがいたします。だけどそのG7ってというのは確かに大国の集まりなんだけれども、一切法的根拠はないのです。勝手に集まって勝手に方針や声明を出しているだけであって、一種の不法集団にすぎません。そういう一角にいるということです。しかし、新しいパラダイムの中では考え直さないといけない。

そろそろ結論に移ります。私は一人の社会学史家として次のように言いたいと思います。西洋近代は世界を作り変えました。いい意味でも悪い意味でも、進歩的な面も反動的な面もありました。けれどもともかくいやおうなく西洋は自己に似せて世界中の人間をことごとく、私の言葉で言うと、私人に変えました。私人っていうのは、漱石風に言うとエゴイストのことです。ところがこれは物と人間というものがそもそも持っている質的な価値、物にも人間にもその質的な価値

すなわち個性というものが備わっていますけれども、西洋近代は人間を私人に変えることによって、徹底的に個性を破壊したわけです。この個性の破壊の具体的な現れは、戦争、地球環境破壊、格差、あるいは人間的自然の劣化として現れてきます。白昼の通り魔とか、マクドで刺されたとかわけのわからん事件が頻発する根拠は、いよいよ私人化が行き詰まり、人間的自然が劣化して、自分で自分をもて余しているからに他なりません。しかし、私人化はそれ自体がグローバルに互いを結びつけ、けっきょくのところ私人を止揚する根拠を準備します（『近代社会と個人』第7章を参照してください）。将来の社会学の方向はこの現実直面し、にもかかわらず優れた社会学者を信じて進まざるをえないということです。ウォーラースティンもガルトゥングも西洋近代に全く屈しておりません。1950年代の日本のアカデミズムはヨーロッパ詣でをしておりました。私は尊敬しておりますが森有正にしろ加藤周一にしろ、みなフランスに行ったりあるいは大塚久雄のようにイギリスを範と仰いだり、ともかく日本の近代知識人は西洋崇拝に陥っていたのが1950年代です。だがまさにその時に、ウォーラースティンとガルトゥングは逆に非ヨーロッパの非暴力、アフリカとかインドの中から何かを探そうとしたわけですね。それでももちろん彼らは西洋近代の知識を持っていますから、西洋近代的知識人なんですけれども、西洋近代批判というのを持っている。アジアの抵抗というのを知っている。これら2つを総合して社会学を作ってきたわけです。

社会学にはもちろん複雑なさまざまな潮流がありまして玉石混交でありますけれども、それらの中で何を選んでどういうふうに教えていくべきかということを考えて場合、もちろんいいのも悪いのも扱った上で初めていいのも悪いのも見えてくるわけです。けれども今紹介した2人の選択が開始した知識運動に参加することだけがおそらくは社会学を意味ある学問へ鍛えあげるに役立つと思っております。以上が今日の講義大方のところ、もう終わります。

最後に一言感謝を申します。39年といいますと、今日もお揃いでありますが、たくさん若い友人を得ました。時々コンパするから出てこいなどと言ってくれるわけです。これは大学教員の宝でありまして、今後とも若い友人たちと付き合っていきたいと思っております。もう一つは他のところでも言いましたが「堺東事件」のことです。あるとき堺東でゼミコンパをやっていた。その時にチンピラがですね、50ccのバイクに乗って歩道の方に入ってきてまして、たまたま歩道にいた私がなんとなくそっちを見た。3人は歩道にちょっと入ったが、南の方に行ったんです。あっちへ行ったなどと思ってまた歩道に戻って二次会の飲み屋を物色しておりました。すると後ろから声をかけられまして、さっきのチンピラ3人が私を取り囲んでいたんです。それで因縁をつけられました。「見てたやろう」というわけです。これは何を求めているか、困ったことになったな思いました。お金か土下座か、よく分かりませんが、どっちも嫌だなと思いました。とっさに「だったら一発殴れ」って言ったんですね。そしたらちょっと相手がひるんだんです。そうしましたら僕のゼミのアメフト部の連中とか野球部の大男とかが5人ぐらい戻ってきて3人を取り囲んで、「先生、何かあったんすか」と言ったんです。気がついたらその3人のチンピラはあっという間にいなくなっておりました。何が言いたいかというと、結局なんだかんだ言っても学生諸君が教員を守ってくれておるということであります。

39年の間学問・教育の機会を与えていただきまして本当にありがとうございました。桃山学院大学は素晴らしい大学であります。ご静聴ありがとうございました。

(たけうち ますみ)

【研究ノート】市民の平和力とは何か（下）

—（４）—「永遠平和」と「市民の平和力」—

中村共一

- (1) 「永遠平和」論の特徴
- (2) 「永遠平和」論の超越論的視座 —人間の自然本性— (51号/上)
- (3) 永遠平和の力
 - 1 フロイトの「死の欲動」 (53号/中)
 - 2 文化と「超自我」
 - 3 「文化の超自我」と交換様式論 (54号/中・続)
- (4) 「永遠平和」と「市民の平和力」 (本号/下)
 - 1 憲法9条と「非戦の論理」
 - 2 「完全な市民社会」への新「対抗文化」運動

(4) 「永遠平和」と「市民の平和力」

1 憲法9条と「非戦の論理」

柄谷行人さんは、雑誌「世界」(2010年10月号)において、現在の「世界戦争」を予測し、その戦争を阻止するために次のように語られていました。

これまで、平和運動と革命運動は別のものだと考えられてきました。しかし、僕がいう「平和」はたんに戦争がない状態ではない。それは、カントがいう「永遠平和」と同じで、国家間の敵対性が無くなった状態、つまり、国家が揚棄された状態を指すわけです。だから、平和を実現することがまさに世界革命なのです。¹

柄谷さんは、「平和」をたんに戦争がない状態を指すのではなく、「国家間の敵対性がなくなった状態」、したがってまたその敵対性のうちに延命する「資本と国家」が揚棄された状態と捉えています。永遠平和の実現は、それゆえに「世界革命」だということです。そのうえで、「国家と資本の揚棄」のあり方について、さらに次のような点を指摘しています。

国家と資本の揚棄は、それぞれの国での対抗運動にもとづくものですが、たんにそれだけでは無理です。むしろ、各国の対抗運動は分断されてしまう。したがって、国家と資本の揚棄は、世界システムとしての変革によって可能なのです。マルクスは、社会主義革命は、「世界同時に」しかありえないと考えていました。一国だけの革命は、ただちに、他の国家および資本の干渉を招きます。それに対して、革命政権は、国家の揚棄どころか、革命を防衛するために、強力な国家とならなければならない。²

前号でみた柄谷行人さんの交換様式論（とくに交換様式D）は、こうした「国家と資本の揚棄」の困難さを受け止め、その揚棄において科学的な展望をえようとしたものでした。ただ、その展望論は、「世界史」（自然史）、そしてまた「世界システムとしての変革」において明らかにされるだけに、「予言」とどまるものでした。それが、「国家と資本の揚棄」への「希望」を与えるとはいえ、それ自体として実践的な指針とはなっていません。もともと『世界史の構造』や『力と交換様式』は「世界システムとしての変革」を科学的に解明していく理論書であり、平和運動や革命運動の「実践書」ではありません。一見すると、国内の平和運動と革命運動に対し、「水を差す」ような評価が与えられますが、それは、書物の課題からすれば、やむえないことでしょう。とはいえ、原理的な研究であったとしても、僕には、実践的な示唆が豊かに込められているように思えます。さらにより積極的に実践を期待するのであれば、その理論をカッコに入れ、みずから実践的な視点に立ち交換様式を論じていけばよいのです。実際、柄谷さんの雑誌論文に目を向けると、実践的な観点から交換様式論が語られてきたように思います。上記の引用文も、そのような視点で語られたものです。

この点を踏まえながら、柄谷さんの主張を受け止めていくとすれば、確かに一国における平和運動や革命運動は、一国のかぎりでは、「永遠平和」や「革命」を実現することはできない。それらの実現は、やはり「世界システム」次元の問題だからです。したがって、あらためて柄谷理論を実践的な観点から考えれば、次のような論点が浮かび上がってきます。まず第一に、「平和」は、国民に閉じられた平和ではなく、世界におけるすべての個人の自由が尊重され、平等に生きる権利が担保される「世界平和」においてでしかないこと。そして第二に、各国の平和運動は、国内の「対抗運動」に位置しながら、世界の平和運動・革命運動の一翼をにない、「世界平和」を準備するものとなること。これなしには、「世界平和」の実現はありえません。第三に、世界平和を求める一国の平和運動や革命運動は、世界（史）のなかに位置づけ、世界的な「連帯」のうちに展開されざるをえないという点です。

柄谷さんは、当然ながらこうした点を踏まえ、また原理的な認識をベースに、例えば、『憲法の無意識』において、日本における憲法第九条やそれをめぐる平和運動のあり方を捉えていたのです。

戦後、自民党政権による形骸化がすすめられたとはいえ、憲法第九条は存続してきた。この点を原理的に捉えかえし、柄谷さんは、「九条はいつの間にか『自発的』なものになっていた」³とし、その「自発性」を支えてきたものこそ、フロイトのいう「無意識」（超自我）だと主張しています。「日本で憲法九条が存続してきたのは、人々が意識的にそれを維持してきたからではなく、意識的な操作ではどうにもならない『無意識』（超自我）があったから」³だと。

他面で、戦争を阻止しえない国連の無力な現状に対して、「国連の根本的改革は一国の革命から開始できると思います。それが世界同時革命の端緒となるからです」⁴と日本の平和運動の課題を積極的に提起していくのです。

たとえば、日本が憲法九条を実行することが、そのような革命です。この一国革命に周囲の国家が干渉してくるでしょうか。日本が憲法九条を実行することを国連で宣言するだけで、状況は決定的に変わります。それに同意する国々が出てくるでしょう。そしてそのような諸国の「連合」が拡大する。それは、旧連合軍が常任理事国として支配してきたような体制を変えることになる。それによって、まさにカント的な理念にもとづく国連となります。

その意味で、日本が憲法九条を文字通り実行に移すことは、自衛権のたんなる放棄ではなく、「贈与」となります。そして、純粋贈与には力がある。その力はどんな軍事力や金の力よりも強いものです。カントが人類史の目標とした「世界共和国」は、AやBやCに由来する力でなく、D、すなわち純粋贈与の力によって形成されるものです。⁵

このように、日本の憲法第九条をめぐる運動と関連して、柄谷さんは、「日本がなすべきでありかつなしうる唯一のことは、憲法九条を文字通り実行すること」⁶だということです。この「憲法九条を文字通り実行すること」は、当然ながら意識的な実践的課題です。憲法九条は、「日本人の集団的な超自我であり、『文化』です」⁷としながらも、あくまでも超自我は、平和運動を支える「倫理の根」です。「根」が「花」（平和）になるには「倫理的な実践」過程があり、平和運動にあっては、その過程こそが「永遠平和への一步」を意味するものなのです。平和運動において、「憲法九条を文字通り実行すること」が可能であれば、確かに、「国連の根本的な改革」をすすめる「力」となるように思われます。

しかし、これだけでは、「憲法九条を文字通り実行すること」のすべてを語るものではありません。そもそもの問題は、憲法九条を「文字通り実行すること」ができない「現下の社会」をいかに克服していくのか、という点にあり、これこそが日本の平和運動が当面する課題ではないかと思うのです。繰り返すようですが、柄谷さんは、原理的な観点から「永遠平和への展望」を自然史的な「予言」として明らかにしました。とはいえ、永遠平和への実践的課題は、それで無くなるわけではありません。「憲法九条を文字通り実行すること」という課題は、なによりも「生きた人間の実践」としてあるからです。また、「永遠平和」を実現する課題は、その過程自体が「永遠平和の実現」の漸進プロセスとしてあるのではないか思えます。さらにいえば、国家への政治的な「対抗運動」ばかりでは、社会自体を「平和社会化」することはできません。なによりも、人々のなかに「暴力」のない「社会関係」が構築されなくてはならない。いわば、「市民主体」の「平和社会づくり」という課題があるのです。

これらの点からすれば、戦後の「対抗文化」運動のあり方自体も、再検討されるべきでしょう。

2 「完全な市民社会」への新「対抗文化」運動

(1)

カントは、第一章でみたように、「そもそも国民のあいだには市民的な社会的連合があつて権利を保証し、国家のあいだでは国家連合が権利を保証するはずである。しかしこうした自由な国家連合が存在しないのならば、どのようにして自国の権利を信頼できる形で基礎づけることができるのだろうか」⁸と述べ、「自由な国家連合」によって「永遠平和」が可能だと考えていました。確かにその通りです。が、注意すべきは、永遠平和を実現する「自由な国家連合」も、まずは国民のあいだに自由な「市民的な社会的連合」があつてのことで、これが永遠平和の出発点にあるという点です。したがって、カントの平和論は、自由な市民の社会的連合を前提とし、「自由な国家連合」（アソシエーション）による「永遠平和」を論じたものなのです。

国民国家がすすんで「自由な国家連合」を形成することはない。とすれば、このカントの平和論は——論理的にも現実的にも——正論です。したがって、根源的に捉えるとすれば、「永遠平和」の力は、国家主体ではなく「市民主体」の側にあり、市民主体として形成される「市民の平和力」によって構成されていくものと捉えられます。その課題が、世界レベルに広がった、著しく困難な実践的課題であるにせよ、国家間の戦争を廃絶する「永遠平和」は、「市民」——「世界市民」——において取り組まれ、実現するほかないのです。

とはいえ、皮肉にも、社会に残酷な戦災をもたらす、まさにその国家の戦争によって、「永遠平和」への道は用意されてきます。戦争自体が非戦争を準備せざるをえないのです。あるいはまた国家の抑圧が非国家を準備せざるをえないとも考えられます。戦争・国家の反社会性は、非戦争・非国家の社会性（柄谷さんのいう「原遊動性」）の「回帰」を人間にもたらすからです。これがカントのいう「自然の狡知」であり、自然（史）としての人間が備える「本性」ではないか。国民国家は、戦争と同時に「（国家の）平和」を繰り返し、「平和」をも管理しながら、国民を統括しています。しか

し、人間は、その「檻」（権力のオリ）を抜けだす理性を備え、人間の「自然本性」のなかに「非戦争・非国家の社会」を希求する「性」（さが）をもつのです。

この点、すでにみたフロイトや柄谷行人さんが指摘していたことです。この点からすれば、「市民の平和力」は、とりわけ日本ではその憲法九条が、「抑圧されたものの回帰」としての「無意識」（超自我）により支えられていたといえます。また、二度の世界大戦をへた世界の人びとにあっても、近代戦争を根本的に揚棄しようとする「倫理の根」があると考えられます。その「根」に「永遠平和への道」が支えられている。人間の過去から繋がるこの点も看過されてはいけません。ただ、その「根」が、どのようにして平和運動に生かされていくのかは、現在に生きる私たちの生き方にかかっています。したがって、永遠平和（非戦）の主体は、市民の生き方——短絡的に言えば、国民の平和なのか、あるいは世界市民の平和なのか——に依存しているといえます。さらにいえば、柄谷さんが指摘していたように、「永遠平和」を創りだしていく「完全な市民社会体制」⁹は人間の不平等を廃棄する社会主義であり、国家社会主義というより、国家をその市民社会体制のなかに「埋め込んでいく」社会主義です。したがって、戦争や抑圧・差別をとまなう今日の「不完全な市民社会」を超えて、そうした「完全な市民社会体制」を構築していく必要があり、それなしには永遠平和に到達することはできません。

ですので、平和主体としての市民は、社会の変革ばかりではなく、「国民としての自己」自体を変革することも必要になります。自己（近代的自己）を批判的に反省することなしに、真の平和を語ることはできないのです。それだけに、永遠平和への実践は、容易なものではありません。それでも、平和への一歩が、他者との自由・平等な関係（アソシエーションな関係）を構築するものであってみれば、その「関係づくり」が「完全な市民社会体制への道」を示すものといえます。「永遠平和」は、目標なのではなく、「過程的な未来」（平和運動）自体にあるのです。それゆえに、「市民の平和力」は、非戦主義の「社会づくり」が重要なテーマとなってきます。

(2)

さて、これからさらに、「市民の平和力とは何か」という問題意識に沿って、日本における「市民的な平和運動」論を掘り下げていきたいと思えます。しかし、この点で、僕には、その能力と準備がまったく不足しています。それでも、無謀を承知で、「市民の平和力」の視点から論じてみたい。

すでに戦前において、例えば、中江兆民、幸徳秋水、北村透谷などに「市民的な平和思想」（非戦運動）をみることができます。また、戦後においても、市民的な平和運動が展開されています。しかし、二つの世界大戦における戦争やその準備とかかわって展開された20世紀の平和運動は、第二インターナショナルや「世界平和評議会」の運動にみるように、どちらかといえば、社会主義運動の下におかれ、「国家の平和」を求める政党主導の「平和運動」でした。

もともと一国社会主義のもとでは、「開発・独裁の国家」が優先され、国家自体の「暴力性」（官僚制支配や戦争）の変革が看過されています。ですので、社会主義国家においても、当然のように政治的弾圧や対外的な軍事侵攻を引き起こしてきました。たとえば、スターリンの「大粛清」、第二次世界大戦への「ソ連参戦」をはじめ、戦後でも、ハンガリー動乱（1956年）、中越戦争（1979年）、ソ連のアフガニスタン侵攻（1979～89年）などです。帝国主義的な資本主義国家と同様に、国家間の対立を無くしていくことなく、むしろ国家の「正当性」（社会主義の正義）が主張され、暴力・戦争を重ねてきたのです。それゆえに、平和の問題にあっても、戦争を廃棄する「非戦の平和」ではなく、「戦争」を前提とした「国家の平和」が追求され、国内ではナショナリズムによる「平和」、また国外ではソ連や中国を中心としたインターナショナルな「平和」が、特徴をなしてきたといえます。

他面では、戦後において、市民的な平和運動¹⁰が登場しています。第二次世界大戦後の米ソ対立とともに、日本においては、単独講和（サンフランシスコ条約）、朝鮮戦争、再軍備、米ソの核実験、日米安保条約などにみるように、漸次的に「冷戦体制」（アメリカ・ヘゲモニー）に組み込まれ、あらたに「核戦争の危機」に直面することになります。また、こうした動きに対し、政治運動、平和運

動の高揚をもたらしました。そこでは、ソ連の軍事侵攻や核実験が国際的な社会主義運動の分裂をうみ、平和運動を混乱させることになりましたが、他方で、国民的な政治運動（安保闘争）の高揚とともに、「憲法擁護」や「戦争放棄」（非戦）を求める市民的な社会運動が生成しています。それは、国家の平和というより、「社会の平和」を市民の力で実現しようとする反戦運動であり、平和運動です。その象徴的な運動が、アメリカによるベトナム戦争の本格化（「北爆」）とともに結成された「ベトナムに平和を！市民連合」（ベ平連）だったように思います。ここに、市民の政治力による「平和運動」が創造されたのです。

また、グローバリゼーションの進展——これは同時にアメリカ・ヘゲモニーの衰退を意味するものです——、ソビエトの崩壊のなかで、国家間の政治的・経済的な対立や地域紛争が頻発し、また対立・紛争の軍事的な解決——コソボ紛争、アメリカのアフガニスタン侵攻、イラク戦争、ロシアのウクライナ侵攻など——が優勢していくなかで、「世界戦争の危機」が深まっています。このなかで「大国の軍事化」が急速にすすみ、日本でも、憲法九条を中心に日本国憲法を「改正」し「戦争のできる国」に変えていこうとする動きや、「集団的自衛権」行使の容認、安保関連法の改正などアメリカとの「軍事的一体化」が、進展しています。こうした事態の進行を受けて、現在、あらたに「九条の会」（市民団体、2004年設立）¹¹が結成され、さらに市民の平和運動が展開されています。ここには、「戦争放棄を謳った憲法（前文・九条）」を積極的に活かし、たんなる「憲法擁護」ではなく、戦争のない世界（永遠平和）をもとめて、その運動がアピールされています。「憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができる」¹²と考へ、「平和を求める世界の市民」とともに、「日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めること」¹²を訴えるのです。現在求められているのは、こうした市民主体の平和思想であり、平和運動でしょう。

僕の「市民の平和力」論は、こうした市民主体の平和運動を評価し、さらに発展させようと意図しています。この点からすれば、「ベ平連」であれ、「九条の会」であれ、その運動は「市民主体」ではあるものの、あくまでも国家（戦争）に対抗する政治運動として提起されたものです。その運動は、政治レベルに限定されています。しかし「九条の会」の理念にみるように、その運動の理念としては、日本の戦争や戦争準備に対する反対に限定されたものではありません。憲法九条が、国民国家を超え「日本と世界の平和な未来」を指し示すものとして、積極的にアピールされている点が注目されなくてはなりません。この点を受け止めるなら、「日本と世界の平和な未来」をつくるために、「政治の変革」ばかりではなく、さらに資本と国家を超える「市民社会づくり」が求められなければなりません。

この課題は、これまでの「国家の平和」を担う国民ではなく、資本と国家をこえ「世界の平和」を実現していく「世界市民」への主体転換も含んでいます。この点を探求するのが「市民の平和力」論なのですが、現地点で僕は、これを十全に展開することはできません。とはいえ、手掛かりだけでも提示できたらと、最後に、三人の「平和の市民科学者」——僕の勝手な命名ですが——を取り上げておきたいと思います。その三人とは、鶴見良行さん、竹中千春さん、重本直利さんです。この三人をとり上げるのは、永遠平和（非戦）を求め、それぞれの角度から、資本と国家を超える「市民社会づくり」を探求・実践している人たちだからです。この方たち以外にも、取り上げるべき人たちがいるかと思いますが、今後の課題としておきます。

(3)

■ まず最初に取り上げるのが、鶴見良行さんです。鶴見さんは、よく知られているように、アメリカのベトナム戦争に対する反戦運動を展開した「ベ平連」の活動家の一人です。この反戦運動のなかで、驚くべきことに、「国民断念運動」を提起していました。その思想は、「日本国民としての断

念」といった論文¹³に集約されています。平和運動を政党主導の運動から市民主体のものに転換していったベ平連の運動は、そのことだけでも画期的なことでしたが、そのなかで鶴見良行さんは、平和の問題を世界の問題として受け止め、国家の問題を、自らの国民性との関連で問題化し、平和主体の変革を提起していたのです。

鶴見良行さんが、自らの「国民断念運動」をおこなう理由について、次のように語られています。

そのひとつは、終末兵器、絶対兵器としての熱核兵器が開発された現代においても、世界は依然として民族国家に分割されているが、各国国民がそれぞれの国家主権に固執するがぎり、人類は、もはや総体としてこの時代を生きのびられないのではないかという観察である。その二は、第一の観察結果と歴史的、社会的に関連する事柄であるが、高度に機械化され緊密に組織化された国家社会の内部において、多くの人びとが人間的に疎外された生活をすごしているという観察である。こうした状況を克服し、わたくし自身の生を回復する原理として、わたくしは反権力の運動としての平和運動を考える。¹⁴

このように国民国家の内外で深刻な「人間の問題」が「観察」されるがゆえに、鶴見さんは、「反権力の運動としての平和運動」を提起したといわれています。この観察は鋭く、そのまま今日でも有効で、わたしたちは、さらに危機的な状況にあるとさえいえます。憲法九条に対してもハッとするような捉え方があります。鶴見さんは、憲法九条を「国の自衛戦争をも認めない絶対的非武装主義と解釈する」¹⁵としたうえで、その九条のもつ意義を次のように語ります。

憲法第九条が完全非武装主義であるということは、国家および憲法それ自体にとって何を意味するのか。国が自衛の手段としての武力をも放棄するという事は、いってみれば国家としての破産宣言なのであって、厳密に言えば、日本はあの日以来、国家ではなく、世界でもその呼称が定まっていなかったようなまったく新しい組織集団であったはずなのである。国家の基本要件としての自衛権を欠く集団はもはや国家ではないこと理の当然である。¹⁵

憲法九条の規定は、「国家の基本要件としての自衛権を欠く集団はもはや国家ではない」ことを意味し、たんなる「新集団」にすぎない。その点からみれば、警察予備隊の創設や再軍備の進展は、むしろ「新集団」から「国家」に逆行するものだと看破するのです。したがって、「九条に固執することは、すでに与えられた権利の擁護運動であるよりも、失われたものの復権運動あるいは新しい価値の創造運動という性格をおびるだろう」¹⁶とみなしていくのです。なんと鋭い指摘でしょう。このように国家・国民を問題化して、「反権力の運動としての平和運動」¹⁷を展開していく鶴見良行さんは、自らの姿勢について、次のように語ります。

わたくしは、絶対平和主義者ではないが、自分自身が暴力をつかわない平和主義者として行動したいと思う。この二つの概念を区別するのは、わたくしが、主権国家と熱核兵器の問題、および後進社会の解放および発展の問題を、今後何十年か何百年にわたり人類が当面する二つの主題と予想しているので、後進地域社会における抵抗者にまで生存のための武力的抵抗を断念せよと希望することはできないと感じているからである。だが平和運動が大国の武力援助や直接介入をおしとどめようとするれば、後進社会における暴力の結果も、ベトナム戦争の惨状を呈することはあるまい。いずれにしてもそれは、先に先進工業社会を建設した者の、後進社会にたいする人間的な仁義の問題である。¹⁸

鶴見さんは、長期的には、「後進地域社会における抵抗者にまで生存のための武力的抵抗を断念せよと希望することはできない」という現実にあいながらも、それでも「平和運動が大国の武力援助や

直接介入をおしとどめようとするれば、後進社会における暴力の結果も、ベトナム戦争の惨状を呈することはあるまい¹⁸と考え、暴力を使わない平和主義の「非戦運動」に希望を見いだしていたのです。

こうした「反権力」の姿勢は、のちに「アジア問題」の研究、また『バナナと日本人』（1982年）、『海道の社会史』（1987年）、『辺境学ノート』（1988年）、さらには『ナマコの眼』へとつづく国家史観への批判的な研究¹⁹となり、「海からみた国境を超えた地域文化」、あるいは「国家の経済や歴史」の「裏側」に迫いやられた「海民たちの文化」を追究する研究活動につながっていきます。その意図は、『ナマコの眼』の「あとがき」に集約され、明快に語られています。鶴見さんは、「ナマコに対する“とるに足らない”“醜い”といったヒト中心の評価がある。そうしたヒト族の手前勝手をナマコの眼で語ってみたい」と述べ、次のような文を綴るのです。

ナマコにだって歴史を語る資格はある。

熱帯アジアに始まった探索が思いがけず、寒帯アジアに及んだ。マニラメン、アボリジェーからアイヌ、ツングースまで視野の広がりを与えてくれたのは、ナマコである。

棘皮動物が国家や人種を超える発想を与えてくれた。²⁰

含蓄のある文章です。ナマコ文化を作りだしたのは「海人」であって、それは柳田国男がいう「山人」と同様に、国家を超える「原遊動性」（柄谷行人）をもった人間のあり方を示しています。いわば、「国家の戦争」を超える「市民の平和力」の起源を指し示しているかのようです。また、ナマコの地域文化は、戦争に通じるグローバリゼーションではなく、国境を超える平和的な地域文化のあり方を示しているように思えてなりません。反権力の政治批判が、国家を超える創造的な社会認識へと飛躍していく鶴見良行さんの姿がみえてきます。

■ 次に取り上げるのは、竹中千春さんです。

竹中さんは、『ガンジー —平和を紡ぐ人』の著者で、サバルタンやジェンダーの視点から暴力批判を展開し、非暴力主義としての「平和の主体」のあり方を積極的に追求されています²¹。そこでまず、竹中さんの暴力批判から見ていくことにします。

暴力の破壊力の大きさと国家への集中を前に、暴力は今日、人類の「歴史の発展」、[革命の前進]という普遍主義的イデオロギーと切り離され、民衆の抵抗・反乱の政治的手段としての有効性を失ったかに見える。おそらく私たちはそういう時代に生きている。暴力は死と破滅のみしかもたらさないという事実を前に、自由のための闘いには、新しい形が構想されている。「正義」のためには人が殺されても仕方がない、崇高な「目的」のための殉死が必要だという考え方には、ある「価値」と人間の生命を取引きする問題がはらまれている。ひとりひとりの人間が生きることの尊厳を認めることが、まず非暴力の根本的根拠である。精神分析学の中だけではなく、政治の世界においても、絶望から革命と千年王国が創造されるという信念を批判し、暴力と悲劇からは自由は生まれえないという知恵を学ばなければならない。²²

竹中さんのこのような暴力批判は、近代国家ばかりでなく「社会主義国家」にも向けられ、そもそも「戦争・革命・内乱といった暴力、殺人と破壊の必要性を擁護する「正義」がありうるか」²³と根源的に問いかけます。この問いは、暴力を行う「国家」の側にはではなく、暴力を受ける被害者の側に立って、暴力を根底的に批判し、そこから「ひとりひとりの人間が生きることの尊厳を認める」ような平和主体のあり方を問うものです。現実には、「暴力の被害者たちはおしなべて、一人の人間としての心身の一体性を破壊されるだけでなく、人々の集まりとしての社会との絆を切り裂かれて、他者を信頼できない不安と恐怖の下で生き延びざるをえない」²⁴。そのために、彼らは「言葉」を失っている。したがって、代弁者たる研究者が、被害者の「不安と恐怖」を再言語化し、オルタナティブな

「知」を再構築すべきだとするのです。まさに然りです。平和主体は、声なき暴力の被害者も含まれ、その主体形成には市民主体化のアソシエーション運動があります。

周縁の人々が立ち上がり、既存の「知」の支配から自由になり、「知」の主体性をめざす動きは、大国、国家、欧米、男性、エリートといった権力を持つ人々の保守してきた「平和」に対抗するものを探り出す可能性を秘めている。ただし、そうした新しい言説が、平和的なものになるとは限らない。逆に、国家やエリートに対する暴力を正当化するものとなるかもしれない。あるいは、相対的な弱者、つまりマイノリティや女性などに対する暴力的弾圧を呼び覚ますかもしれない。まさに、暴力の被害を被ってきた人々が力を持つとき、暴力を使う主体に成り代わるという「暴力の連鎖」のダイナミクスである。

にもかかわらず、暴力の被害を受けて亡くなった人々を鎮魂し、暴力の被害を生き延びた人々が回復していくための言葉や方法も、豊かになってきている。つまり、「暴力の連鎖」を止める「知」が求められ、積み上げられてきている。そうだとすれば、グローバルな民主主義と市民社会が展開する時代には、暴力を克服し、平和をつくる草の根の主体の声が無視できない力となってくるのではないだろうか。小国、非国家主体、途上国、女性、民衆を主体とした「インクルーシブな平和」を描き出す、サバルタンでノンエリートの平和の言説が創造されえるのではないだろうか。²⁵

非暴力や非戦には、暴力が平和に変わる論理が必要です。竹中さんは、ほかならない暴力の被害者の「声」が「暴力の連鎖」を止める「知」となるとき、「暴力を克服し、平和をつくる草の根の主体の声が無視できない力」となるのではないかと考えるのです。そのようなものとして、サバルタン研究やジェンダー研究においては、「オルタナティブな『知』の再構築」が必要であり、その「知」を創造していく実践を求められるのです。そして「人々がそのような言説を生み出し共有する過程は、従来の学問と教育の関係にも変革をもたらすに違いない。つまり、すでに確立した「知」を無知な人々に教え込むという教育ではなく、誰もが同じ土俵の上で自由に平等な主体として語り合い、ともに考え、『共同の知 (collective knowledge)』を見出すという、市民的かつ民主的な学びの方法である」²⁶と捉えています。そのうえで、「共同の知」を獲得する方法を別出し、以下の三点を指摘しています。

- ① 「知」をどう養うのかという問題として、「ダイナミックな「知」の変動を促すには、批判的な脱構築と統合的な再構築を繰り返す思考方法を学ぶ必要がある」こと。
- ② 情報伝達や意思決定において「多くの主体が参加する時代」となっていることから、「言語を使ったコミュニケーションと、それを土台とした社会的なネゴシエーションが一段と重要になっている」こと。
- ③ 「現実的な妥当性を持つ実践的な教育の必要性である」こと。²⁶

このように、「批判的な脱構築と統合的な再構築」、「多くの主体」が参加する「ネゴシエーション」（建設的な話し合い）、そしてまたリアリティのある「実践的な教育」によって、「共同の知」を獲得していくのが「市民的かつ民主的な学び」であり、またこの「学び」こそが「暴力的な抑圧や差別の下に置かれてきた人々の沈黙を破り、そうした人々の経験を言語化することによって、新たな平和を見出そうとする方法」²⁷だと捉えるのです。

こうした「知」は、「国家の暴力」に対する批判的想像によって構築されるものです。「近現代の国家」は「暴力を集権化した組織を備え、それを基礎に国際社会における主権を維持する」ものとしてあり、「国家の暴力は正当であり、逆に国家に反抗する暴力は不当である」としています²⁷。また「国際政治という学問」は、そうした認識に立って、「国家間の軍事的な勢力均衡が国際政治の土台を形作る」といった「知」を説き、その裏側にある「知」（「爆弾を落とされる小国や民衆の側の国

際政治」²⁹⁾をないがしろにしてきたわけです。また、国民国家ばかりでなく、「革命」・「解放闘争」や「非国家主体」（民族、宗教）における暴力にも、同様な過ちにありました。竹中さんは、こうした「国家の暴力装置を動かす側の視点」からする「知」を脱構築し、「オルタナティブな平和」の「知力」を再構築していく「批判的想像（創造）」を、暴力の被害者とのアソシエーションを介して、主張されるのです。

確かに、この「知力」の再構築は、非暴力の未来社会には欠かせません。暴力批判では、その被害者の「声」が主体化されてこそ、批判的な平和像がうまれてきます。また、その「想像力」こそが、非暴力の「市民社会づくり」への実践を可能としていくのでしょうか。竹中千春さんは、「非戦」（暴力をなくす）の観点から、脱国家を主張するばかりでなく、脱国家を実現していく「主体」の形成を問題にしているわけですが、その主体形成は「専門家」の領域内にはありません。「専門家」と「主流の権力から排除され発言権を持たなかった、黙って泣き寝入りすることを強制されてきた周縁的な存在」³⁰⁾の「声」との市民的アソシエーションにおいて捉えられるとするのです。

竹中さんが、ことにガンジーの生き方に注目していくのは、人々との主体的な結びつきを大事とする批判的想像力をみるからだろうと思えます。「市民の平和力」に不可欠な視点であり、主体自体の変革のあり様が浮かび上がってきます。

■ 最後は、重本直利（別称：重本冬水）さんです。

重本さんは、平和の問題を、社会経営学の視点から、「共生社会」を創出していく論理として提起されています。平和問題は、たんに政治問題としてあるのではなく、資本主義社会の問題にあるとし、「いかに資本主義をマネジメント（制御）していくか」という課題を正面から受け止め、理論的、実践的に追求していくのです。

社会的不正義（不平等）、環境破壊、貧困、抑圧などの要素を排除する包括的・積極的平和政策のみが戦争をくい止めることが出来ます。³¹⁾

「社会的不正義（不平等）、環境破壊、貧困、抑圧などの要素」は、資本主義がもたらしたものであり、この「要素を排除する包括的・積極的平和政策」に「戦争をくい止める」——「非戦」（永遠平和）——平和力を見いだしているのです。そしてまた「要素を排除する包括的・積極的平和政策」という点を明らかにする方法が、重本さんのいう「社会経営学」です。これは、通常の利潤追求的な「企業経営学」と異なり、いわば「社会」視点から経営のあり方を「改造」していく「実践理論」です。すこし聞きなれない概念ですので、若干説明しておきます。

もともと重本さんが「社会経営学」を提起する原点は、1990年代以降に現出したさまざまな社会問題（「企業不祥事」）を根本的に解決する力を、既存の「経営学（者）」が失っているという批判にありました。そしてこの問題性の核心を、『社会経営学序説』（2002年）では、経営学（者）の前提（意味づけ）にこそあると鋭くとらえていました。

「前提こそが全問題」であると自覚するヴェーバーの高みに共感しつつも、他方でこの前提を問うことなく専門に閉じこもる「職業としての学問」の方法を、われわれは今どう考え、どう反省するのか、このことを問題とせねばならない。現在、社会科学（者）は、現代社会において与えられている諸前提（それは特定の意味を伴っている）に対して、どういう方法を取り、どう行為しようとする準備状態と傾向性にあるのだろうか。われわれは学問の現在の諸前提を問う態度をもったアカデミズムを新しく構築せねばならないという時代に生きている。³²⁾

このように社会科学（者）の前提を問い、あらためて「問題性格の特定」を積極的に行っていく点にアカデミズムの現代的意義があるとしていたのです。そのうえで、重本さん自身は、「経営」（資

本)による「コミュニティの解体」を問題化し、この点を「社会合理的」に解決する「市民経営学」として「社会経営学」を意味づけていました。しかし、この点は、理論研究の課題として、その後、共同研究を介しながら、さらに深められています。例えば、『社会経営学研究——経済競争的経営から社会共生的経営へ』（2011年）、『ディーセント・マネジメント研究——労働統合・共生経営の方法——』（2015年）、『社会共生学研究——いかに資本主義をマネジメント（制御）していくか——』（2018年）があります³³。

これらの理論研究では、社会経営学を「社会共生のマネジメント」（社会共生学）として発展させ、「社会共生学」の課題を、「経済競争のマネジメントから社会共生のマネジメントへ」の転換におき、「いかに資本主義をマネジメント（制御）していくか」という点に眼を向けています。

「社会共生のマネジメント」（社会共生学）は、「新たな社会の実質を形作る組織マネジメントの方法である。それは、『個人と全体』という疎外された二項図式を超える組織マネジメントの実質化、個々人が参加できる民主的な意思決定システム構築の取り組みである。これによって『資本主義をマネジメントする』ことが可能となり、このことが新たな社会主義の内実となる。このマネジメントは、資本の問題解決のために社会を変えるのではなく、社会の問題解決のために資本を変える営みである」と。³⁴

重本さんのいう「社会共生のマネジメント」は「社会の問題解決のために資本を変える営み」として提起されるものです。そして、この「社会の問題解決」には解決すべきさまざまな問題があり、その問題の対象的性格によって「社会経営学」の名称が変えられ、自在に新たな学問領域を提起することにもなります。したがって、このなかで「包括的・積極的平和構築の経営学」³⁵（＝「平和経営学」）が提起されてくることにもなります。

ところで、「包括的・積極的平和構築」の内容として捉えられるものは、近代社会の「支配文化」ではなく、また「対抗文化」でもなく、あらたな「オルターナティブ・カルチャー」として意味づけられた「社会文化」です。一見、理念的な提示のようにみえますが、そうではありません。重本さんによれば、この三つ「文化」は、「一般的な社会の組織原理の諸現象」としてあり、「社会文化の共時性把握」³⁶において捉えられものとされています。これを「オルターナティブ・カルチャー」の視点から歴史的にみれば、「部分文化（下位文化・Subculture：SC）から対抗文化（Counter Culture：CC）、そしてオルターナティブ・カルチャー（AC）へといった通時性把握」³⁶が可能だとされるのです。この把握からすれば、社会に内在する「社会文化」においてどの文化が優位にあるかによって「歴史的転換」の方向が与えられてきます。だからこそ、「市場原理（資本主義経済）が近代に特有のものであり、これを相対化する社会科学および社会文化の方法論」が強調されてきます。したがって、現にある「社会文化」において「オルターナティブ・カルチャー」を優位させていく——そのために資本主義をマネジメント（制御）していく——「市民運動」において、「包括的・積極的平和構築の経営学」が提起され、その内容が提示されてくることになるのです。詳しく説明できませんが、このポイントは、次のような点です。

- ①法人形態；株式会社法人（株数による票数、利益配当が目的、制限なし）中心から協同組合法人（一人一票、相互扶助が目的、利益配当制限あり）中心に転換し、その連合による「経済人の共同」が、巨大企業と資本市場を管理下におき（Contain；封じ込め）、社会的不平等と貧困をなくすことによって戦争をくい止める。なお、日本の各地域にはすでに地域ごとに様々な協同組合があり、また中小企業組合という協同組合もあり、さらに中小企業家の経営者団体もあります。
- ②地域企業；「地域性のある企業」（中小企業）が中心となる経済構造の構築に向けての「経済人の共同」によって、「地域性のない企業」（大企業、特に巨大企業）が中心となっている中央集権国家から離脱し、地域社会（コミュニティ）の主権確立へとつなげ、地域主権に基づく「連邦共和

国」によって社会的不平等（地域間格差を含む）と抑圧（企業間の抑圧的多重構造）をなくし戦争をくい止める。

③産業構造；農業（第一次産業）の育成を中心にした産業構造再編に向けての「経済人の共同」が環境破壊をくい止め、そして戦争をくい止める。なお、各地域ごとに農業協同組合法人があり、また農業生産の協業を図る農事組合法人があります。……………

④ 組織マネジメント³⁷

ただ「④組織マネジメント」については、他の個所で、わかりやすく原理的に語られていますので、その一文を挙げておきます。

一人ひとりが自由な人間として意思決定（選択）と責任をもちうることを前提として、マネジメントを行うことが可能な仕組みを、各レベルの組織体（行政、企業、学校、病院、福祉施設、市民団体など）で実現できるならば、ファシズムを回避することが出来るだろう。そして、これらの組織体の連携は、社会共生とも言える「新しい自由で平等な脱経済至上主義社会への道」となるだろう。³⁸

このように、重本直利さんは、「永遠平和」（不戦）の実現を、政治運動にとどまらず、平和のために資本主義をマネジメントする「社会運動」を提起されているのです。まさに根本的な問題提起です。が、今日の平和運動——憲法九条を未来世界に生かす——にあっては、避けて通ることのできない課題を示すものといえます。そしてまた平和の未来は、市民主体なしには、実現しえないことを示唆しています。ここにこそ、市民の平和力をみることが出来ます。

ところで、重本さんには、もう一つの「作品」³⁹があります。それは、24年にわたり、そのリーダーとして展開した「京都社会文化センター」（アソシエーションイズム）の実践です。理論研究と同時に、「社会文化運動」があるのです。この実践は、「片手間なもの」ではなく、「社会経営学」を検証していく「実践」です。というより、この実践をするために「理論研究」があったというべきで、「平和の市民科学者」としての重本さんらしい生き方です。「平和構築」は、机上の上にあるのではなく、まさに「現場実践」の問題なのでしょう。

この活動を一口で紹介することはできません。かわりに、『京都社会文化センター活動史（1999年－2023年）—その思想と論理—』において、重本さん自身が整理した「活動事例」を紹介しておくことにします。本書の目的は「全体として京都社会文化センター活動の思想と論理を明らかにすること」におかれています。その構成は、第Ⅰ部「京都社会文化センター活動史」、第Ⅱ部「京都社会文化センターの諸活動」、第Ⅲ部「社会文化活動の思想と論理」からなり、その活動の具体像を明らかにするものとなっています。そして、第Ⅰ部の活動の歴史は、「前史」・「前期活動史」・「後期活動史」に区分されています。どの時期も、あまりにも多種多様な活動を展開されていますので、ここでは、「前期活動史」・「後期活動史」を事例的に紹介するにとどめます。

〈前期活動史〉⁴⁰

- ◆NPO京都社会文化センター設立（1999年7月）、自主管理的・主体的な社会活動の場を創る。
- ◆特定非営利活動法人京都社会文化センターとして法人認証（2000年1月）、京都市内三条御幸町南東角1928ビル〈毎日新聞社京都支局〉1階同時代ギャラリーを事務所としてスタート。
- ◆教育事業、出版事業、国際交流事業、文化芸術事業、市民メディア支援事業の5事業で、出版事業は『IT社会の構造と論理』、『社会文化研究』6号～13号の発行、国際交流事業は韓国（「文化の家」など）とドイツ、市民メディア支援事業は「京都コミュニティFM開局」を目指す。
- ◆「5・18光州民主抗争20周年、平和と人権を考える」開催（2000年5月30日－6月4日、京都）、「社会文化運動の韓日比較研究」共同研究会（2001年2月、京都）、光州5・18の式典に招

待訪問（2001年5月、光州）、釜山民衆抗争記念館・李相録氏の招聘（2002年3月、京都）、「光州の記憶から東アジアの平和へ」京都展開催（2005年12月13-25日、京都市美術館）。

- ◆教育事業は2005年3月開設の京都自由大学への支援事業。
- ◆文化芸術事業として京都シネマ（四条烏丸）との共同事業。文化庁補助金の申請（2007年一）。ドキュメンタリー映画「未来世紀ニシナリ」上映（2008年）。
- ◆新たに研究事業として京都社会文化センター付属の市民科学研究所を設置（2009年1月）。

〈後期活動史〉⁴¹

- ◆2009年3月、京都社会文化センターとしてはじめて「場」を確保、下京区油小路通松原下ルの町家（付録・関連データ・資料⑪⑫⑬参照）。
- ◆2010年度連携団体は、NPO法人京都自由大学、「韓国併合」100年市民ネットワーク、NPO法人日本希望製作所、京都経済短期大学、京都シネマ、NPO法人洛西文化ネットワーク、学術人権ネットワーク、国際人権A規約第13条の会など12団体。一部団体事務所を京都社会文化センター内に置く。
- ◆教育事業として、書評サロン、ともいき塾（2022年度で100回を超える）、「町家キャンパス」の京都自由大学講座、ハングル講座、英会話講座、松原京極商店街関係者の講座など。
- ◆出版事業として、年報『市民の科学』、年報『社会文化研究』、叢書『京都自由大学のひとびと』の発行。
- ◆2015年度施設使用団体は、市民科学研究所、京都自由大学、社会文化学会、労働組合法人全国大学大ユニオン、大学評価学会、松原京極商店街振興会、日本希望製作所、大学オンブズマンなど。
- ◆文化芸術事業として、映画上映会、祇園祭の夕べ、町内会主催地蔵盆、商店街主催イベント、ライブコンサート、町家ギャラリー（三島倫八油絵展、藤本里香水墨画展、照井日出喜写真展、三宅正伸活動写真展）。

まさに地域（京都）におけるさまざまなアソシエーション運動の姿を見ることができます。こうした活動が、地域全体を覆っていくとしたら、市民自治の平和が築かれ、資本と国家を超えていく「平和力」となっていくでしょう。

以上、「平和の市民科学者」と呼んだ三人を取り上げ、「市民の平和力」について探求してきました。国境を超えた平和な地域社会のあり方、暴力や戦争の被害者と連帯する批判的な想像力、地域社会の平和的な自治づくりの科学や実践のあり方など、三人三様に提起された主張は、「市民の平和力」の諸側面を捉え、「永遠平和」を主体的に構築していく手掛かりを与えてくれているように思えます。

最後に、この検討のなかで提起したかったキー・ポイントをまとめると次の三点があげられます。

第一に、「永遠平和」を実現していく「運動」は、たんに「国家の政治」を変えていく点にとどまるのではなく、資本と国家が支配する「暴力・戦争の社会」自体を変革する実践が求められるという点です。「永遠平和」の実現には、資本と国家の枠組みを「平和理念」に従属させていく必要があるからです。第二に、その実践主体は、政治政党にあるのではなく、市民にあることです。平和は、当然ながら、政治問題にとどまらない社会変革の問題としてあるからです。第三に、平和への実践は、資本と国家を超える「社会変革」ばかりでなく、同時に国民としてある存在の「自己変革」が求められてくるということです。平和の未来には、国民や民族の支配から離脱し、世界市民的（普遍的）な批判的想像力による地域・地域連合が必要だからです。

「市民の平和力」を探求しながら、こうした主張を行ってきたわけですが、まだまだこの問題の探求は始まったばかりで、多くの課題が残されています。

あとがき

この論稿は、市民科学通信 51 号（2024 年 8 月号）からはじまり、半年かかって、ようやく一応のけじめをつけるところまでたどり着きました。あらかじめ完成された原稿があったわけではなく、一定の見通しをもって書き始めたのですが、さすがにこのテーマは僕にとって荷が重いものでした。多くの不十分さを自覚しています。しかし、大国による「世界戦争」の危機が増しているなか、「平和運動」や「永遠平和学」の進展が急がれています。未熟さを顧みず、引き続き「平和の問題」を取り上げていきたいと考えています。また、活発な議論をいただけたら幸いです。

(注)

- 1 柄谷行人「平和の実現こそ世界革命 — 『世界史の構造』をめぐって—」世界、2010 年 10 月号、122 頁。
- 2 柄谷行人、同上、124 頁。
- 3 柄谷行人『憲法の無意識』岩波新書、2016 年、194 頁。
- 4 柄谷行人、同上、132 頁。
- 5 柄谷行人、同上、132～133 頁。
- 6 柄谷行人、同上、184 頁。
- 7 柄谷行人、同上、20 頁
- 8 カント『永遠平和のために／啓蒙とは何か』182 頁。
- 9 柄谷行人、同上、105 頁
- 10 参照文献：吉川勇一編『反戦平和の思想と行動』（社会評論社、1995 年／田畑忍編『非戦・平和の論理』法律文化社、1992 年／小菅信子『20 世紀の平和思想』岩波現代全書、2015 年
- 11 「九条の会」の呼びかけ人には、井上ひさし（作家）、梅原猛（哲学者）、大江健三郎（作家）、奥平康弘（憲法研究者）、小田実（作家）、加藤周一（評論家）、澤地久枝（作家）、鶴見俊輔（哲学者）、三木睦子（国連婦人会）の 9 名がいます。
- 12 「九条の会」アピール、2004 年 6 月 10 日
- 13 鶴見良行著作集第 2 巻、みすず書房、2002 年、84 頁（初出：別冊「潮」（7）、1967 年 10 月）
- 14 鶴見良行著作集第 2 巻、同上、84 頁
- 15 鶴見良行著作集第 2 巻、同上、93 頁。
- 16 鶴見良行著作集第 2 巻、同上、94 頁。
- 17 鶴見良行著作集第 2 巻、同上、84 頁。
- 18 鶴見良行著作集第 2 巻、同上、98 頁。
- 19 鶴見良行さんの著書は数多くあります。ここでは代表的な作品だけを掲載しておきます。
『反権力の思想と行動』（盛田書店 1970 年）、『バナナと日本人』（岩波書店、1982 年）、『海道の社会史』（朝日選書、1987 年）、『辺境学ノート』（めこん、1988 年）、さらには『ナマコの眼』（ちくま学芸文庫、1990 年）、『東南アジアを知る — 私の方法』（岩波新書、1995 年）
- 20 『ナマコの眼』、ちくま学芸文庫、1990 年、555 頁。
- 21 竹中千春さんの主な著書には、次のものがあります。
『サバルタンの歴史—インド史の脱構築』（ラナジット・グハほか著、岩波書店、1998）、『世界はなぜ仲良くできないの？ — 暴力の連鎖を解くために』（阪急コミュニケーションズ、2004）、『盗賊のインド史—帝国・国家・無法者』（有志舎、2010）、『千春先生の平和授業 2011～2012 未来は子どもたちがつくる』（朝日学生新聞社、2012）、『世界史の脱構築—ヘーゲルの歴史哲学批判からタゴールの詩の思想へ』（ラナジット・グハ著、立教大学出版会、2017）、『ガンディー—平和を紡ぐ人』（岩波新書、2018）
- 22 竹中千春「『暴力について』再考 — 非暴力主義の現代的意義」坂本義和編『世界政治の構造変動 3』岩波書店、1994 年、225 頁。

- 23 竹中千春、同上、234 頁。
- 24 竹中千春「平和の主体論 —サバルタンとジェンダーの視点から」平和研究 42、2014 年、3 頁。
- 25 竹中千春、同上、13～14 頁。
- 26 竹中千春、同上、14 頁。
- 27 竹中千春、同上、4 頁。
- 28 竹中千春、同上、3 頁。
- 29 竹中千春、同上、3～4 頁。
- 30 竹中千春、同上、4 頁。
- 31 重本冬水「【対論(ついろん)】『平和経営学』(Peace Management)に向けて —「経済人の共同」と「国家の戦争放棄」との関連性—」市民科学通信第 45 号、2024 年 2 月、5 頁。
- 32 重本直利『社会経営学序説』晃洋書房、2002 年、4 頁。
- 33 重本直利編『社会経営学研究——経済競争の経営から社会共生的経営へ—』(晃洋書房、2011 年)、重本直利編『ディーセント・マネジメント研究——労働統合・共生経営の方法——』(晃洋書房、2015 年)、重本直利・篠原三郎・中村共一編『社会共生学研究——いかに資本主義をマネジメント(制御)していくか——』(晃洋書房、2018 年)
- 34 重本直利編『ディーセント・マネジメント研究——労働統合・共生経営の方法——』晃洋書房、2015 年、4 頁。
- 35 重本冬水「【対論(ついろん)】『平和経営学』(Peace Management)に向けて —「経済人の共同」と「国家の戦争放棄」との関連性—」市民科学通信第 45 号、2024 年 2 月、5 頁。
- 36 重本直利編『ディーセント・マネジメント研究——労働統合・共生経営の方法——』晃洋書房、2015 年、13 頁。
- 37 重本冬水「【対論(ついろん)】『平和経営学』(Peace Management)に向けて —「経済人の共同」と「国家の戦争放棄」との関連性—」市民科学通信第 45 号、2024 年 2 月、5～6 頁。
- 38 重本直利編『ディーセント・マネジメント研究——労働統合・共生経営の方法——』晃洋書房、2015 年、5 頁。
- 39 『京都社会文化センター活動史』刊行委員会『京都社会文化センター活動史(1999 年—2023 年)—その思想と論理—』汎工房、2024 年。
- 40 『京都社会文化センター活動史』刊行委員会、同上、17 頁。
- 41 『京都社会文化センター活動史』刊行委員会、同上、31 頁。

(なかむら きょういち)